

学部・研究科等の現況調査表

研 究

2020 年 7 月

電気通信大学

目 次

1. 情報理工学域・情報理工学研究科	1 - 1
--------------------	-------

1. 情報理工学域・情報理工学研究科

(1) 情報理工学域・情報理工学研究科の研究目的と特徴	1-3
(2) 「研究の水準」の分析	1-4
分析項目Ⅰ 研究活動の状況	1-4
分析項目Ⅱ 研究成果の状況	1-13
【参考】データ分析集 指標一覧	1-16

(1) 情報理工学域・情報理工学研究科の研究目的と特徴

1. 本学の第3期中期目標の基本的な目標（前文）には、「世界水準の教育力と研究力を両輪とする均衡のとれた教育研究機関として、国内外からユニークな学生・研究者が年齢・性別の隔てなく集い活躍できる環境を提供する。これをもって、確かな専門性と学際的・複眼的な思考力を備えグローバルな環境で技術や社会を先導することのできるイノベティブなグローバル人材を養成し、更に次世代科学技術分野及び既成概念に捉われない境界・融合領域の学問分野を創造する。」との教育・研究の目標を掲げている。
2. 同じく第3期中期目標の「研究に関する目標」には、「総合コミュニケーション科学の世界的拠点を目指して、本学の強みである光科学分野における高い研究水準の維持・向上を図るとともに、情報学基礎、通信・ネットワーク工学、計算機科学、ロボティクスなど、より一層の特色ある研究力を強化する。」「研究推進機構における本学研究力の分析を踏まえ、本学の強みを伸ばすための研究実施体制を構築する。また、研究者支援を充実させ、若手研究者、女性研究者、外国人研究者を確保する。」と記載している。
3. これらの目標を達成するため、本学域・研究科は、学長の強力なリーダーシップの下、単科系大学の強みを活かした機動的で柔軟な組織体制を構築しており、国内外の大学・研究機関・企業等との多様で豊富な研究者・研究支援者ネットワークを最大限に活用しつつ、自然、人工物を対象とする高度な理工学に関する学問領域、情報処理や通信、ならびにこれらの融合に関する学問領域、人間の知識、行動、および複雑な社会経済システムに関する学問領域の研究を行っている。
4. 具体的には、情報学（情報技術を駆使したメディア・経営・セキュリティ分野の高度な応用の創出）、情報・ネットワーク工学（高度コミュニケーション社会の基盤となる情報・通信・ネットワーク技術の飛躍的な発展）、機械知能システム学（計測・制御、ロボティクス、機械工学を総合して人間と環境に調和する「ものづくり」の推進）、基盤理工学（光科学、エネルギー、情報処理・情報通信、機能性材料などの革新的な次世代要素技術の創出）などの特徴を有する研究を推し進めている。
5. なお、本学域・研究科の研究分野は、Society5.0で求められる基盤技術・コア技術として列挙される科学技術分野を全てカバーしており、このことは、本学域・研究科が、Society5.0の取組を通じてSDGsの達成に寄与し「超スマート社会」の実現を目指す社会ニーズに応じた研究を実践していることを表している。

(2) 「研究の水準」の分析

分析項目 I 研究活動の状況

<必須記載項目 1 研究の実施体制及び支援・推進体制>

【基本的な記載事項】

- ・ 教員・研究員等の人数が確認できる資料（別添資料 3101-i1-1）
- ・ 本務教員の年齢構成が確認できる資料（別添資料 3101-i1-2）
- ・ 指標番号 11（データ分析集）

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○組織的かつ戦略的な研究推進体制の構築

平成 28 年度に実施したリサーチパワー分布分析により、研究者間、組織間の有機的連携を進めることで更に研究の大型化の余地があることが明らかになった。この分析結果を踏まえ、学長の戦略立案・遂行を支える研究推進体制へと再構築し、研究者の組織化、学外組織との連携を促進するため、これまでの研究推進機構を発展的に改組し、「研究戦略統括室」、「国際戦略室」、「男女共同参画・ダイバーシティ戦略室」、「IR 室」を学長直下に置き、既存の産学官連携センター、研究活性化推進室、研究推進課等の学内関連組織と協働する体制とした。

（別添資料 3101-i1-3） [1.1]

○学内研究センターと連携した研究活動の展開

本学域・研究科は、学内研究センターと相互に連携し多様で先進的な研究活動を展開している。第3期中期目標期間では、平成 28 年度に、以下の3つのセンター・機構を設置している。

ー光・量子分野でイノベーション創出に繋がる世界レベルの基礎研究を推進し、本学の強みである光学分野の拠点形成を促進することを目的として既存のレーザー新世代研究センター及び量子科学研究センターで構成する「コヒーレント光量子科学研究機構」を設置した。量子科学研究センターが中心となり、国内外の研究者を3～4週間本学に招へいし、討議等を通じて同分野の国際共同研究に繋げることを目的とし、アト秒量子ダイナミクス理論に関する滞在型国際ワークショップを開催している。平成 28～31 年度の4年間で8回これを開催し、合計で国内外の研究者 157 名が参加している。また、文部科学省の「光・量子飛躍フラッグシッププログラム (Q-LEAP)」(H30～R9) に3件(代表2件、分担1件)採択され、両センターが中心となり、学外の研究機関との共同研究を立ち上げている。

ー学内の人工知能、ロボティクス、脳科学、サービスサイエンス等の研究分野を集結させ、汎用 AI の開発と次世代情報社会インフラを構築することを目的とした国立大学初の人工知能分野の研究センター「人工知能先端研究センター」を設置した。平成 31 年度末現在、11 社の賛助会員企業を集めるに至っており、それらを含めて多くの企業と共同研究を進めている。

ー広義の光学・低温物理学分野の強みを背景として、ナノトライボロジー（ナノレベル摩擦の科学）分野の確立を目指す「ナノトライボロジー研究センター」を新設した。同センターについては、平成 31 年度に実施した研究活動に関する外部評価において、「インフラ、電子機器など産業全体の観点からナノトライボロジーは重要な分野である。国内でも類を見ないナノトライボロジー分野の

研究センターを設置したことは、大学の個性の伸長に資する取組であり、日本における同分野の研究拠点となることを期待する。」とのセンターに対する高い期待とともに、本学の特色ある取組として取上げられた。（別添資料 3101-i1-4） [1.1]

○ネットワーク型 URA の普及・定着の取組

平成 29 年度、本学の URA が中心となり全国の URA と連携するハブとなるべく、UEC アライアンスセンター内に全国 URA 人材の職種と組織を超えたボーダレスで緩やかな連携の場である「URA 共創プラットフォーム (Co-creation Platform for networking URA)」を開設し、同プラットフォームにおいて、「研究成果の広報～伝え方のテクニックと戦略について考える～」、「ORCID の研究分析・IR への活用」、「海外の研究者から見た研究活動の国際化」、「第 6 期科学技術基本計画に向けた課題と URA への期待」等のテーマで計 8 回のミーティング・セミナーを実施し（参加者数 8 回合計 359 名）、様々なネットワークを活用して「つなぐ」機能を発揮し、新たな価値の創造を目指す URA 機能「ネットワーク型 URA」の普及・定着に向けた活動を推進した。ネットワーク型 URA の活動が認知された表れとして、リサーチ・アドミニストレーター協議会 (RA 協議会) 年次大会の主催校 (首都圏初) となり、平成 31 年度に第 5 回年次大会を開催した (テーマ: URA システムの定着に向けて～構想、越境、創発～ 参加者数: 686 名)。

加えて、平成 31 年度から URA の人事評価については、各 URA が職階ごとのスキルレベルを踏まえて上長と面談の上目標を設定し、半期ごとに目標の達成度、そのための行動プロセス、能力をスキルレベルに応じて点数化し評価する新たな URA の人事評価制度に基づき実施するとともに、UEC/URA 制度検討 WG において、新評価制度に基づく評価結果を給与に反映させるためのシステムを整備した。 [1.1]

< 必須記載項目 2 研究活動に関する施策／研究活動の質の向上 >

【基本的な記載事項】

- ・ 構成員への法令遵守や研究者倫理等に関する施策の状況が確認できる資料
(別添資料 3101-i2-1～9)
- ・ 研究活動を検証する組織、検証の方法が確認できる資料
(別添資料 3101-i2-10)
- ・ 博士の学位授与数 (課程博士のみ) (入力データ集)

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

○D. C. & I. 戦略の策定・推進

平成 29 年度、研究力強化構想 (研究大学強化促進事業) を更に加速する戦略目標について検討を行い D. C. & I. 戦略を策定し、「組織連携の拡大」と「資金獲得の強化」の取組を強力に押し進めた。

同戦略の下、平成 30 年度、新たな外部資金を獲得するため、学内研究者の組織化、学外組織との連携等を通じて新たな研究領域に挑戦する萌芽的研究プロジェクトに経費を支援する「研究インテグレーション促進支援制度」を整備し、平成 30～31 年度の 2 年間で、「医工連携による医療系大学間共用試験 OSCE の実技評価システムの開発」、「安全・安心を実現する制御システムの革新的秘匿化技術『暗号化制御』に関する研究」等 6 件の研究プロジェクトを支援した。なお、平成 30 年度に支援したプロジェクトのうち 1 件が、平成 31 年度、大型の外部資金 (科研費基盤研究 (S)) を獲得するなどの成果を得た。

また、平成 31 年度には、ターゲット企業との組織連携を推進するため、1 企業に対し複数の担当 URA を配置し、理事や産学官連携センター長の指揮の下、学内関連部署の職員と有機的に連携する「組織連携推進ユニット」を編成し、平成 31 年度は 2 企業と包括的産学連携の推進を目的とした連携協定を締結した。更に、本学が民間等外部の機関から経費を受け入れて、大学内に設置する研究組織をもって大型の共同研究を実施する「共同研究講座制度」を新設するとともに、多様な外部資金の確保を推し進め、研究成果のイノベーション連鎖につなげる取組をさらに加速し、外部資金獲得への給与面でのモチベーションを向上させるため「外部資金獲得貢献手当」を導入した。

加えて、イノベーション創出に繋がる産学共同研究を活性化させるため、「共同研究に係る適切な直接経費、間接経費計上のあり方」について検討を行い、エフォートに応じて教員人件費相当額を直接経費へ計上すること及び間接経費比率を直接経費の 10% から原則 30% に見直しを行い、平成 31 年度から運用を開始した。（別添資料 3101-i2-11）

○研究活動に関する自己点検・評価及び外部評価の実施

第 3 期中期目標・中期計画で提示した目標の実現に向けて研究活動が順調に推進されているか等について検証を行うことを目的に、現況調査表（研究）の分析項目に準じた様式による自己点検・評価を実施し「研究活動に関する自己点検・評価報告書」（平成 28～30 年度）にまとめた。また、同報告書に基づき、学外有識者による外部評価を大学独自で実施し、評価結果は「電気通信大学外部評価報告書」として学内諸会議で報告され、大学 HP を通じて公表した。

外部評価では、研究活動の状況について、「学長の戦略立案・遂行を支える全学的な研究推進体制を構築し、これらの組織的・戦略的な支援によって、質の高い研究成果を多数創出しており、学術論文、学会発表等を通じて国内外に積極的に公表している。特に、論文国際共著率は世界でトップレベルであり、グローバルな研究活動を積極的に展開していることを裏付けている。」との高い評価を得ている。また、研究成果の状況についても、「IF 値の高い学術論文誌への掲載や被引用数の高い世界トップレベルの論文を多数生産したほか、特許の認可や社会実装などに繋がる優れた研究成果を多く創出しており、学術的意義のみならず社会的・文化的にも卓越した研究成果をあげている。特に、光コムやトライボロジーなど非常にユニークなオンリーワンの研究を行っている研究者が大学の特性を活かした研究成果を多数生み出しており、高く評価できる。」との高い評価を得ている。[2.3]

<必須記載項目 3 論文・著書・特許・学会発表など>

【基本的な記載事項】

- ・ 研究活動状況に関する資料（工学系）（別添資料 3101-i3-1）
- ・ 指標番号 41～42（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

○組織体制・支援体制の強化による優れた研究成果の創出

前述のとおり、本学では、学長の戦略立案・遂行を支える全学的な研究推進体制を構築している。この組織体制のもと、若手教員の研究発表のための旅費の支援（平成 28～31 年度で 73 件）、若手教員の論文投稿料の支援（H28～31 年度で 51 件）、共同研究等を通じた研究者交流にかかる旅費の支援（派遣・招へい合わせて H28～31 年度で 30 件）、外国人著名研究者の招へいにかかる旅費の支援（H28～31 年度で 6 件）等、教員のニーズに応じた様々な研究活動の支援を行っている。

これら継続的な支援により、メディアの調査によると、本学の論文生産性は全国トップレベルであり、教員あたりの論文数（平成 26～30 年実績）では全国公私立大学中 8 位（国立大学中 6 位）であった。

更に、本学は、質（Quality）の高い研究業績の創出についても積極的に支援しており、例えば、上述の論文投稿料の支援では、Incites Journal Citation Reports*1 に登録されている国際学術論文誌（コアジャーナル）への掲載を条件としている。

これらの支援により、コアジャーナルのみに限定された論文情報が登録されている Web of Science*2 を用いた集計では、平成 31 年にコアジャーナルに掲載された本学研究者による論文数は平成 27 年と比べて 1 割増であるとともに、コアジャーナルの中でも特に質の高い Q1 ジャーナル（分野毎にインパクトファクター一順に並べトップ 25%以内に含まれるコアジャーナル）に掲載された論文の占める割合が最も多い結果となるなど、質の高い論文を堅調に生産していることが示唆されている。論文の質を測る上で重要な指標である被引用数についても、メディアの調査によると、教員あたりの被引用数（平成 26～30 年実績）では全国公私立大学中 25 位（国立大学中 17 位）と全国でも上位にランクしている。なお、本学の論文国際共著率についても高い水準にあり、US ニュース&ワールド・レポート誌「世界大学ランキング」における International Collaboration（論文国際共著率）の指標においては、学部を有する国立大で全国 1 位であった。

加えて、上述の支援により、学術論文だけでなく国際学会発表についても卓越した実績を残しており、Web of Science を用いた集計では、平成 28～31 年の教員あたりのプロシーディングス採録数、被引用数双方において、学部を有する国立大学中 1 位である。

その他、産学官連携センター、URA 等が中心となり、本学教員、学生等の研究活動の成果をもとにした知的財産の創出・取得・管理・活用を推し進めている。これらの取組により、平成 30 年度における本学の特許権実施等収入額は、全国公私立大学中 14 位（国立大学中 10 位）と全国的でも上位にランクしている。

（別添資料 3101-i3-2～7）

*1 Incites Journal Citation Reports

Clarivate Analytics 社が提供する、国際学術論文誌のデータベース。ピアレビューの実施、高いインパクトファクター値等を考慮し厳選された質の高い論文誌（コアジャーナル）のみが登録されている。

*2 Web of Science

Clarivate Analytics 社が提供する、学術文献データベース。コアジャーナルに掲載されている学術文献情報が登録されている。

<必須記載項目 4 研究資金>

【基本的な記載事項】

- ・ 指標番号 25～40、43～46（データ分析集）

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

- 「D.C. & I. 戦略」に基づく「組織連携の拡大」と「資金獲得の強化」の取組

平成 29 年度、研究力強化構想（研究大学強化促進事業）を更に加速する戦略目標について検討を行い D.C. & I. 戦略を策定し、「組織連携の拡大」と「資金獲得の強化」の取組を強力に推し進めた。

同戦略の取組等を通じて、共同研究に係る外部資金については、第 2 期中期目標期間最終年度に対して約 2 倍となる約 3 億 9,300 万円を獲得している。

なお、本学の共同研究による獲得額は全国的にも高く、民間企業との共同研究に伴う研究者 1 人あたりの研究費受入額において、全国公私立大学中 17 位（国立大学中 14 位）であった。（別添資料 3101-i4-2）

○科研費獲得増の取組

科研費獲得増を目指し、科研費説明会の開催、学内審査員による研究計画調書の事前チェック、URA による申請支援、科研費で不採択となった課題のうち有望な研究に対して助成を行い次年度の採択を促す「科研費獲得支援」(H28～31 年度で 17 件)等を行った。これらの取組の結果、平成 31 年度の科研費獲得額が第 2 期中期目標期間最終年度と比して約 2 割増加するなど大きな伸びを示した(H27 629,430 千円 → H31 738,380 千円)。

また、若手教員が実施する研究プロジェクトへの研究費の支援(H28～31 年度で 31 件)、若手教員の国際会議での研究発表の支援(H28～31 年度で 73 件)など若手教員に対する研究支援も積極的に行った。これにより、若手の新規採択率は、近年一貫して全国平均を大きく上回るとともに、平成 31 年度は、第 2 期中期目標期間最終年と比して 6.4 ポイント上昇した。

更に、本学の強みの分野の一つである情報系において高い採択数を誇っており、新たな審査区分とした平成 30 年度以降 2 年間の新規採択累計数では、「情報科学、情報工学およびその関連分野」で全国公私立大学中 9 位、「応用情報学およびその関連分野」で 7 位、「人間情報学およびその関連分野」で 9 位と中規模大学ながら総合大学と比肩しうる実績をあげている。なお、その他の強みの分野である工学でも、「機械力学、ロボティクスおよびその関連分野」において、全国公私立大学中 5 位と全国トップクラスの実績をあげている。

(別添資料 3101-i4-2～4)

<選択記載項目 A 地域連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

○自治体との連携

本学の情報系分野の強みを活かし、東京都立産業技術研究センター中小企業の IoT 化支援事業に採択されている。東京都、民間企業及び本学によるプロジェクト「図書館 IoT による IoT センサービジネス研究開発」として、IoT センサーによるスマート図書館の実現及びビジネスへの活用のための実証実験を実施するとともに、同じく、東京都、民間企業及び本学によるプロジェクト「IoT を活用したデジタルエリアマネジメントの研究」として、スタジアムなどの集客施設がある地域において、IoT を活用し来訪者の行動を促し経済効果を創出させるための実証実験を調布市において実施している。

また、平成 28 年度、地域それぞれの技術や研究成果を活かすため、鯖江商工会議所、鯖江市との相互連携協定を締結した。めがねや繊維、漆器産業で培った鯖江の技術に本学の最先端の知見を融合し、新商品開発や新技術の確立を目指すこととしている。同市との間で共同研究を 2 件実施しているほか、「さばえものづくり博覧会 2018」(平成 30 年 10 月 26～28 日)において、本学教員が、基調講演会での講演、ステージイベントでのデモ、およびデジタルテクノロジーコーナーにおける出展を行った。[A.1]

○本学教員と地元企業の共同出資による会社の設立

平成 30 年度、本学教員が、本学での研究成果を活かし AI を活用した新たな事業を創造するため、京王電鉄株式会社(多摩市)との共同出資で「感性 AI 株式会社」を設立した。同社は、AI に関する応用範囲の広いノウハウ・特許・分析データなどを活用し、企業や団体の新商品開発・マーケティング等の課題解決に向けたサービスを提供していくとともに、大学の研究成果を豊かな社会づくりにつな

げていくことを目的としている。[A. 1]

<選択記載項目 B 国際的な連携による研究活動>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○世界的名門大学との国際ワークショップの実施

平成 29 年度から、国際交流協定校であるカリフォルニア大学バークレー校 (UCB) との間で、国際ワークショップ「Industry-UCB-UEC Workshop」を毎年 (平成 29 年度を除く) 実施している (平成 31 年度からは慶應義塾大学理工学部が加わり Industry-UCB-UEC-Keio Workshop 2019 (IUUKWS 2019) に名称変更)。本ワークショップは、本学と UCB が両大学による協創構築、および社会実装視点から社会イノベーション・プラットフォーム (システム) の構築を目指している企業との産学連携が不可欠との認識に立ち、企業-大学が連携した「超スマート社会」実現に向けたサービス基盤技術/プラットフォームの協創構築を目的とし開始したもので、平成 31 年度からは慶應義塾大学理工学部が参加し、一層の発展した内容となっている。毎回、5～6 の異なるテーマのセッションを設定し、著名研究者やグローバル企業経営者による招待講演、学生によるポスターセッション等を通じて活発な議論を行っている。毎回 50 名以上の参加者を集め、これまで 3 回の開催で合計 182 名の参加者を得ている。[B. 2]

○国際公募による優秀な教員の獲得

テニュアトラック制度による国際公募を通じた優秀な外国人教員の獲得、査証発給手続き、渡日後の生活支援などの外国人研究者受入支援の充実により、外国人専任教員数は、第 2 期中期目標期間最終年度と比して 4 割増となった (平成 27 年度 18 名 → 平成 31 年度 25 名)。[B. 2]

<選択記載項目 C 研究成果の発信/研究資料等の共同利用>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

○海外向けの研究成果の発信

教員の研究活動について大学ウェブサイト等を通じて国内外に広く発信しており、平成 25 年度からは、ウェブページ「UEC e-Bulletin」を設け、英語による海外配信を積極的に行った (令和 2 年 3 月時点で 25 号を発信)。同ページは、Feature, Topics, Research Highlights, News and Events で構成されており、年 4 回にわたってプレリリースとして配信した。

この配信は、例えば平成 29 年 12 月号については、世界中の約 2,700 のジャーナリスト、ニュースメディア宛に行った。配信の都度行っているトラッキング調査の結果から、欧米を中心とした、科学技術ニュースを掲載する有力ニュースウェブサイト 120 件において、ヘッドラインニュースとして掲載されたことを確認した。また、平成 29 年度から Researcher Video Profiles を新規に設け、Web 上で、映像により教員本人が自身の研究をわかりやすく紹介する新たな試みを行った。平成 30 年度には、更なる研究広報活動のため、「UEC e-Bulletin」で紹介した研究者から 6 人を選び、紙媒体の研究紹介パンフレットを作成し、様々な場面で配布を行った。[C. 1]

○企業向けの研究成果の発信

本学の研究室の活動を紹介する冊子として、平成 16 年度より OPAL-RING を発行している。

産業界からの用途別の研究室紹介を求める声をうけ、平成 29 年度から、近年注目される分野（人工知能、VR・AI・ロボット、IoT・ビッグデータ/ものづくり等）に特定した OPAL-RING のダイジェスト版を発行し、web 上で公開するとともに、新技術説明会、産学官連携 DAY、イノベーションジャパンなどの主要イベント時や、民間企業との共同研究の相談、自治体などとの連携の打合せの際に配布した。
[C. 1]

<選択記載項目 D 産官学連携による社会実装>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第 3 期中期目標期間に係る特記事項】

○UEC アライアンスセンターの取組

平成 29 年 4 月より運営を開始した 100 周年キャンパス「UEC Port」に設置された共同研究施設「UEC アライアンスセンター」は、イノベーションの持続的な創出を目指し、本学との共同研究実施のための企業オフィスを誘致し 29 企業の入居を得た。また、本学の重点分野の研究組織である コヒーレント光量子科学研究機構、先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター及び人工知能先端研究センターの国際研究拠点を設け、世界中から研究者を招へいし 国際ワークショップ等を開催している。更に、同センターの運営指針である「協働と共創の場」のもと、入居する企業・研究センター及び関連研究室が各自の強みとする技術を発表し参加者間の技術交流を促進することを目的とした「ICT ワorkshop」を平成 29 年度から開催しており、平成 31 年度までの 3 年間で、光・無線応用、AI、ロボット、実社会への AI 技術応用、暗号化制御等のテーマで 21 回開催し、計 980 名の参加者を得ている。これらの取組を通じて、本学と産業界等との共同研究及びその成果の実用化促進のための活動、同研究施設を活用した産業界との連携による人材育成等を推進している。[D. 1]

○ベンチャー創業・育成支援の取組

本学では、大学の資源と学外の資源の融合による新たな知の創出と活用を戦略的かつ効率的に推進するとともに、新産業の創出に貢献する人材を育成することにより大学の使命としての社会貢献を積極的に果たしていくため、産学官連携センターにベンチャー支援部門を置き、大学発ベンチャーの創出支援と学生のベンチャーマインド育成を推進している。

大学発ベンチャーの支援では、ベンチャー育成支援ルーム、プレインキュベーションルーム等のインキュベーション施設を、起業に向け準備を進めている教員・学生や大学発ベンチャーに貸与している。また、インキュベーション施設で事業を発展させた大学発ベンチャーは、UEC アライアンスセンターに入居し各々の事業を展開している。また、学生のベンチャーマインド育成では、起業家精神の醸成やマネジメント知識の修得を目的として、学域学生対象に「ベンチャービジネス概論」、大学院生対象に「ベンチャービジネス特論」を開講している。

このように積極的なベンチャー創業・育成支援の取組により、第 3 期中期目標期間の 4 年間で大学発ベンチャーを 12 社創出するなどの成果を得ている (H31 末時点 29 社)。(別添資料 3101-iD-1) [D. 1]

<選択記載項目 E 学術コミュニティへの貢献>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 国際シンポジウム等の開催を通じた学術コミュニティへの貢献
 - －豊橋技術科学大学等との共催により、国際会議 The Irago Conference 2019 (Irago : Interdisciplinary Research And Global Outlook) を開催している。本会議は、広範な科学分野の専門家の相互理解のもと、異分野融合プラットフォームの構築を目的とし、若手研究者が本会議に参加することを通じて、国際的に著名な科学者・技術者、企業家やオピニオンリーダーと直接対話し、21世紀の科学・技術に係る主要な問題に直接触れる場として実施するもので、2011年から毎年開催しており、「科学における波」(平成28年度)、「Insights into the sustainable development goals - What About The Earth's Resources -」(平成31年度)等毎年異なったテーマで開催している。プログラムは、招待講演、一般口頭発表、大学院生による口頭発表・ポスター発表等により構成され、米国、中国、スペイン、イタリアなど様々な国からの招待講演者を含め、研究発表と討議が活発に行われている。参加者数は、中期目標期間中4回の開催で789名を得ている。
 - －国際シンポジウム「“Future Earth” エネルギー課題に資する新奇なナノ物質・触媒・表面」を本学にて開催した(平成29年10月28～30日)。本シンポジウムは、放射光その場&オペランド XAFS 及び X 線分析手法を利用した物質研究、キャラクタリゼーション及びイメージングに関する最近の発展を反映して、多くの研究者からの要望である“Future Earth”エネルギー課題に資する新奇なナノ物質・触媒・表面に関する学術交流と討議の場を提供することで、国内外の先導的研究者が一同に会し、重要かつ急速に進化する学問領域における最新の研究を発表・討議した。シンポジウムでは、招待講演27件、口頭発表63件、ポスター発表152件(一般52件、学生100件)が行われ、国内外の330名を超える参加者による活発な討議が行われた。最終日には、ポスター賞選考委員の投票により選ばれた15名のポスター発表者に対して表彰状を授与するとともに、本シンポジウムに賛同頂いた英国王立化学会(Royal Society of Chemistry, RSC)からも4名のポスター発表者に対してRSCポスター賞表彰状が贈られた。 [E.1]

<選択記載項目Z その他>

【基本的な記載事項】

(特になし)

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 男女共同参画の推進
 - 「女性研究者研究活動支援事業(平成25～27年度)」の実績を踏まえて、津田塾大学、NTT 先端技術総合研究所との連携により「コミュニケーションフロンティア～女性研究者が切り開く豊かなコミュニケーション社会～」構想を立案し、文部科学省平成28年度科学技術人材育成費補助事業「ダイバーシティ研究環境イニシアティブ：牽引型」に採択された。これをうけ、学長の強いリーダーシップによる更なるダイバーシティの推進を加速するため、女性研究者支援室及び男女共同参画本部を統合・発展的に改組し、平成28年度、「男女共同参画・ダイバーシティ戦略室」を設置した。

この体制のもと、ライフイベント等により研究活動の継続が困難あるいは研究時間が十分に確保できない研究者に対し研究支援員を配置し教育研究活動のアクティビティの低下を防ぐことを目的とした「研究支援員の配置プログラム」（平成28～31年度で66件を助成）や女性リーダー育成のための共同研究助成（平成28～31年度で13件を助成）などの支援を行った。また、女性研究者を目指す女子学生向けのスキルアッププログラムやキャリアセミナーを実施するとともに、女子中高生の理系選択を促すための取組として、多数のイベントを実施した。

以上の取組の結果、平成31年度の女性研究者による共同研究の獲得額は、第2期中期目標期間最終年度と比して約5倍に増加するなど、特筆すべき大きな成果があった。また、今年度実施した研究活動に関する外部評価において、「光分野の女性研究者が少ない日本の現状において、電気通信大学では4名の女性教授・准教授が活躍している。これは、日本におけるトップの研究レベルと併せて特筆すべき点である。」と女性教員の活躍を特筆すべき点として取上げている。（別添資料3101-iZ-1）

○先端研究と結合したアクティブ・ラーニング環境の整備

汎用 AI 研究の推進と学生の主体的で能動的な学びを実現させるための先進的なアクティブ・ラーニングスペース「UEC Ambient Intelligence Agora」（AIA）を平成29年度に附属図書館に整備した。同施設は、個人の学修からセミナー、グループでのディスカッションに至るまで多様な学修活動に利用できるアクティブ・ラーニング空間であると同時に、人感センサーや温湿度・照度センサー等の環境内の大量のセンサーからビッグデータを収集し、ディープ・ラーニングを用いた解析を行えるシステムにより、ビッグデータ・人工知能・ロボット技術等を活用した能動学習・適応学習などの研究にも活用するなど、AI 研究からのフィードバックによって最適な学修環境を提供できるよう進化させ、AI の支援により学修者の主体的な学びが深まる次世代型図書館を目指している。

本学の先端研究にかかる実証実験の場として AIA が活用されており、i-パワードエネルギー・システム研究センターが実施する「電力消費監視ネットワークシステム『APoNS』」の実証実験において、AIA 内の電源コンセント全てに電力使用量の測定可能な機器を設置し、既存センサーから取得できるデータと合わせて通覧できるシステムを導入するとともに、エネルギー消費と環境品質に関する研究への活用を行っているほか、「バーチャルグリッドシステム」実証実験においてパーソナルグリッドサービスのシステム実証実験場として活用している。また、東京都立産業技術研究センター中小企業の IoT 化支援事業に採択され、東京都、民間企業および本学による「図書館 IoT による IoT センサービジネス研究開発」の一環として、IoT センサーによるスマート図書館の実現及びビジネスへの活用を目的とした実証実験を行っている。その他、人工知能先端研究センターによる感性 AI を用いた空間の環境調整に関わる実験「会話の空気を読み取る AI によるフワキラ空間の構築」も行われている。[4.1]

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

<必須記載項目1 研究業績>

【基本的な記載事項】

- 研究業績説明書

(当該学部・研究科等の目的に沿った研究業績の選定の判断基準)

本学域・研究科は、総合コミュニケーション科学に関わる新しい実践的な科学技術を創造し体系化することを目的としており、自然や人工物を対象とするだけでなく、人間の知識や行動、さらには複雑な社会経済システムをも対象として研究を行っている点に特色がある。したがって精緻な理論の構築や卓越した機能の実現にとどまらず、現実世界において有効に機能することが最も重要であると考えている。

以上の本学域・研究科の特色を踏まえ、学術的に優れているのみならず、社会、経済、文化への貢献度等の判断基準により研究業績の選定を行った。

【第3期中期目標期間に係る特記事項】

- 本学域・研究科の研究上の目的に則した優れた研究成果の創出

本学域・研究科は、その研究目的と特徴に即して、総合コミュニケーション科学に関わる以下の理工学の広い分野において、IF値の高い学術論文誌への掲載や被引用数の高い世界トップレベルの論文生産、世界的に権威ある学会の賞など、学術的に卓越した研究成果を多数創出したほか、企業との共同研究を通じた新技術の開発、社会実装に繋がる優れた特許の創出など、社会・経済・文化への貢献が卓越した研究成果を多く創出している。

一高度情報通信技術（ICT）の研究

電気電子工学およびその関連分野 [14] [15] [16] [17] [18] [19] [20] [22] [23] [24] において、優れた研究業績をあげている。

特に、無線基地局向け光ファイバ給電技術の研究 [16] では、従来の技術では基地局駆動に十分な電力供給は不可能であったが、独自の光ファイバ伝送技術の提案と実証によって、1本の光ファイバで基地局の駆動に十分な電力と高速データの同時伝送にはじめて成功した。本研究の成果は、光通信分野で世界的に最も難易度が高く、最大規模を誇る国際会議 OFC で、平成 28、30、31 年に査読評価最高得点を受賞するなど学術的にも極めてインパクトの高い成果をあげるとともに、民間企業との共同研究の実施や The Huffington Post 等国内外のメディアで大きく報道されるなど、社会への貢献も大きい。

一人間・機械情報システム、社会システム分野の研究

機械力学、ロボティクスおよびその関連分野 [10] [11] [12] [13]、航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野 [25]、社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野 [26]、情報科学、情報工学およびその関連分野 [40] [41]、人間情報学およびその関連分野 [42] [43] [44] [45] [46] [47] [48] [49] [50] [51]、応用情報学およびその関連分野 [52] において優れた研究業績をあげている。

特に、人と機械の融合システムに関する研究 [13] は、適応学習の機能を用いてロボットの運動制御を行う方法を人の運動機能回復のためのリハビリテーションに応用した研究であり、個々人の時間的空間的特性の変化に追従し、日常生活環境下において被験者の運動意図を用いてロボット制御が可能となることを実験的に示した。本研究の成果は、日常生活支援のための人と機械の融合システムに関する研究根幹を成すとともに、筋電義手の完成用部品登録に向け

た実用化研究に大きく寄与した。なお、関連の特許を多数創出しており複数の企業による実用化を通じて広く社会に実装化されつつある。社会的な関心も高く、取材はテレビ・新聞など 20 件を超える。

また、大規模 e テスティングの生成・適応化アルゴリズム [48] では、従来、数万程度が限界であったテスト生成数について、15 万以上の等質テスト生成を可能にするアルゴリズムを開発し、最大クリークアルゴリズムの基礎研究としても大きな進歩を得た。本研究の成果により、人工知能トップカンファレンス AIED(コンピュータサイエンス CORE Rankings Portal で A ランク)に掲載されたほか、平成 31 年度人工知能学会全国大会優秀賞を 2 件受賞するなど学術的に極めて高い評価を得ている。

更に、この e テスティングは、わが国最大の国家試験である情報処理技術者試験や医療系大学間共用試験、リクルート社 SPI にも採用されているほか、現在、公務員試験や大学入試への採用も検討されている。この技術を用いたアダプティブラーニングシステムは、小中高で一人一台配布されることになっているタブレット学習システム用に採用されるなど、社会、文化への貢献も極めて高い。

ー原子・分子・量子エレクトロニクスと光科学の研究

物性物理学およびその関連分野 [2] [3] [4] [5] [6] [7]、応用物理物性およびその関連分野 [31] [32] において、優れた研究業績をあげている。

特に、光コムを用いた光波の自在操作による高精度計測科学技術の研究 [32] では、世界最高繰り返しを持つ自己位相制御光ファイバ光源の開発、固体材料のモデル不要な複素物性評価法、3次元物体形状の瞬時計測技術等を開発し、広範な応用分野を拓くなど卓越した成果をあげている。これらの成果として、世界初の光コム分光による固体物性研究の論文で 52 件の引用があるほか、新原理の 3次元瞬時計測法の論文で、Nature 出版社の Scientific Report 誌に掲載され、引用 22 件、メディア掲載 5 件、博士研究員や学生の学会受賞(8件)、企業の問い合わせ約 20 件につながった。また、世界初の実用分光用ファイバ光源開発の成果の論文では Top Download 論文に選出され 2019 年発表にも関わらず既に 7 件の引用があった。

ー高性能、新機能材料の物性と開発の研究

流体力学、熱工学およびその関連分野 [9]、ナノマイクロ科学およびその関連分野 [21] [28]、化学工学およびその関連分野 [27]、応用物理物性およびその関連分野 [29] [30]、高分子、有機材料およびその関連分野 [33] において、優れた研究業績をあげている。

特に、高活性と高耐久性を兼ね備えた新規燃料電池電極触媒 Pt₃Ni/C の開発に関する研究 [27] では、燃料電池車の将来の本格大量普及に必要な現行の性能を 10 倍以上に高める要求課題を解決するため、Pt 合金系触媒の探索研究を進める中で、湾曲型正 8 面体 Pt₃Ni/CMC カソード触媒の開発に成功した。本研究の成果は、触媒化学の分野で権威ある ACS Catal. (IF 値: 11.384) などに掲載されるとともに、第 7 回アジア太平洋触媒国際会議 (APAC) や第 253 回アメリカ化学会での Keynote 講演をはじめ 7 つの国内外学会等での招待講演を受けるなど、学術的に極めて高い評価を受けている。

また、欠陥フリー低鉛ペロブスカイトナノ結晶の基礎研究と光電デバイスへの応用研究 [28] では、世界一の低欠陥半導体ナノ結晶(量子ドット)の作製手法を開発し、発光量子収率 100%のペロブスカイトナノ結晶の作製に成功した。また、非常に安定な低鉛ペロブスカイトナノ結晶の作製にも初めて成功した。それらの光励起キャリアダイナミクスを系統的に研究し、太陽電池に応用したところ、世界トップレベルの変換効率と安定性が得られた。本研究の成果では、

現在世界一の低欠陥半導体ナノ結晶を作製できる独自の手法を開発し、発光量子収率 100%の無機ペロブスカイトナノ結晶の作製に成功した論文において、impact factor 13.9である ACS Nanoに掲載された（引用回数は190回）ほか、初めて大変安定な低鉛ペロブスカイトナノ結晶の作製に成功したという論文では、impact factor 14.695である J. Am. Chem. Soc.に掲載される（引用回数は83回）など学術的に極めて高い評価を得ている。

ーライフサイエンス、バイオテクノロジーに関する研究

生体分子化学およびその関連分野 [34]、農芸化学およびその関連分野 [35]、神経科学およびその関連分野 [36]、ブレインサイエンスおよびその関連分野 [37] [38]、スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野 [39]、人間医工学およびその関連分野 [53] [54] において、優れた研究業績をあげている。

特に、生体内深部可視化を可能にする in vivo イメージング用発光材料の創製と実用化 [35] では、世界初の近赤外発光標識材料を創製し、これを改良した材料で生きたマウス胚の脳深部の線条体の可視化に成功し、世界的に実用化した。この成果は、Science に採択され、世界的にもとても大きな驚きを与えると同時に、癌および脳科学研究への発展が期待される先駆けとなり、この論文で紹介された材料“AkaLumine”と“TokeOni”は長波長材料の世界的デファクトスタンダードとなった。また、これら材料を工業合成し、米国アルドリッチ社（現メルクグループ）から世界的に販売したことで、平成31年度には世界的に品薄となる事態になった。このように学術の世界的トップジャーナルに採択されただけでなく、社会・経済・文化的（次世代医療）にも、世界的に大きな影響を与える技術が創製できた。

ーその他の優れた業績

上記のほか、代数学、幾何学およびその関連分野 [1]、地球惑星科学およびその関連分野 [8] の分野において優れた研究業績をあげている。

【参考】データ分析集 指標一覧

区分	指標番号	データ・指標	指標の計算式
5. 競争的外部 資金データ	25	本務教員あたりの科研費申請件数 (新規)	申請件数(新規)／本務教員数
	26	本務教員あたりの科研費採択内定件数	内定件数(新規)／本務教員数 内定件数(新規・継続)／本務教員数
	27	科研費採択内定率(新規)	内定件数(新規)／申請件数(新規)
	28	本務教員あたりの科研費内定金額	内定金額／本務教員数 内定金額(間接経費含む)／本務教員数
	29	本務教員あたりの競争的資金採択件数	競争的資金採択件数／本務教員数
	30	本務教員あたりの競争的資金受入金額	競争的資金受入金額／本務教員数
6. その他外部 資金・特許 データ	31	本務教員あたりの共同研究受入件数	共同研究受入件数／本務教員数
	32	本務教員あたりの共同研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	33	本務教員あたりの共同研究受入金額	共同研究受入金額／本務教員数
	34	本務教員あたりの共同研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	35	本務教員あたりの受託研究受入件数	受託研究受入件数／本務教員数
	36	本務教員あたりの受託研究受入件数 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入件数(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	37	本務教員あたりの受託研究受入金額	受託研究受入金額／本務教員数
	38	本務教員あたりの受託研究受入金額 (国内・外国企業からのみ)	受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ)／ 本務教員数
	39	本務教員あたりの寄附金受入件数	寄附金受入件数／本務教員数
	40	本務教員あたりの寄附金受入金額	寄附金受入金額／本務教員数
	41	本務教員あたりの特許出願数	特許出願数／本務教員数
	42	本務教員あたりの特許取得数	特許取得数／本務教員数
	43	本務教員あたりのライセンス契約数	ライセンス契約数／本務教員数
	44	本務教員あたりのライセンス収入額	ライセンス収入額／本務教員数
	45	本務教員あたりの外部研究資金の金額	(科研費の内定金額(間接経費含む)＋共同研 究受入金額＋受託研究受入金額＋寄附金受入 金額)の合計／本務教員数
	46	本務教員あたりの民間研究資金の金額	(共同研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋受託研究受入金額(国内・外国企業からのみ) ＋寄附金受入金額)の合計／本務教員数

研究に関する現況調査表 別添資料一覧（情報理工学域・情報理工学研究科）

	番号	資料・データ名	頁	備考
研究	3101-i1-1	教員・研究員等の人数が確認できる資料	1	
研究	3101-i1-2	本務教員の年齢構成が確認できる資料	3	
研究	3101-i1-3	電気通信大学の研究推進体制	5	
研究	3101-i1-4	学内研究センター一覧	7	
研究	3101-i2-1	電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程	9	
研究	3101-i2-2	電気通信大学ヒトを対象とする実験に関する倫理規程	21	
研究	3101-i2-3	電気通信大学遺伝子組替え実験安全管理規程	39	
研究	3101-i2-4	電気通信大学動物実験等規程	53	
研究	3101-i2-5	電気通信大学利益相反マネジメント委員会規程	75	
研究	3101-i2-6	国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程	79	
研究	3101-i2-7	国立大学法人電気通信大学倫理規程	91	
研究	3101-i2-8	国立大学法人電気通信大学安全保障輸出管理規程	101	
研究	3101-i2-9	電気通信大学放射線障害予防規程	113	
研究	3101-i2-10	電気通信大学研究活動に関する外部評価報告書	131	
研究	3101-i2-11	「D.C. & I.」戦略	143	
研究	3101-i3-1	研究活動状況に関する資料（工学系）	145	
研究	3101-i3-2	国際学術論文誌掲載論文数の推移（平成27～31年）	147	
研究	3101-i3-3	本学研究者による論文のうちQ1～Q4ジャーナル*に掲載された論文の割合	149	
研究	3101-i3-4	国立大学の国際共著率順位（平成31年、上位20大学）	151	
研究	3101-i3-5	教員1人あたり論文数	153	商業誌のため、公表不可
研究	3101-i3-6	大学等における産学連携等実施状況について	155	
研究	3101-i3-7	教員あたりの国際会議プロシーディングス採録数及び引用数	157	
研究	3101-i3-8	中区別採択件数上位10機関（過去2年間の新規採択の累計数）	159	
研究	3101-i4-1	本学における共同研究獲得額推移（平成27～31年度）	161	
研究	3101-i4-2	本学の科研費（若手研究）の新規採択率について	163	
研究	3101-iD-1	大学発ベンチャー一覧	165	
研究	3101-iE-1	【報告】国際会議The Irago Conference 2019を開催	167	
研究	3101-iE-2	【報告】IUUKWS 2019の開催について	169	
研究	3101-iZ-1	女性による共同研究獲得額推移（平成27～31年度）	171	

〈別添資料の命名規則〉

0101 - i1 - 1

法人番号（2桁）＋学部・研究科等ごとの通し番号（2桁）の計4桁

分析項目番号（Ⅰの場合にはi、Ⅱの場合にはii）＋記載項目の数字または英字大文字

資料固有の番号（通し番号）

※「-（ハイフン）」も含めてすべて半角で作成してください。

〈別添資料一覧の記載項目〉

教育・研究の区分、資料番号、資料・データ名は必ず記載してください。「頁」欄については、可能であれば別添資料全体の通し番号を、「備考」欄については、公表にふさわしくないものなどを記載してください。

教員・研究員等の人数が確認できる資料

所属・役職	人数
教授	128
准教授	126
講師	3
助教	45
特任教授	8
特任准教授	6
特任助教	12
特任研究員	13
ポスドク研究員	7
URA	6
研究推進課職員	10
国際戦略室室員	3
産学官連携センター所属職員	7
男女共同参画・ダイバーシティ戦略室室員	3
IR室室員	4
合計	381

※URA・IR室で兼任1名

教授・国際戦略室室員兼任で1名

特任教授・産学官連携センターで兼任2名

特任准教授・男女共同参画・ダイバーシティ戦略室で兼任1名

特任助教・産学官連携センターで兼任1名

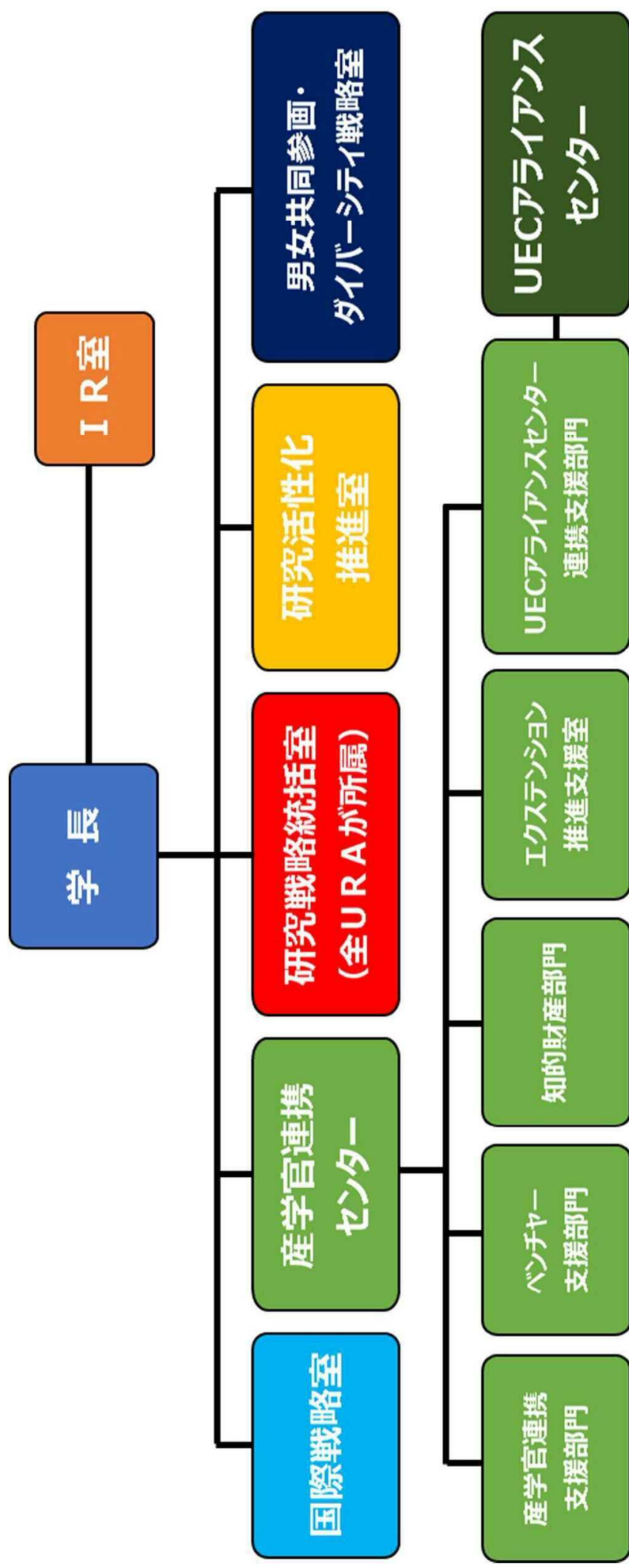
- 当該現況分析単位に関する本務教員の年齢構成が確認できる資料

職名	年齢※				
	～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳～
教授	0	6	52	70	0
准教授	6	56	48	16	0
講師	0	0	1	2	0
助教	16	16	10	3	0
助手	0	0	0	0	0
計	22	78	111	91	0
割合 (%)	7.3	25.8	36.8	30.1	0

※ 2019年5月1日現在の年齢としてください。

電気通信大学の研究推進体制

学長の戦略立案・遂行を支える研究推進体制を構築



学内研究センター一覧(令和元年5月1日現在)

センター名	目的	設立年度
レーザー新世代研究センター(コヒーレント光量子科学研究機構)	光学、レーザー技術を駆使することにより、光や原子の制御を行い、その応用により普遍的な技術確立し、更には産業応用可能な技術開発を行い、また、レーザー関連研究の国際共同研究拠点として国際的学术交流に寄与することを目的とする。	平成11年度
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター	建学以来の強みである、情報通信分野における最先端のワイヤレス技術に特化した教育・研究を活性化し、その研究成果を積極的に技術移転するとともに、学科、専攻の枠を越えて志のある学生を、世界に通用する実践的基礎力を持つ人材に育てることを目的とする。	平成17年度
宇宙・電磁環境研究センター	宇宙理工学、電波工学及び環境電磁理工学に関する教育と研究を行うことを目的とする。	平成22年度
燃料電池イノベーション研究センター	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構プログラム「固体高分子形燃料電池実用化推進技術開発/基盤技術開発/MEA材料の構造・反応・物質移動解析」のサブテーマ「時空間分解X線吸収微細構造(XAFS)等による触媒構造反応解析」を推進することを目的とする。	平成22年度
脳・医工学研究センター (H30まで脳科学ライフサポート研究センター)	脳神経科学、情報工学、生体工学、人間工学、ロボット工学、光科学等の分野との連携を通じて、医療や福祉の現場で必要となる支援技術の研究・開発や、これらの分野を担う研究者、技術者、医療従事者などの人材育成を図ることにより、医工学研究分野における世界的な教育・研究拠点を目指すことを目的とする。	平成25年度
i-パワーエネルギー・システム研究センター	エネルギー・環境問題解決のためのソリューション研究を通じて、グローバル人材の育成と産業競争力向上に貢献することを目的とする。	平成27年度
量子科学研究センター(コヒーレント光量子科学研究機構)	光と物質、物質同士の相互作用を探究し、そのふるまいを極限的に計測する技術の開発を通じて物性科学における新しい学理の構築を目指すとともに、光科学および量子科学分野の研究力を強化し、この分野の研究の世界的な潮流をリードすることを目的とする。	平成27年度
人工知能先端研究センター	人工知能、ロボティクス、脳神経科学、人間情報工学、サービスコミュニケーション、計算機科学等の研究分野を集結させ、本学にはかできない人工知能・ビッグデータ・サービスサイエンスの融合研究により、汎用人工知能の開発を中心として、先端人工知能による科学的発見及びデザイン、サービスへの応用並びに学生教育や若手研究者の輩出により、新たなイノベーションやサービスを生み出す次世代の情報社会インフラの構築に資することを目的とする。	平成28年度
ナノトライポロジー研究センター	摩擦により失われるエネルギーと波及損失を軽減するため、摩擦をナノレベルから低くする材料の開発と摩擦をナノレベルから制御する方法の提案を行い、これらに基づく高効率の革新的エネルギー変換システムの開発を目的とする。	平成28年度

(出典：電気通信大学概要 2019-2020)

電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程

平成19年 3月14日

改正

平成20年 4月 1日 平成28年12月27日

平成24年 5月22日 平成29年 1月26日

平成26年 2月26日 平成29年 2月28日

平成27年 3月26日 平成29年 9月28日

平成28年 3月23日 平成30年 3月30日

平成28年 6月22日 平成30年10月29日

平成28年 6月30日 平成31年 3月18日

平成28年 7月27日 平成31年 3月28日

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 組織及び任務（第4条—第8条）

第3章 不正行為に対する措置等（第9条—第26条）

第1節 告発の手續（第9条—第11条）

第2節 調査委員会（第12条—第15条）

第3節 調査の手續（第16条—第18条）

第4節 調査結果等（第19条—第21条）

第5節 その他の取扱い（第22条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）における研究活動に係る不正行為の防止及び不正行為に起因する問題が生じた場合の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特定不正行為 本学の役員及び職員（非常勤である者を含む。）並びに本学職員と共同で研究を行う者（以下「職員等」という。）が、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、投稿論文などに発表された研究成果の中に示された以下の行為をいう。

ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成する行為

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によっ

- て得られた結果等を真正でないものに加工する行為
- ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- (2) 不正とみなされる行為 特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為であって、以下に掲げるもののうち、研究者としての行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。
- ア 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為
- イ 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為
- ウ その他、研究活動上の不適切な行為
- (3) 競争的資金等 文部科学省から配分される運営費交付金等の基盤的経費並びに文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金及びその他の競争的資金をいう。
- (4) 配分機関等 競争的資金等を配分する機関をいう。

(遵守事項)

- 第3条 職員等は、研究活動上の特定不正行為及び不正とみなされる行為（以下「不正行為等」という。）を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 職員等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 職員等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を研究成果の発表から別表第1に掲げる期間適切に保管・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 職員等は、複数の研究者により共同して研究を行う場合は、研究目的や内容、役割分担、責任等を明確にし、相互に理解しなければならない。

第2章 組織及び任務

(最高管理責任者)

- 第4条 学長は、研究活動に係る不正行為等の防止及び不正行為等に起因する問題が生じた場合の措置（以下「不正防止等」という。）に関する最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）とする。

(総括責任者)

- 第5条 本学における不正防止等を総括するため総括責任者を置く。
- 2 総括責任者は、本学の理事又は職員のうちから最高管理責任者が指名する。
- 3 総括責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副総括責任者)

- 第6条 最高管理責任者が必要と認めるときは、副総括責任者を置き、本学の理事又は職

員のうちから最高管理責任者が指名することができる。

- 2 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 副総括責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、副総括責任者の任期の末日は、総括責任者の任期の末日以前でなければならない。

(倫理教育責任者)

第7条 最高管理責任者は、本学における不正行為等の防止のために必要となる研究倫理に関する教育や啓発等（以下「倫理教育等」という。）を行う。

- 2 最高管理責任者は、倫理教育等を推進するため、次の責任者を置く。
 - (1) 研究倫理教育責任者 別表第2に掲げる各部局等（以下「各部局等」という。）における倫理教育等の推進を統括するものとし、別表第2に定める職にある者をもって充てる。
 - (2) 副研究倫理教育責任者 各部局等の倫理教育等を推進するものとし、別表第2に定める職にある者をもって充てる。

(研究活動不正防止委員会)

第8条 本学に不正行為等の防止に関し必要な事項を審議するため、電気通信大学研究活動不正行為防止委員会（以下「不正防止委員会」という。）を置く。

- 2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 不正行為等の防止に係る倫理教育及び啓発活動に関すること。
 - (2) 不正行為等の防止に係る研究環境の整備及び改善に関すること。
 - (3) その他不正行為等の防止に関すること。
- 3 不正防止委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 総括責任者
 - (3) 研究倫理教育責任者から学長が指名する者
 - (4) その他学長が指名する理事又は職員
- 4 副総括責任者を置く場合は、前項の委員に加えるものとする。
- 5 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間となる。
- 6 不正防止委員会は、委員の2分1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

第3章 不正行為等に対する措置等

第1節 告発の手続

(窓口の設置)

第9条 本学における特定不正行為に関する告発（以下「告発」という。）及び不正行為等に関する相談（以下「相談」という。）に対応するための受付窓口を設置し、受付担当者を置く。

- 2 前項の受付担当者は、公益通報受付担当者とする。

(特定不正行為の疑いの告発等)

第10条 告発及び相談は、文書、電話、電子メール、ファクシミリ及び面談により、受付窓口に対して行うことができる。

2 特定不正行為の疑いが存在すると思料するに足りる合理的な根拠がないことを知りながら、前項の告発をしてはならない。

(告発の受付等)

第11条 受付担当者は、告発又は相談を受けたときは、総括責任者及び最高管理責任者並びに監事へ報告するとともに、速やかに当該告発又は相談を受け付けた旨を、当該告発を行った者(以下「告発者」という。)又は相談を行った者(以下「相談者」という)に通知するものとする。

2 本学の役員又は受付担当者以外の本学職員が、告発又は相談を受けたときは速やかに受付窓口に連絡し、当該告発者又は相談者に対し、受付窓口で告発又は相談するよう助言しなければならない。

3 告発は、顕名によるものとする。ただし、最高管理責任者が相当と認めるときは、匿名によるものを受け付けることができる。

4 告発は、不正が存在すると思料する合理的な理由を付して行うものとする。

第2節 調査委員会

(調査委員会の設置)

第12条 最高管理責任者は、前条に規定する報告があった場合には、当該告発内容について調査するため、調査委員会を設置する。告発の意思を明示しない相談及び学会等の科学コミュニティや報道により特定不正行為の疑いが指摘された場合についても、最高管理責任者が相当と認めるときは、同様とする。

2 調査委員会は、最高管理責任者が指名する次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 総括責任者

(2) 本学の教員 若干名

(3) 学外の有識者 若干名

(4) 学外の法律の専門家 若干名

3 第2項第3号及び第4号の委員の合計数は、全委員数の2分の1以上でなければならない。

4 第16条に規定する予備調査の場合は、第2項の規定にかかわらず、同項第3号及び第4号の委員については、構成員に加えないことができる。

5 最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、調査委員会委員の氏名及び所属を明示するものとする。この場合において、本学が定めた期間内に告発者及び被告発者から異議申立てがあり、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代するものとする。

6 第2項第2号から第4号までの委員の任期は、告発事案毎に最高管理責任者が個別に定める。

(委員長)

第13条 調査委員会に委員長を置き、総括責任者をもって充てる。

2 委員長は、調査委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第14条 調査委員会に副委員長を置き、委員の中から、あらかじめ委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催等)

第15条 調査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 調査委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、出席委員の3分の2以上をもって決することができる。

3 調査委員会の運営等に関し必要な事項は、調査委員会が定める。

4 調査委員会の事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

第3節 調査の手続

(予備調査)

第16条 最高管理責任者は、当該告発内容の合理性、調査可能性等について調査(以下「予備調査」という。)を行うため、第12条に規定する調査委員会を設置する。ただし、最高管理責任者が認めた場合は、調査委員会は予備調査を省略して、次条に定める本調査を実施することができるものとする。

2 調査委員会は、告発者に対し、特定不正行為の疑いが存在すると思料する根拠の説明又は事実の存在を示す証拠の提出を求めることができる。

3 調査委員会は、予備調査を実施するに当たって、必要に応じて被告発者その他調査委員会が必要と認める者に対し、事情聴取を行うことができる。

4 調査委員会は、予備調査を実施するに当たり、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

5 調査委員会は、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

6 調査委員会は、告発を受け付けた日から30日以内に、第2項の規定による説明や証拠等を基に予備調査を実施し、当該事案について本格的な調査(以下「本調査」という。)を実施するか否かの決定を行い、その結果を最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は、前項の結果を告発者及び被告発者に通知する。

8 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合において、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告するものとする。

9 最高管理責任者は、本調査の実施を決定した場合において、被告発者に対し、調査対象とされた研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(本調査)

第17条 調査委員会は、本調査を実施する場合には、本調査実施決定日から30日以内に調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、実

験データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。

- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、事実を忠実に述べるなど、調査委員会の調査に、誠実に協力しなければならない。
- 7 本調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(特定不正行為の疑惑への説明責任)

第18条 本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと及び論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第17条第5項の定める保障を与えなければならない。

第4節 調査結果等

(認定及び措置)

第19条 調査委員会は、本調査の結果に基づき審査し、特定不正行為か否かの認定を次により行う。

- (1) 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行うものとする。
 - (2) 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として特定不正行為を認定することはできない。
 - (3) 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、特定不正行為と認定することができる。実験・観察ノート、実験データ、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、被告発者が特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。
- 2 前項の認定は、本調査開始日から150日以内に、調査した内容をまとめ、特定不正行為が行われたか否か、特定不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、特定不正行為に関与した者とその関与の度合、特定不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。ただし、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、承認を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、第1項の認定結果について、報告書を作成し、最高管理責任者及び監

事に報告する。

- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、その結果を告発者及び被告発者に通知する。
- 5 最高管理責任者は、当該競争的資金等の配分機関及び文部科学省に対し、認定の概要を通知するとともに、当該配分機関と当該競争的資金等に関し必要な協議を行うものとする。
- 6 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為の事実があると確認した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 被告発者に対して特定不正行為と認定された研究活動の停止を命ずる業務命令及び特定不正行為と認定された論文等の取り下げの勧告
 - (2) 特定不正行為と認定された研究活動に係る研究成果等について、前項の競争的資金等配分機関以外の学外の資金提供機関、関連する論文掲載機関、関連する教育研究機関その他の関連機関への認定概要の通知及びそれに伴う必要な対応措置
 - (3) 電気通信大学就業規則等に基づく懲戒処分等の措置
- 7 最高管理責任者は、被告発者に特定不正行為の事実がないと認定した場合は、次に掲げる措置をとるものとする。
 - (1) 被告発者の研究活動の円滑な再開及び名誉回復のために必要な措置
 - (2) 告発者が、第10条第2項に違反して告発を行ったことが明らかであると認められた場合には、電気通信大学就業規則等に基づく懲戒処分等の措置
(不服申立て)

第20条 被告発者は、前条の認定に対し不服がある場合は、通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に対し、不服の申立てを行うことができる。

- 2 告発者は、前条の認定において、告発が悪意に基づくものと認定され、これに不服がある場合には、通知を受けた日から起算して14日以内に最高管理責任者に対し、不服の申立てを行うことができる。
- 3 最高管理責任者は、不服申立てに係る審査（以下「再調査」という。）を、調査委員会に付託するものとする。
- 4 調査委員会は、不服申立者に対し、本調査の結果を覆すに足りるものと不服申立人が思料する資料の提示その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めた上、調査を開始するものとする。この場合において、不服申立者からの協力が得られない場合には、調査委員会は、最高管理責任者に協議の上、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができるものとする。
- 5 調査委員会は、再調査を開始してから50日以内（第2項に基づく再調査の場合には30日以内）に本調査の結果を審査し、その結果を最高責任者に報告する。ただし、相当な理由がある時には、最高責任者の承認を得て、再調査期間を延長することができる。
- 6 最高責任者は、第1項及び第2項により不服申立てがあったとき、第4項により再調査を開始し、若しくは再調査を行うことなく手続を打ち切ったとき又は前項の報告に基づき不服申立てに対する処置を決定したときは、不服申立者、第16条第8項に規定する配分機関及び文部科学省に通知する。

（調査結果の公表）

第21条 最高管理責任者は、特定不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査

結果を公表するものとする。

- 2 前項に定める公表の内容は、不正行為等に関与した者の氏名・所属、不正行為等の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、最高管理責任者が、相当と認める場合には、非公表とすることができる。
- 3 不正行為の事実がなかったと認定したときは、調査結果は公表しないものとする。ただし、最高管理責任者が相当と認める場合は、公表するものとする。

第5節 その他の取扱い

(秘密の保持)

第22条 総括責任者、受付担当者、調査委員会委員その他不正行為の調査等に携わる者は、受付及び調査の過程において知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(告発者等の保護)

第23条 最高管理責任者は、告発、相談及び調査への協力をしたことを理由とする当該告発者、相談者及び調査協力者（以下「告発者等」という。）の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発、相談及び調査への協力をしたことを理由として、当該告発者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第24条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(悪意に基づく告発)

第25条 何人も、悪意に基づく告発（被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。）を行ってはならない。

- 2 最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたと認定した場合、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 3 前項に定める公表の内容は、当該告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、最高管理責任者が、相当と認める場合には、非公表とすることができる。

(準用)

第26条 職員等以外の者からの告発については、この規程を準用する。

第4章 雑則

(雑則)

第27条 この規程に定めのない事項又はこの規程の解釈に疑義がある場合については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」その他文科科学省が示す運用指針によるものとする。

- 2 前項の他、研究活動の不正行為の防止等に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程による改正後の第3章の規定は、平成27年度当初予算以降の予算の配分又は措置により行われる研究活動に適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

名称	期間
実験・観察記録ノート、実験データなどの研究資料	10年
試料・標本などの有体物	5年

注) 相当の理由がある場合は、期間についてはこの限りではない。

別表第2（第7条関係）

部局等名		研究倫理教育 責任者	副研究倫理教育 責任者
情報理工学域	I類（情報系）	情報理工学域長	各類長
	II類（融合系）		
	III類（理工系）		
	先端工学基礎課程		課程長
	共通教育部		共通教育部長
大学院情報理工 学研究科	情報学専攻	大学院情報理工学 研究科長	各専攻長
	情報・ネットワーク工学 専攻		
	機械知能システム学専攻		
	基盤理工学専攻		
	共同サステイナビリティ 研究専攻		
	共通教育部		共通教育部長
	連携教育部		連携教育部長
コヒーレント光 量子科学研究機 構	レーザー新世代研究セン ター	研究担当理事	センター長
	量子科学研究センター	研究担当理事	センター長
先端ワイヤレス・コミュニケーション研究 センター	研究担当理事	センター長	
宇宙・電磁環境研究センター	研究担当理事	センター長	
脳・医工学研究センター	研究担当理事	センター長	
i-パワーエネルギー・システム研究セ ンター	研究担当理事	センター長	
人工知能先端研究センター	研究担当理事	センター長	
ナノトライボロジー研究センター	研究担当理事	センター長	
先端領域教育研究センター	研究担当理事	センター長	
燃料電池イノベーション研究センター	研究担当理事	センター長	
スーパー連携大学院推進室	研究担当理事	室長	
グローバル化教育機構	研究担当理事	機構長	
附属図書館	研究担当理事	附属図書館長	

保健管理センター		研究担当理事	センター長
全学教育・学生 支援機構	大学教育センター	研究担当理事	センター長
	学生支援センター	研究担当理事	センター長
	アドミッションセンター	研究担当理事	センター長
情報基盤センター		研究担当理事	センター長
eラーニングセンター		研究担当理事	センター長
実験実習支援センター		研究担当理事	センター長
ものづくりセンター		研究担当理事	センター長
国際教育センター		研究担当理事	センター長
研究設備センター		研究担当理事	センター長
産学官連携センター		研究担当理事	センター長
UECアライアンスセンター		研究担当理事	センター長
社会連携センター		研究担当理事	センター長
広報センター		研究担当理事	センター長
UEC ASEAN教育研究支援センター		研究担当理事	センター長
UEC 中国教育研究支援センター		研究担当理事	センター長
UECコミュニケーションミュージアム		研究担当理事	館長
教育研究技師部		研究担当理事	部長

電気通信大学ヒトを対象とする実験に関する倫理規程

平成18年 9月 6日

改正

平成20年 3月25日

平成20年 4月 1日

平成23年11月22日

平成26年 2月26日

平成26年 3月25日

平成27年 3月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、電気通信大学（以下「本学」という。）においてヒトを対象とする実験を計画し、実施するに際して、被験者の人権と尊厳への細心の配慮を求めたヒトを対象とする医学研究の倫理的原則（1964年世界医師会ヘルシンキ総会採択。以下「ヘルシンキ宣言」という。）の精神に沿い、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「倫理指針」という。）に示された倫理規範を踏まえて必要な事項を定め、もって被験者の人権と尊厳、実験の安全性及び科学的妥当性の観点からヒトを対象とする実験の適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「ヒトを対象とする実験（以下「実験」という。）」とは、研究、教育を目的にヒトを対象として実施する医学的、医工学的、生物学的、心理・行動学的、人間工学的実験で、臨床上の医療及び治療行為以外のものをいう。
- (2) 「ヒト試料」とは、ヒトの身体から採取した組織、細胞、血液、体液及び排泄物等並びにそれらから抽出した核酸、タンパク質等をいう。ただし、学術的な価値が定まり、研究実績として十分に認められ、研究用に広く一般的に利用され、かつ一般に入手可能なヒト由来試料は含まれない。
- (3) 「被験者」とは、実験の対象者をいう。
- (4) 「実験責任者」とは、実験の計画立案、実施に関し責任を負う者をいう。
- (5) 「実験従事者」とは、承認された実験を実施する者及び実験試料の管理に携わる者をいう。
- (6) 「個人情報」とは、個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが可能であるものを含む。）をいう。

- (7) 「匿名化」とは、個人情報全部又は一部を取り除くこと、あるいは個人情報の全部又は一部を取り除き、代わりに被験者と関わりのない符号又は番号を付与することによって、特定の個人を識別できないようにすることをいう。
- (8) 「インフォームド・コンセント」とは、被験者又はその代諾者が、当該実験の目的及び意義並びに方法、被験者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む。)等について十分な説明を受け、それらを理解したうえで自由意思に基づいて実験責任者に対して与える、実験参加に関する同意をいう。
- (9) 「代諾者」とは、被験者の意思及び利益を代弁できると考えられる者であって、当該被験者がインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合に、当該被験者に代わり実験責任者に対してインフォームド・コンセントを与えることができる者をいう。
- (10) 「インフォームド・アセント」とは、インフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される被験者が、当該実験に関して、その理解力に応じた分かりやすい言葉で説明を受け、それを理解したうえで、実験参加に関する賛意を表することをいう。
- (11) 「オプトアウト」とは、あらかじめ実験に関する情報を通知・公開し、被験者及び代諾者等が拒否できる機会を保障する方法をいう。
- (12) 「侵襲」とは、実験目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、被験者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることをいう。
- (13) 「介入」とは、実験目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因の有無又は程度を制御する行為をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学において実施するヒト及びヒト試料を対象とするすべての実験に適用する。ただし、ヒト試料からヒトゲノム・遺伝子解析を行う実験及びヒトクローン胚等の特定胚やヒトES細胞を用いた実験は含まれない。

(学長の責務)

第4条 学長は、実施を承認した実験について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。

2 学長は、実験の実施に携わる関係者に、被験者の人権と尊厳を尊重し、安全に配慮して実験を実施することを周知徹底し、教育・研修の機会を設けるための措置を講じなければならない。

(ヒトを対象とする実験に関する倫理委員会の設置)

第5条 本学に、ヒトを対象とする実験に関する倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

(倫理委員会の所掌事項等)

第6条 倫理委員会は、ヒト又はヒト試料を対象とする実験に関し、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 倫理審査申請についての審議及び判定に関すること。
- (2) 実験の進捗状況及び実施結果の検証に関すること。

- (3) 事故発生の際に必要な処置及び改善策に関すること。
 - (4) ヒト試料及び実験データの匿名化に関すること。
 - (5) その他、実験上の倫理に関し必要なこと。
- 2 倫理委員会は、必要に応じ、実験責任者に報告を求めることができる。
 - 3 倫理委員会は、検証の結果又は必要と認めるときは、学長に対し、実験実施計画の変更又は実験の中止を求めることができる。

(倫理委員会の組織・運営)

第7条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、委員は学長が任命する。

- (1) 理事又は職員
 - (2) 本学専任の教授 3名
 - (3) 実験に関し科学的専門知識を有する者 若干名
 - (4) 実験に関する倫理又は法律面の知識を有する者 若干名
 - (5) 産業医から学長が指名した者
 - (6) その他学長が必要と認める者
- 2 委員会は、本学に所属しない者が複数名含まれなければならない、かつ男女両性で構成されなければならない。
 - 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 倫理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 5 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。
 - 6 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。
 - 7 倫理委員会の議決は、全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数をもって決することができる。
 - 8 委員長は、審議案件について、相当と認めるときは、電子メール審議をもって審議案件の可否を判定することができる。
 - 9 倫理委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
 - 10 委員は、自己の申請に係る審議に参加することができない。
 - 11 その他、倫理委員会の運営等に関し必要な事項は、倫理委員会が定める。
 - 12 倫理委員会の事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

(実験計画の立案と倫理審査申請書の提出)

第8条 実験責任者は、実験を実施する場合は被験者の人権と尊厳を尊重し、安全に配慮し、かつヘルシンキ宣言等の一般的に受け入れられている科学的原則並びに倫理指針等に示された倫理規範を踏まえて実験を計画し、当該実験計画の内容を記載した「倫理審査申請書」(様式第1号)(以下「申請書」という。)を、所属部局等の長を経由して、学長に提出するものとする。

- 2 実験責任者は、他の研究機関と共同して実験を実施しようとする場合には、各共同研究機関の実験責任者の役割及び責任を明確にした上で、申請書を作成しなければならない。
- 3 教育の一環として実施する学生実験の場合には、「実験計画届出書」(様式第2号)

を所属部局等の長を経由して、学長に提出する。なお、第16条第2項に定める実験報告書の提出は要さないものとする。

(申請書の審査と審査結果の通知)

第9条 学長は、前条の申請書が提出されたときは、倫理委員会に審査を諮問する。

2 倫理委員会は、諮問された審査について審議し、次の各号の区分により判定を行う。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

3 倫理委員会は、審査の結果及び承認を行う上での条件、変更又は理由等を倫理審査申請書に記載して、学長に答申する。

4 学長は、前項の答申に基づき、速やかに実験実施の可否等を決定し、「審査結果通知書」(様式第3号)により実験責任者に通知する。

5 変更の勧告を受けた実験責任者は、「倫理審査申請書」の内容を変更の上、学長に提出し、承認を得なければならない。

6 実験責任者は、第4項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。

7 前項の異議申立てがあったときには、学長は、倫理委員会の意見を徴した上で、最終決定を行う。この場合、実験責任者は、この決定に従わなければならない。

(実験計画の変更)

第10条 実験計画の変更を行おうとする場合については、第8条第1項を適用する。

2 前項の変更について、第11条に規定する場合にあっては、委員長は迅速審査を実施することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる変更については、その可否を学長が決定するにあたり倫理委員会の審査は要さないものとする。

- (1) 字句や表記の変更を行う場合
- (2) 被験者に対する説明書、被験者からの同意書等の記述をより分かりやすく変更する場合
- (3) 実験従事者の追加、削除等の変更を行う場合
- (4) 被験者として健常人の追加・削除などの変更を行う場合
- (5) 実験実施期間の延長・短縮を行う場合(ただし、期間延長により当初の倫理審査から3年を超えることとなる場合を除く。)

(迅速審査の実施)

第11条 倫理委員会での審査において、以下の各号のいずれかに該当するもののうち、委員長が相当と認めたものについて、迅速審査担当委員を若干名指名の上、迅速審査を実施することができる。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される実験計画のうち、既に当該実験計画の全体について主たる研究機関の倫理委員会により承認判定を受けている場合の審査
- (2) 侵襲を伴わない実験であって介入を行わないものに関する審査

- (3) 研究計画書の軽微な変更に関する審査（第10条第3項に該当する場合を除く。）
- 2 迅速審査において疑義が表明された場合は、通常審査を実施する。
- 3 迅速審査の結果は倫理委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

（倫理委員会の責務）

第12条 倫理委員会は、第9条第2項の審査に当たっては、実験に関して医学的、倫理的及び社会的な面並びに安全性について調査及び審議し、判定を行うものとする。

- 2 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

（インフォームド・コンセント）

第13条 実験責任者は、被験者又は代諾者に対して、承認された実験計画に基づいた内容で次に掲げる項目を含んだ文書を交付して説明を行い、実験開始前までに書面による同意を得なければならない。

- (1) 説明と同意の必要性について、及びその同意はいつでも撤回できることについて

- (2) 実験責任者名、所属とその連絡先

- (3) 実験装置または調査内容の説明

- (4) 実験の目的、具体的な実験実施方法及び手順

- (5) 被験者のコンディションに関する条件及びその理由

- (6) 調査または計測実験を受ける上での安全上の注意事項

- (7) 実験の中止を要求することが可能であること、及びその要求方法

- (8) 被験者の権利及び人権擁護への配慮

- (9) 被験者からの苦情を受け付ける担当部署及び連絡方法

- (10) 予想される研究への貢献及び被験者の受ける不利益並びに危険性

- (11) 実験によって得られたデータの取扱い及び公表の方法

- (12) 被験者からヒト試料を採取する場合

ア 採取試料名

イ 試料の採取方法

ウ 試料を用いた調査計測実験の内容

エ 実験終了後の試料の取扱い

- (13) 被験者が不利益を被ったと判断したときに学長へ異議申立てができること、及びその方法

- (14) その他説明に必要な事項

- 2 被験者が未成年の場合のインフォームド・コンセントの取り扱いについては、別表1のとおりとする。

- 3 被験者が成年者であってインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合については、代諾者からインフォームド・コンセントを受けた上で、被験者本人からもインフォームド・アセントを受けるように努めなければならない。

（実験責任者及び実験従事者の責務）

第14条 実験責任者は、計画書に従って実験が適正に実施され、その結果の信頼性が確保されるよう、当該実験の実施に関わる実験従事者をはじめとする関係者を指導・管理し

なければならない。

- 2 実験責任者は、実験を計画するに際して、責任ある第三者によってすでに匿名化された試料若しくはデータを受け取り、それらを実験あるいは研究に用いることを考慮する。
- 3 実験責任者及び実験従事者は、被験者の身元の秘密を守り、被験者のプライバシーに配慮する。
- 4 実験責任者は、被験者から回答を求められた事項については十分な説明を行う。
- 5 実験責任者は、科学的または社会的な利益が倫理に対する配慮に優先しないように、倫理的な観点から適切な実験操作を施さなければならない。
- 6 被験者の人権を尊重し、危険性または不快さを事前に注意深く、また正確に見定め、被験者が危険または無用なストレスにさらされないように配慮する。
- 7 実験責任者は、被験者に対して実験に参加することを強要してはならない。被験者から実験の中止を求められた際には、安全性を確保した上で速やかに中止する。
- 8 実験責任者は、被験者からヒト試料を採取するときには、被験者のプライバシーに十分配慮し、その安全を十分確保する。
- 9 実験責任者は、被験者が同意し、かつ倫理委員会が承認した場合を除き、被験者を特定できる情報を公開してはならない。
- 10 実験責任者は、実験中に倫理又は安全上のトラブルが発生したときは、その内容を学長に文書により報告する。
- 11 実験責任者及び実験従事者は、実験の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を辞した後も同様とする。
- 12 実験責任者は、インフォームド・コンセントの書類、それを受ける際の説明文書及びその他の個人情報を、当該実験実施期間中保存し、実験実施期間終了後（実験を中止した場合を含む。）に学長に提出するものとする。
（実験の中止等）

第15条 学長は、実施中の実験について、倫理委員会からその変更または中止の求めがあったときは、実験責任者に対して、その実験の変更または中止を命ずるものとする。

- 2 学長は、この規程に反する実験もしくは承認された実験計画書から逸脱した実験またはそのおそれのある実験については、当該実験の制限または中止等の必要な処置を講ずるものとする。
（実験の検証等）

第16条 実験責任者は、毎年度末までに、継続している実験計画の進捗状況を学長に報告するものとする。

- 2 実験責任者は、実験期間終了後速やかに、ヒトを対象とする「実験報告書」に第14条第12項に定める書類等を添えて、学長に提出するものとする。実験を中止した場合も同様とする。
- 3 学長は、前2項の場合において相当と認めるときは、適正な実験が実施されているかどうかの検証を倫理委員会に諮問することができる。
（記録の保存）

第17条 実験責任者は、実験を通して得られたヒト試料及び実験データに係る記録を正確なものにするるとともに、実験データについては当該実験終了後、5年間保管するよう努

めなければならない。

- 2 学長は、倫理委員会に提出された申請書及びその添付書類、審議に関する書類、インフォームド・コンセント等の書類及びそれを受ける際の説明文書、その他倫理委員会が必要と認める資料を、当該実験終了後、5年間保存するものとする。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めのない事項又はこの規程の解釈に疑義がある場合については、倫理指針のほか、文部科学省、厚生労働省その他の公的機関が示す運用指針によるものとする。

- 2 前項のほか、実験の適正な実施に関し必要な事項は、倫理委員会の議に基づき学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年9月6日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第6条第1項の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(別表1) 未成年者を被験者とする場合のインフォームド・コンセントについて

被験者の年齢等	中学校等の課程を未修了であり、かつ16歳未満の未成年者	中学校等の課程を修了している又は16歳以上の未成年者
代諾者に対する手続き	インフォームド・コンセント	<p>【侵襲を伴う実験】 インフォームド・コンセント</p> <p>【侵襲を伴わない実験】 ・被験者が十分な判断能力を有すると判断される場合で、かつ、倫理委員会が適当と認めた場合</p> <p>代諾者に対するオプトアウト</p> <p>・それ以外の場合 インフォームド・コンセント</p>
被験者に対する手続き	<p>・自らの意向を表すことができると判断される場合（努力義務）</p> <p>インフォームド・アセント</p>	<p>・十分な判断能力を有すると判断される場合 インフォームド・コンセント</p> <p>・十分な判断能力はないが、自らの意向を表すことができると判断される場合（努力義務） インフォームド・アセント</p>

(様式第1号)

ヒトを対象とする実験に関する倫理審査申請書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(申請者・実験責任者) 所 属 :

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

印

下記の課題の実験計画について、倫理審査を申請します。

記

実験課題名	
課題名(英文)	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続 ・ <input type="checkbox"/> 変更
実験実施期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

	氏 名	所 属 ・ 職 名	役割	連絡先
実験従事者 (全員の氏名・ 所属・職名・ 役割・電話番号 を記入すること)				

部 局 長 等		専 攻 長 等	
------------------	--	------------------	--

受付日 (元号) 年 月 日
管理番号 第 号

○ 実験計画書

		管理番号 (記載不要)	第 号
1. 課 題 名			
2. 実験の概要 (必要に応じて 参考資料を添 付すること)	<p>(目 的)</p> <p>(対 象) *被験者の性別、年齢(成年・未成年)、健常者・患者等の情報、及び人数を明記し、必要に応じてその理由を明記すること。</p> <p>(実施計画) *他の研究機関と共同して実験を実施する場合は、それぞれの役割・責任分担を記述してください。</p>		

3. 実験の実施場所	
4. 実施に際しての倫理的配慮	a) 被験者の人権への対策 (プライバシー確保・ヒト試料の匿名化・研究発表時の匿名化の方法とその他について具体的に記すこと。)
	b) 被験者に理解を求め同意を得る方法等 被験者に書面／口頭で説明し署名入りの同意書を保管する。 説明の具体的内容： (紙面が足りない場合は別紙に記入のこと)
	c) 被験者が未成年者の場合、成年者でも十分な判断力の無い場合、または病名に対する配慮が必要な場合等における対処方法 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年者でも十分な判断力の無い場合 <input type="checkbox"/> 成年者で意識の無い場合 <input type="checkbox"/> 病名に対する配慮が必要な場合 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的な対処方法：
	d) 実験などによって被験者に生じうる危険と不快に対する配慮 (具体的事項を箇条書きで記し、それぞれに対する配慮の内容を記すこと。)
	e) 説明と同意依頼文(案を必ず添付すること。) 同意書 <input type="checkbox"/> 雛形どおり <input type="checkbox"/> 雛形を変更(案を必ず添付すること。)
5. その他参考事項	

管理番号 (記載不要)	第 号
----------------	-----

課 題 名	
<p>6. 医学専門家の意見 (必要に応じて添付すること。 なお、委員会が必要と判断したときは、提出を求めることがある。)</p>	

○ 倫理委員会審査結果

倫理委員会 開催年月日及び 開催時間	(元号) 年 月 日 () : ~ :
管理番号	第 号
判定結果	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 非該当
倫理委員会意見	
<p>上記のとおり答申します。</p> <p style="text-align: right;">(元号) 年 月 日 ヒトを対象とする実験に関する倫理委員会 委員長 印</p>	

(様式第2号)

ヒトを対象とする学生実験・実習に関する実験計画届出書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

ヒトを対象とする実験に関する倫理規程第7条第3項に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 授業担当教員所属・職名・氏名	
2. 課題名	(学生実験または実習を行う講義の科目名など) (実験・実習課題名)
3. 実験の概要	(目的) (対象) (実施計画) (被験者の人権への対策) ※プライバシー確保・ヒト試料の匿名化・公表時の匿名化の方法について具体的に記すこと。

部 局 長 等		専 攻 長 等		受付日 (元号) 年 月 日
------------------	--	------------------	--	-----------------------

(様式第3号)

審査結果通知書

(元号) 年 月 日

申請者

殿

電気通信大学長

印

管理番号： _____

実験課題名： _____

申請のあった上記実験課題については、(元号) 年 月 日開催のヒトを対象とする倫理委員会で審査し、その結果を受けて下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、この決定結果に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、文書で申し出てください。

記

決定	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 条件付承認	<input type="checkbox"/> 変更の勧告 (継続審査)
条件、 勧告又は理由	<input type="checkbox"/> 不承認	<input type="checkbox"/> 非該当	
少数意見			

* 「変更の勧告」を受けた者は、実験計画書を変更の上、改めて倫理審査請求書を提出すること。

(様式第4号)

ヒトを対象とする実験報告書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(実験責任者) 所 属 :

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

⑩

下記課題の実験について、実験報告書を提出します。

記

管 理 番 号	第 号
実 験 課 題 名	
実 験 実 施 期 間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

	氏 名	所 属 ・ 職 名	連絡先
実 験 従 事 者 (全員の氏名・ 所属・職名・電 話番号を記入す ること。)			

4. 実験の実施 場所	
5. 実験結果の 報告	b) 被験者の人権への対策
	b) 被験者による理解
	c) 実験などによって被験者に危険と不快が生じなかったかの有無 (生じた場合にはそれに対し執った措置の内容を記すこと。)
6. その他参考 事項	e) その他

(注) 本報告書とともに、同意書、それを受ける際の説明文書及びその他の個人情報を一緒に提出してください。

電気通信大学遺伝子組換え実験安全管理規程

平成16年 4月 1日

改正

平成18年 7月12日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 3月18日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)及び関係法令(以下「法令等」という。)に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)において、遺伝子組換え実験(以下「実験」という。)を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって実験の安全かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、法令等の定めるところによる。

第2章 組織及び任務

(学長の責務)

第3条 学長は、本学における実験の安全管理に関する業務を統括する。

(安全委員会)

第4条 本学に、実験の安全かつ適切な実施を確保するため、電気通信大学遺伝子組換え実験安全委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、及びこれらの事項について学長に対し助言又は勧告をするとともに、必要に応じて第5条及び第6条に定める遺伝子組換え実験安全主任者(以下「安全主任者」という。)及び実験責任者に対し、実験の安全管理に関する報告を求めることができる。

(1) 実験計画の法令等及びこの規程に対する適合性に関すること。

(2) 実験に係る教育訓練及び健康管理に関すること。

(3) 事故発生の際の必要な処置及び改善策に関すること。

(4) その他、実験の安全管理に係る必要な事項に関すること。

3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 実験に関係ある教員で学長が指名した者 若干名

- (2) 安全主任者
- (3) 保健管理センター長
- (4) その他委員会が必要と認めた者
- 4 前項第1号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長を置き、第3項第1号及び第5号の委員のうちから、委員の互選によって選出する。
- 6 委員長は、委員会を主宰する。
- 7 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員会に専門的事項を調査及び審議するため、専門委員会を置くことができる。
- 10 委員会の事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

(安全主任者)

第5条 本学に安全主任者を置き、実験の安全管理に関し学長を補佐するものとする。

- 2 安全主任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者のうちから、学長が任命する。
- 3 安全主任者は、次の各号に掲げる任務を行うほか、委員会と十分な連絡を取り、実験の安全確保のための必要な事項について委員会に報告するものとする。
 - (1) 実験が法令等及びこの規程に従って適正に遂行されていることを確認すること。
 - (2) 実験責任者及び第7条に定める実験従事者に対し指導助言を行うこと。
 - (3) その他実験の安全管理に関する重要な事項の処理にあたること。
- 4 安全主任者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の安全主任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(実験責任者)

第6条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験責任者を置かなければならない。

- 2 実験責任者は、法令等及びこの規程を熟知するとともに、生物災害の発生を防止するための知識及び技術並びにこれらを含む関連の知識及び技術に高度に習熟した者とする。
- 3 実験責任者は、次の各号に掲げる任務を果たすものとする。
 - (1) 実験計画を立案し、学長に承認申請すること。
 - (2) 実験計画の立案及び実施に際して法令等及びこの規程を十分に遵守し、安全主任者との緊密な連絡の下に、実験全体の適切な管理及び監督にあたること。
 - (3) 実験従事者に対して安全管理に関する教育訓練、指導及び助言を行うこと。
 - (4) 文部科学大臣による拡散防止措置の確認及びこれに基づく学長の承認を必要とする実験（以下「大臣確認実験」という。）について、実験計画書に加え文部科学大臣への確認申請書を学長に提出し、その承認を受けること。
 - (5) 実験の安全管理の考え方に影響を及ぼす知見が得られた場合又は実験中若しくは輸送中の事故等があった場合は、直ちにその旨を学長、委員会及び安全主任者に報告す

ること。

(6) その他実験の安全管理に関し、必要な事項を行うこと。

(実験従事者)

第7条 実験に携わる者を実験従事者とし、実験責任者が指名する。

- 2 実験従事者は、実験計画の立案及び実験の実施に当たっては、安全管理について十分に自覚し、必要な配慮をするとともに、あらかじめ実験に特有な操作、方法及び関連する技術に精通し、かつ習熟していなければならない。
- 3 実験従事者は、実験開始前に、法令等及びこの規程に定める事項について教育・訓練を受けなければならない。
- 4 実験従事者は、絶えず自己の健康について留意し、健康に変調を来した場合は、その旨を実験責任者に報告しなければならない。
- 5 実験従事者は、安全主任者及び実験責任者の指示に従うとともに、法令等及びこの規程を遵守し、安全管理に努めなければならない。

第3章 施設等の管理・保全

(施設の管理・保全)

第8条 学長は、実験に使用する実験室又は実験区域（以下「実験施設」という。）及び実験設備を、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」（以下「二種省令」という。）の別表第2から第5に定める拡散防止措置の内容に従って設置しこれらの管理及び保全に努めるものとする。

- 2 実験従事者は、第15条に基づく承認を得た実験計画書に記載された実験施設の中で実験を行わなければならない。

(実験施設への出入り)

第9条 実験施設へ出入りする者は、承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の区分に応じて、該当する拡散防止措置の内容を遵守しなければならない。

- 2 実験従事者以外の者が実験施設へ立ち入る場合又は実験区域内で他の作業を行う場合には、実験責任者の許可を得るとともに、その指示に従わなければならない。

(標識)

第10条 実験責任者は、安全主任者の指導の下に、承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の区分に応じて、該当する拡散防止措置の内容に従い、実験施設及び遺伝子組換え生物等を実験の過程において保管する設備（以下「保管設備」という。）に必要な表示を付さなければならない。

- 2 保管設備の表示について二種省令に定められていない拡散防止措置の区分についても、保管設備に遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示しなければならない。

(遺伝子組換え生物等の取扱い)

第11条 実験責任者は、実験従事者に対して、実験に用いられる核酸、微生物、動物及び植物等が承認を得た実験計画書に記載された拡散防止措置の内容を満たすものであることを厳重に確認させなければならない。

(遺伝子組換え生物の保管・運搬)

第12条 実験の過程として行われる保管以外の保管に当たっては、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、所定の場所に保管し、容器及び冷蔵庫等の保管場所には遺伝子組換え生物等を保管している旨を表示しなければならない。

2 実験の過程として行われる運搬以外の運搬に当たっては、二種省令第7条に定められた、当該遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置の区分に応じた措置に従い、遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れ、最も外側の容器の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示しなければならない。

(譲渡及び譲受)

第13条 遺伝子組換え生物等の譲渡又は譲受に当たっては、法令等に定められた必要な情報を提供又は受領するとともに、譲渡又は譲受の記録を保存しなければならない。

2 遺伝子組換え生物等の輸出入に当たっては、法令等に定められた必要な措置を執るとともに、輸出入の記録を保存しなければならない。

(違反時の措置)

第14条 委員会及び安全主任者は、法令等若しくはこの規程に違反し、又はそのおそれがある実験が実施されているときは、学長に報告するものとする。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて当該実験の制限又は中止の措置を講ずるものとする。

第4章 実験計画の承認等及び報告

(実験計画の承認等)

第15条 実験を実施しようとする実験責任者は、実験計画ごとに、遺伝子組換え実験計画申請書に遺伝子組換え実験計画書及び実験に関する書類を添付し、所属部局等の長を経て、学長に申請するものとする。実験計画を変更しようとする場合も同様とする。ただし、変更の内容が次の各号に該当する場合は、遺伝子組換え実験計画変更届を学長に届け出るものとする。

(1) 実験責任者の変更

(2) 実験従事者の変更

(3) 実験実施期間の5年以内の変更（ただし、期間の延長により当初の承認日から10年を超えることとなる場合を除く。）

2 学長は、実験計画の申請を受けたときは、委員会に速やかに諮問するものとする。

3 委員会は、法令等及びこの規程に対する実験計画の適合性について審議し、その結果を学長に報告する。

4 学長は、委員会の報告及び安全主任者の助言を得て、実験計画の承認、不承認、取消若しくは変更の決定を行うものとする。ただし、当該計画が大臣確認実験であるときは、委員会の審議を経て、学長は文部科学大臣に確認を求めるとともに、当該確認に基づいて承認を与えるか否かについて決定するものとする。

(実験実施可否の通知及び実験の開始)

第16条 学長は、前条第4項の決定を行ったときは、速やかに実験責任者にその決定を通知するものとする。

2 実験責任者は、承認の通知を受けた後でなければ、実験を行うことはできない。

(実験の終了又は中止)

第17条 実験責任者は、実験が終了したとき、又は実験を中止したときは、遺伝子組換え実験終了(中止)報告書により、安全主任者の助言・確認を受けた後、学長に報告するものとする。

第5章 教育訓練及び健康管理

(教育訓練)

第18条 実験責任者は、実験開始前に実験従事者に対して、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行い、その記録を作成しなければならない。

- (1) 危険度に応じた遺伝子組換え生物等の安全取扱技術
- (2) 拡散防止措置に関する知識及び技術
- (3) 実施しようとする実験の危険度に関する知識
- (4) 事故発生時の措置に関する知識

2 前項第4号について、大量培養実験においては、遺伝子組換え生物等を含む培養液が漏出した場合における化学的処理による殺菌等の措置に関する知識について特に配慮を払うものとする。

3 安全主任者は、法令等及びこの規程に変更があったときは、実験責任者が実験従事者に対して、教育訓練を実施するよう指導しなければならない。

(健康管理)

第19条 学長は、実験従事者が病原微生物を取り扱う場合には、あらかじめ予防と治療の方策について検討し、必要な措置を講じるとともに、実験開始後6月を超えない期間毎に、特別定期健康診断を行う。

2 学長は、実験室内又は大量培養実験区域内感染の疑いがある場合には、直ちに健康診断を行い、適切措置を講ずるものとする。

3 学長は、実験従事者が次のいずれかに該当するとき、又は次項に規定する報告を受けたときは、直ちに調査するとともに、直ちに健康診断を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 遺伝子組換え生物等を誤って飲み込んだとき、又は吸い込んだとき。
- (2) 病原性のある遺伝子組換え生物等により皮膚が汚染され、除去できないとき、又は感染のおそれがあるとき。
- (3) 遺伝子組換え生物等により、実験施設又は大量培養実験区域が著しく汚染された場合に、その場に居合わせたとき。

4 実験従事者は、常に自己の健康について注意することとし、健康に変調を来した場合又は重症若しくは長期にわたる病気にかかった場合は、その旨を学長に報告するものとする。上記の事実を知った当該実験従事者以外の者についても同様とする。

第6章 事故発生時の措置

(事故発生時の措置)

第20条 事故、地震、火災及びその他の災害により、遺伝子組換え生物等の拡散防止措置を執ることができない、又は執ることができないおそれがある事態(以下「事故等」と

いう。)が生じたときは、次の各号による措置を講ずるものとする。

- (1) 実験責任者及び実験従事者は、必要な応急措置を講ずるとともに、安全主任者、健康管理者、危害防止主任者及び守衛等の事故に関わる者に通報し、その指示を受けること。
- (2) 事故等に関わる実験責任者は、速やかに事故等の発生状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、安全主任者に提出すること。
- (3) 安全主任者は、前号の報告書を健康管理者の確認を得て、学長に提出すること。
- (4) 学長は、前号の報告をもとに報告書を作成し、文部科学大臣に届け出ること。
- (5) 学長は、事故等により生物災害を受けた者及び受けたおそれのある者について、前条の規定に基づき、適切な措置を講じること。
- (6) 事故等の発生したときは、関係者はこれを秘匿することなく、前各号の措置を実施すること。

第7章 記録及び保存

(記録及び保存)

第21条 実験責任者は、次の各号に掲げる事項を確実に記録し、実験終了後又は中止後5年間保存しなければならない。

- (1) 実験計画書及び実験の記録
- (2) 遺伝子組換え生物等の接受、保存、廃棄
- (3) 異常事態が発生した場合の経過及び措置
- (4) 実験施設への出入者の氏名、目的等
- (5) 教育訓練の記録
- (6) 健康診断受診の記録

2 学長は、事故等発生時に関する報告書を保存するものとする。

第8章 雑則

(様式)

第22条 第15条に規定する遺伝子組換え実験計画申請書、遺伝子組換え実験計画書及び遺伝子組換え実験計画変更届並びに第17条に規定する遺伝子組換え実験終了(中止)報告書の記載内容及び様式は、委員会の議に基づき学長が別に定める。

(雑則)

第23条 この規程に定めのない事項又はこの規定の解釈に疑義がある場合については、文部科学省、環境省その他の公的機関が示す運用指針等によるものとする。

2 前項のほか、実験の安全かつ適切な実施に関し必要な事項は、委員会の議に基づき学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

遺伝子組換え実験計画申請書(新規・変更)

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

実験責任者(所属)

(職名)

(氏名)

印

下記の遺伝子組換え実験の実施について、承認を申請します。

記

遺 伝 子 組 換 え 実 験 の 課 題 名

(注)1. 新規または変更のいずれかに○印を付してください。

2. 遺伝子組換え実験計画書及び実験に関する書類を添付してください。

部局等の長	専攻長等

遺 伝 子 組 換 え 実 験 計 画 書
(機関実験)

(元号) 年 月 日

申請の種類 (注1)	実験の種類 (注2)	拡散防止措置の区分 (注2)	公的経費 (注3)
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続 (年 月 号) <input type="checkbox"/> 変更 (年 月 号)	<input type="checkbox"/> 微生物使用実験 <input type="checkbox"/> 大量培養実験 動物使用実験 <input type="checkbox"/> 動物作成実験 <input type="checkbox"/> 動物接種実験 植物使用実験 <input type="checkbox"/> 植物作成実験 <input type="checkbox"/> 植物接種実験 <input type="checkbox"/> きのこ作製実験	<input type="checkbox"/> P1 <input type="checkbox"/> P2 <input type="checkbox"/> P3 <input type="checkbox"/> LSC <input type="checkbox"/> LS1 <input type="checkbox"/> LS2 <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A <input type="checkbox"/> P1P <input type="checkbox"/> P2P <input type="checkbox"/> P3P <input type="checkbox"/> 特定飼育区画 <input type="checkbox"/> 特定網室 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 文科省 科研費 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無

実 験 課 題 名				
実 験 実 施 期 間 (注4)		(元号) 年 月 日 から (元号) 年 月 日 まで		
実 験 責 任 者	所属部局・専攻等・職名			
	氏 名	TEL:	FAX:	E-mail:
実 験 場 所				
実 験 従 事 者	氏 名	所属部局・専攻等・職名	宿主及びその取り扱い 経験年数(注5)	遺伝子組換え実験 経験年数(注6)

実験課題名	
実験の目的	
実験の概要	
当該遺伝子組換え実験を行う必要性(注7)	
組換え体の実験終了後の処置	

核酸供与体・ベクター・宿主の組み合わせ(注8)						
核酸供与体及びその実験分類(注9)	供与核酸の種類、名称、及び同定・未同定の区別(注10)	ベクター(注11)	宿主等(注12)	保有動植物等(注13)	拡散防止措置の区分(注14)	備考(注15)

実 験 課 題 名	
核酸供与体の特徴及び生物学的リスク(注 16)	
供与核酸並びにその産物の特徴及び性質(注 17)	
ベクターの特徴(注 18)	
宿主等の特徴(注 19)	
遺伝子組換え動植物作出時における、核酸導入の段階及びその方法(注 20)	
遺伝子組換え生物等の特徴(注 21)	
遺伝子組換え生物等を保有している動物、植物または細胞等の特徴(注 22)	
大量培養実験に係る遺伝子組換え微生物、遺伝子組換え動植物または遺伝子組換え生物を接種した動植物の封じ込め措置(注 23)	

拡散防止措置に係る施設・設備	位置(注 24)	
	構造(注 25)	
	設備(注 26)	

計画書記入要領

本様式の各項目に記入する。記入できない場合は別紙を添付し、該当項目に別紙番号を記入すること。

- 注 1. 該当項目にチェックを入れ、変更の場合は前回機関承認を受けた年月及び確認番号を記入すること。
- 注 2. 本計画において該当する項目すべてにチェックを入れること。
- 注 3. 公的経費の有無について該当項目にチェックを入れるとともに、ある場合はその種類を記入すること。
- 注 4. 予定している実験実施期間（5年を限度とする）を記入すること。
- 注 5. 宿主として使用する生物種の取扱い経験の有無及び経験年数を記入すること。なお、宿主が微生物、動物、植物を同時に含む実験計画の場合は、その宿主毎について記入すること。
- 注 6. 遺伝子組換え実験の経験の有無並びに経験年数を記入すること。
- 注 7. 大量培養実験、組換え体を動植物に接種する実験、脊椎動物の蛋白性毒素産生遺伝子を扱う実験が含まれる場合は、当該実験を行う必要性について簡潔に記入すること。
- 注 8. 核酸供与体、ベクター、宿主の組み合わせ毎に番号、直線、罫線等でまとめ、相互の関連を明らかにすること。
- 注 9. 核酸供与体となる生物の種名または系統名を記入すること。また、その生物が該当する実験分類の区分も記入すること。
- 注 10. 供与核酸について、ゲノムDNA、相補DNA、合成DNAなどの種類及び名称、さらに、同定・未同定の区別を記入すること。
- 注 11. ベクターの名称を記入すること。
- 注 12. 宿主の種名または系統名を記入すること。また、培養細胞や組織片等「生物」として定義されていない細胞等についても、組換え核酸を導入する場合にはその名称等を記入すること。
- 注 13. 遺伝子組換え生物等を保有させている動物、植物及び細胞等の種名、系統名等を記入すること。
- 注 14. 組み合わせ毎に拡散防止措置の区分を記入すること。
- 注 15. 認定宿主-ベクター系を用いる場合にはその区分を記入すること。
- 注 16. 実験分類を考慮し、核酸供与体の特徴、自然界における分布、病原性、寄生性、腐生性などの実験従事者に対するリスクについて記入すること。また、蛋白性毒素を産生する場合はLD50及び毒素遺伝子の構造について記入すること。
- 注 17. 単離・使用する核酸またはその産物等について簡潔な説明を記入すること。また、同定済供与核酸については、塩基配列データベースのアクセッションナンバーも記入すること。
- 注 18. ベクターに関する以下の項目について、必要に応じて記入すること。(1)由来、(2)構成、(3)伝達性及び宿主特異性、(4)薬剤耐性遺伝子その他のマーカー遺伝子。
- 注 19. 宿主だけでなく、培養細胞や組織片等「生物」として定義されていない細胞等に関しても、以下の項目について必要に応じて記入すること。(1)分類学上の位置及び実験分類、(2)自然環境における分布状況及び生息または生育が可能な環境、(3)繁殖または増殖の様式、(4)病原性、有害物質の産生性その他の特性、(5)栄養要求性、薬剤耐性及び至適生育条件(微生物(ウイルスまたはウイロイドであるものを除く)である遺伝子組換え生物等の使用等をする場合に限る)、(6)注18に掲げる項目(宿主がウイルス及びウイロイドである場合に限る)について。
- 注 20. 遺伝子組換え動植物を作出する場合に記入すること。卵、胚、種子、生体など核酸導入時の細胞の分化段階及び導入方法を記入すること。
- 注 21. 本実験で作製または使用される遺伝子組換え生物等に、宿主と比べて新たに付与されることが予想されるまたは付与された特性を、必要に応じて記入すること。特に、感染性、病原性、寄生性、腐生性または毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。
- 注 22. 組換え体の接種により新たに獲得することが予想される形質について記入すること。特に、感染性、病原性、寄生性、腐生性または毒素産生性等の形質が変化すると予想される場合は、その旨明記すること。
- 注 23. 大量培養実験、動植物を用いる実験の場合に記入すること。培養・飼育・栽培時における漏出・逃亡・飛散防止に係る管理方法、種子・水・排泄物等の不活化等、封じ込め方法について記入すること。
- 注 24. 実験室または実験区域の位置、実験設備・装置等の配置を図示し、機関内の安全委員会による認可年月日について記入すること。
- 注 25. 拡散防止措置の区分がP3、LS2、P3A及びP3Pの施設の場合に記入すること。また、実験設備の構造について図示すること。
- 注 26. 拡散防止措置の区分がP2、LS1、P2A及びP2P以上の施設の場合に記入すること。また、その設備ならびに装置の名称を記入すること。

遺伝子組換え実験終了（中止）報告書

（元号） 年 月 日

電気通信大学長 殿

実験責任者（所属）
（職名）
（氏名）

印

遺伝子組換え実験を終了（中止）しましたので、下記のとおり報告します。

課 題 名			
実験の場所	名 称 ・ 所在地	(電話番号)	
	連 絡 先	*連絡者の所属・職・氏名を記載すること。	
実験の開始及び終了（中止）日		(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日	
実験の終了（中止）に伴う措置	実験によって得られた組換え体等の管理に関する措置 (注1)	管理の対象となる組換え体等の概要	*保管している書類及び組替え体の数量について、簡明に記載すること。
		措置の区分	<input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 保管または他の実験に活用
	移責管任の者 場合の (注2)	所属部局の所在地	
		所属部局・職名	
	氏名	印	
	他の実験に活用する場合の実験計画の概要		
実験責任者・従事者の健康状態等		*実験中における実験に伴う異状の有無を記載すること。	

安全主任者	印
-------	---

(注1) 実験終了（中止）時において実験責任者の管理下にあるものを対象とすること。

(注2) 複数の者に分割して移管する場合には、別葉でその旨添付すること。

電気通信大学動物実験等規程

平成23年12月19日

改正

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 3月18日

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 組織及び任務（第6条－第8条）
- 第3章 動物実験計画の立案及び承認等（第9条・第10条）
- 第4章 動物実験等の実施（第11条・第12条）
- 第5章 施設等（第13条－第18条）
- 第6章 実験動物の飼養及び保管（第19条－第26条）
- 第7章 安全管理（第27条－第28条）
- 第8章 実験計画の終了等（第29条）
- 第9章 教育訓練（第30条）
- 第10章 記録及び保管（第31条）
- 第11章 自己点検・評価及び検証（第32条）
- 第12章 情報公開（第33条）
- 第13章 補則（第34条－第36条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）、及び研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。）に基づき、日本学術会議が作成した「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン（平成18年6月）」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえて、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）において動物実験等を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、もって科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う職員・学生等の安全確保の観点から、動物実験等の適正な実施を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 動物実験等については、この規程に定めるもののほか、法、飼養保管基準、基本

指針、内閣府告示の「動物の処分方法に関する指針」、その他の法令等の定めによるものとする。

(基本原則)

第3条 動物実験等の実施に当たっては、法及び飼養保管基準に即し、動物実験等の原則である代替法の利用（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。）、使用数の削減（科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。）及び苦痛の軽減（科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。）の3R（Replacement、Reduction、Refinement）に基づき、適正に実施しなければならない。

(定義)

第4条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物（施設等に導入するために輸送中のものを含む）をいう。
- (3) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管し、又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (4) 実験室 実験動物に実験操作（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う動物実験室をいう。
- (5) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者（部局等の長。ただし、第13条第1項に定める飼養保管施設にあっては学長が指名した者）をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者をいう。
- (13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第5条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を利用に供する場合についても、この規程の目的とするところに沿って動物実験等を行うよう努めるものとする。

- 3 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合には、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認するものとする。

第2章 組織及び任務

(学長の責務)

第6条 学長は、本学における動物実験等に関する業務を統括する。

(委員会の設置)

第7条 本学に、電気通信大学動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に定める事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。
- (1) 動物実験計画が指針等及び本規程に適合していることの審査に関する事。
 - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事。
 - (3) 施設等及び実験動物の飼養保管状況に関する事。
 - (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関係法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事。
 - (5) 自己点検・評価に関する事。
 - (6) その他、動物実験等の適正な実施に係る必要な事項に関する事。
- 3 委員会は、必要に応じて、動物実験責任者に報告を求めることができる。

(委員会の組織及び運営)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、学長が任命する。

- (1) 動物実験等を担当する理事
 - (2) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (3) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (4) 保健管理センター長
 - (5) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第3号の委員には、本学役員又は職員以外の者を含むことができるものとする。
- 3 第1項第2号、第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 7 委員会の議決は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、出席委員の過半数をもって決することができる。
- 8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 9 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審査には参画しないものとする。
- 10 委員は、動物実験計画に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- 11 委員会の事務は、学術国際部研究推進課において処理する。

第3章 動物実験計画の立案及び承認等

(動物実験計画の立案)

第9条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案するものとする。

- (1) 研究の目的、意義及び必要性
- (2) 代替法を考慮しての実験動物の適切な利用
- (3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮した利用
- (4) 苦痛の軽減による動物実験等の適切な実施
- (5) 苦痛度の高い動物実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定の検討

(動物実験計画の申請・承認)

第10条 動物実験を実施しようとする動物実験責任者は、実験計画ごとに動物実験承認申請書に動物実験計画書を添えて、管理者を経て学長に申請するものとする。実験計画を変更又は追加しようとする場合は、動物実験計画（変更・追加）承認申請書により申請するものとする。ただし、その変更が次の各号に該当する場合は、動物実験計画変更届を学長に届け出るものとする。

- (1) 動物実験責任者の変更
- (2) 動物実験実施者の変更
- 2 学長は、前項の承認申請書が提出されたときは、委員会に審査を諮問する。
- 3 委員会は、動物実験計画の指針等及びこの規程に対する適合性について審査し、その結果を学長に答申する。
- 4 学長は、前項の答申に基づき、速やかに実験計画の承認等の決定を行い、審査結果通知書により動物実験責任者に通知する。
- 5 実験計画の変更の勧告を受けた場合は、動物実験責任者は実験計画書を変更の上、再度、動物実験承認申請書を学長に提出し、承認を得なければならない。この場合、学長は、必要に応じて、委員会の意見を徴するものとする。
- 6 動物実験責任者は、第4項の通知に不服があるときは、学長に異議を申し立てることができる。
- 7 前項の異議申立てがあったときには、学長は、委員会の意見を徴した上で、最終決定を行う。この場合、動物実験責任者は、この決定に従わなければならない。

第4章 動物実験等の実施

(実験の開始)

第11条 動物実験責任者は、承認の通知を受けた後でなければ、実験を行うことができない。

(実験等の実施)

第12条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、法、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 動物実験計画書に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - イ 実験の終了の時期（人道的エンドポイントを含む。）の配慮
 - ウ 適切な術後管理
 - エ 適切な安楽死の選択
- (3) 物理的若しくは化学的に危険な材料、病原体又は遺伝子組換え動物等を用いる実験については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的若しくは化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等については、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

第5章 施設等

（飼養保管施設の設置）

第13条 実験動物の飼養若しくは保管又は動物実験等は、大学が定めた飼養保管施設でなければ行うことができない。

- 2 前項以外に飼養保管施設を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が飼養保管施設設置承認申請書を学長に提出し、承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された飼養保管施設を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

（飼養保管施設の要件）

第14条 飼養保管施設は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

（実験室の設置）

第15条 飼養保管施設以外に実験室を設置し、当該実験室で動物実験等（48時間以内の一時的保管を含む。）を行う場合は、学長の承認を得た後でなければ行うことができない。

- 2 飼養保管施設以外に実験室を設置（変更を含む。）する場合は、管理者が実験室設置承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。
- 3 学長は、前項により申請された実験室を委員会に調査させ、その助言により、承認又は不承認を決定するものとする。

（実験室の要件）

第16条 実験室は、以下の要件を満たしていなければならない。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。
- (2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。
- (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(施設等の維持管理・改善)

第17条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めなければならない。

(施設等の廃止)

第18条 施設等を廃止する場合は、管理者が施設等廃止届により学長に届け出るものとする。

- 2 管理者は、必要に応じて、動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

第6章 実験動物の飼養及び保管

(マニュアルの作成と周知)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第20条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めるものとする。

(実験動物の導入)

第21条 管理者は、実験動物の導入に当たり、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

- 2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼育等を行うものとする。

- 3 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(給餌・給水)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うものとする。

(実験動物の健康管理)

第23条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うとともに、傷害や疾病にかかった場合は、実験動物に適切な治療等を行うものとする。

(異種又は複数動物の飼育)

第24条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場合、その組み合わせを考慮した収容を行うものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第25条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を譲渡先に提供するものとする
(輸送)

第26条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めるものとする。

第7章 安全管理

(危害防止)

第27条 管理者は、安全管理上、次の各号に掲げる危害防止措置を講じるものとする。

- (1) 逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。
- (2) 人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡するとともに、捕獲等の措置を講じること。
- (3) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者が、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- (4) 毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合は、人への危害の発生防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- (5) 実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第28条 管理者等は、地震、火災等の緊急事態が発生した場合には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

- 2 動物実験責任者は、緊急時に発生した事故の状況及び講じた措置に関する報告書を作成し、管理者を経て、学長に報告するものとする。

第8章 実験計画の終了等

(報告書の提出)

第29条 動物実験責任者は、年度ごとに動物実験等実施状況報告書により、動物実験等の実施状況及び飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告しなければならない。

- 2 動物実験責任者は、動物実験計画が終了し、又はこれを中止したときは、動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験結果報告書により、使用動物数、計画からの変更の有無、成果等について学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の履行結果の適正性について、委員会に検証を諮問するものとする。
- 4 学長は、委員会からの検証結果を受けて、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

第9章 教育訓練

(教育訓練)

第30条 学長は、実験開始前に、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、法令等及びこの規程を熟知させるとともに、次の各号に掲げる教育訓練を行わなければならない。

ならない。

- (1) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (2) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (3) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (4) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- 2 前項の教育訓練を実施したときは、その実施日、教育内容、講師及び受講者名を記録し、保存するものとする。

第10章 記録及び保管

(記録の保存及び報告)

第31条 管理者等は、次に各号に掲げる事項を確実に記録し、保存しなければならない。

- (1) 実験動物の入手数及び入手先
 - (2) 実験動物の飼養及び保管状況
 - (3) 実験動物の病歴
 - (4) 実験動物の事後処置
 - (5) 事故等が発生した場合の経過及び措置
- 2 管理者等は、前項の記録を5年間保存するものとする。
- 3 学長は、実験計画書及び第29条の報告書並びに事故等発生時に関する報告書を5年間保存するものとする。

第11章 自己点検・評価及び検証

(自己点検・評価及び検証)

第32条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、委員会に対し、動物実験等の基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせるものとする。

- 2 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学長に報告するものとする。
- 3 学長は、自己点検・評価の結果について、本学以外の者による検証の実施に努めるものとする。

第12章 情報公開

(情報公開)

第33条 本学における、動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価、検証の結果等の動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表するものとする。

第13章 補則

(様式)

第34条 第10条の動物実験承認申請書、動物実験計画書、動物実験計画(変更・追加)承認申請書、動物実験計画変更届及び審査結果通知書、第13条の飼養保管施設設置承認申請書、第15条の実験室設置承認申請書、第18条の施設等廃止届、第29条の動物実験等実施状況報告書、動物実験(終了・中止)報告書及び動物実験結果報告書の各

記載内容及び様式は、委員会の議を経て、学長が別に定める。

(規程の改廃)

第35条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、動物実験等の適切な実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成23年12月19日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第8条第1項第2号、第3号及び第5号の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。
- 3 電気通信大学動物実験指針(平成15年9月17日施行)は、廃止する。
- 4 この規程施行前の電気通信大学動物実験指針に基づく動物実験等の承認は、この規程によりなされた承認とみなす。
- 5 この規程施行前から引き続き使用する施設等にあつては、この規程の施行後30日以内に、第13条第2項(第15条第2項に該当する場合を含む。)に基づき学長に申請しなければならない。
- 6 前項の申請を行った施設等については、第13条第3項(第15条第3項に該当する場合を含む。)の規定による承認又は不承認が決定されるまでの間、従前どおり使用することができるものとする。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(第10条関係)

動物実験承認申請書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(申請者・実験責任者)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

㊞

下記の動物実験の実施について、動物実験計画書を添えて申請します。

記

研究課題名	
申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 ・ 期間更新
実験実施期間	(元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

管理者 (部局等の長)	専攻長等

受付年月日 (元号) 年 月 日	受付者
受付番号 第 号	

(第10条関係)

動物実験計画書

電気通信大学長 殿

新規 変更・期間更新

提出年月日 (元号) 年 月 日 受付年月日 (元号) 年 月 日 受付番号

研究課題							
研究目的							
動物実験責任者名 (選択項目を■)	フリガナ	部局名			職名	動物実験の経験等	
	氏名 _____ email _____@_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
動物実験実施者名 (括弧内にフリガナ、 選択項目を■)	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	_____ (_____) @_____	連絡先TEL:				教育訓練受講の <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
実験実施期間	(元号) 年 月 日 (又は承認日) ~ (元号) 年 月 日				中止・終了等	(元号) 年 月 日	
飼養保管施設 及び 実験室	飼養保管施設				実験室		
使用動物	動物種	系統	性別	匹数	微生物学的品質	入手先(導入機関名)	備考
研究計画と方法	研究概要 (研究計画と方法について、その概要を記入する。)						
	実験方法 (動物に加える処置、使用動物数の根拠を具体的に記入し、「想定される苦痛のカテゴリー」や「動物の苦痛軽減・排除方法」等と整合性をもたせる。)						

特殊実験区分 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3
	<input type="checkbox"/>	2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A
	<input type="checkbox"/>	3. 放射性同位元素・放射線使用実験
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験
動物実験の種類 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練
	<input type="checkbox"/>	3. その他
		動物実験を必要とする理由 (選択項目を■)
	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/>	2. 検討した代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3. その他
想定される苦痛の 카테고리 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	A. 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	B. 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み(短時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	C. 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み(長時間持続するもの)を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	D. 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近い、またはそれ以上の痛みを与えようと思われる実験。
動物の苦痛軽減、排除の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/>	2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない。
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (具体的略略及びその投与量経路を記す:)
	<input type="checkbox"/>	4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/>	5. その他 (具体的に記入:)
安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (具体的略略及びその投与量経路を記す:)
	<input type="checkbox"/>	2. 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/>	3. 中枢破壊 (具体的に記入:) 法)
	<input type="checkbox"/>	4. 安楽死させない (その理由を記す:)
動物死体の処理方法 (選択項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 外部業者に依頼
	<input type="checkbox"/>	2. その他 (具体的に記入:)
その他要する参考事項	(過去の動物実験計画承認実績、学内の関連委員会への申請状況、飼養保管施設・実験室の承認状況などを記入する。)	

委員会記入欄	審査終了日 (元号) 年 月 日
	修正意見等
	本実験計画について、下記のとおり判定する。 判定 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、電気通信大学における動物実験規程等に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験安全委員会の承認後、実験を開始すること。) <input type="checkbox"/> 本実験計画は、電気通信大学における動物実験規程等に適合させるには、内容の変更を必要とする。 <input type="checkbox"/> 本実験計画は、電気通信大学における動物実験規程等に適合しない。 (元号) 年 月 日 動物実験委員会委員長 印
学長承認欄	本実験計画を承認する。 承認番号: 第 号 (元号) 年 月 日 電気通信大学学長 印

(第10条関係)

動物実験計画（変更・追加）承認申請書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(動物実験責任者)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

㊟

連絡先 :

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、変更・追加したいので承認
願います。

記

1. 変更・追加事項（変更・追加事項が明確になるよう記載すること。）

(1) 動物実験実施者の変更・追加

(2) 実験動物種及び使用数等の変更・追加

(3) 実験実施期間の変更

(4) その他

2. 変更・追加等の理由

(注) 実験内容及び責任者の変更は、「動物実験計画書」を新たに提出すること。また、遺伝子
組換え動物の追加は、遺伝子組換え実験安全委員会の承認を得ること。

(第10条関係)

審査結果通知書

(元号) 年 月 日

申請者

殿

電気通信大学長

印

(元号) 年 月 日に申請のあった研究課題については、(元号) 年 月 日開催の動物実験委員会で審査し、その結果を受けて下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、この決定結果に不服がある場合には、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、文書で申し出てください。

記

承認番号	第 号
研究課題名	
決定	<input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付承認 <input type="checkbox"/> 変更の勧告 <input type="checkbox"/> 不承認
条件又は変更の内容及びその理由	
備考	

* 「変更の勧告」を受けた者は、動物実験計画書を変更の上、改めて動物実験承認申請書とともに提出すること。

(第13条関係)

飼養保管施設設置承認申請書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(申請部局) 部 局 名

部局長名

電気通信大学動物実験等規程第13条の規定に基づき、下記の飼養保管施設の設置について申請します。

受付年月日：(元号) 年 月 日

受付番号

1. 飼養保管施設 (施設) の名称	
2. 施設の管理体制	<施設の管理責任者> 所 属： 職 名： 氏 名： 連 絡 先：
	<実験動物管理者> 所 属： 職 名： 氏 名： 連 絡 先： 関連資格： 経験年数：
	<飼養者> (人数が多い場合、別資料として添付) 所 属： 職 名： 氏 名： 連 絡 先： 関連資格： 経験年数：
3. 施設の概要	1) 建物の構造 (例：鉄筋コンクリート造) 2) 空調設備 (例：温湿度制御、換気回数等) 3) 飼養保管する実験動物種 4) 飼養保管設備 (飼育ケージ等) 規格： 最大収容数： 5) 逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓や排水口の封鎖など) 6) 衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) 名称： 規格： 7) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

4. 特記事項 (例 : 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査年月日 : (元号) 年 月 日
	意見等 :
	<p>以下のとおり判定する。</p> <p>判定 : <input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。)</p> <p><input type="checkbox"/> 申請された飼養保管施設は規程に適合しない。</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p>動物実験委員会委員長</p>

学長承認欄	<p>本申請を <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。</p> <p>承認番号 : 第 号</p> <p>(元号) 年 月 日</p> <p>電気通信大学長</p>
-------	---

添付資料

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(第15条関係)

実験室設置承認申請書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

申請部局 部 局 名：

部局長名：

印

電気通信大学動物実験等規程第15条の規定に基づき、実験室の設置について申請します。

受付年月日 (元号) 年 月 日 受付番号

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<p>〈実験室の管理責任者〉</p> 所 属： 職 名： 氏 名： 連絡先：
3. 実験室の概要	(1) 実験室の面積：(m ²) (2) 実験に使用する実験動物種： (3) 実験設備 (特殊装置の有無等) (4) 逸走防止策 (前室の有無、窓や排水口の封鎖など) (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特記事項 (例： 化学的危険物質や病原体等を扱う場合等の 設備構造の有無等)	
5. 委員会記入欄	調査年月日： (元号) 年 月 日
	意見等：
	以下のとおり判定する。 判定： <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合する。 (条件等 <input type="checkbox"/> 改善後、使用開始すること。) <input type="checkbox"/> 申請された実験室は規程に適合しない。 (元号) 年 月 日 動物実験委員会委員長

学 長 承 認 欄	本申請を <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。
	設置承認番号：第 号
	(元号) 年 月 日 電気通信大学長

〈添付資料〉

- 1) 施設の位置を示す地図
- 2) 施設の平面図

(第29条関係)

動物実験等実施状況報告書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(動物実験責任者)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

連絡先 :

㊦

承認番号 : _____

実験課題名 : _____

(元号) 年度の動物実験等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

実験の実施状況			
使用実験動物			
動 物 種			
年度当初保管数			
新規入手数			
実験使用数			
年度末保管数			
安楽死の方法	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の使用 <input type="checkbox"/> 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 中枢破壊 <input type="checkbox"/> 安楽死しない	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の使用 <input type="checkbox"/> 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 中枢破壊 <input type="checkbox"/> 安楽死しない	<input type="checkbox"/> 麻酔薬の使用 <input type="checkbox"/> 炭酸ガス <input type="checkbox"/> 中枢破壊 <input type="checkbox"/> 安楽死しない
動物死体の処理方法	<input type="checkbox"/> 外部業者に依頼 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 外部業者に依頼 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 外部業者に依頼 <input type="checkbox"/> その他
特記事項			

(第29条関係)

動物実験（終了・中止）報告書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(動物実験責任者)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

㊦

連絡先 :

承認番号 _____ の動物実験計画を下記のとおり、終了・中止しましたので報告します。

記

1. 実験（終了・中止）年月日 (元号) 年 月 日

2. 実験動物の処分年月日 (元号) 年 月 日

3. 備 考

(第29条関係)

動物実験結果報告書

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

(動物実験責任者)

所 属 :

職 名 :

氏 名 :

㊞

連絡先 :

電気通信大学動物実験等規程第29条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 承認番号	
2. 研究課題名	
3. 実験の結果 (該当項目にマークし、 その概要を簡潔に記述)	<input type="checkbox"/> 計画どおり実施 <input type="checkbox"/> 一部変更して実施(*) <input type="checkbox"/> 中止
	結果の概要
4. 成果(予定を含む) (得られた業績、例: 雑誌論文、図書、工業所有権などについて、著者名、論文標題、雑誌名、巻・号、発行年、頁、出版社などを記載、必要に応じて別紙に記載)	
5. 特記事項	

* 変更届が提出されていること。

電気通信大学利益相反マネジメント委員会規程

平成17年 2月 9日

改正

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成21年 4月 1日

平成22年 4月20日

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成28年 3月23日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学利益相反ポリシーに基づき利益相反を適正に管理するため、電気通信大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反ガイドラインの制定及び改廃に関すること。
- (2) 利益相反防止に関する施策の策定に関すること。
- (3) 利益相反に関する自己申告及びモニタリングの審査に関すること。
- (4) 利益相反問題発生時の対応に関すること。
- (5) 利益相反に関する研修及び啓発活動に関すること。
- (6) 利益相反マネジメントポリシーの見直しに関すること。
- (7) その他本学の利益相反マネジメントに関する重要事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は職員
- (2) 産学官連携センター長
- (3) 大学院情報理工学研究科から選出された専任教授 1人
- (4) 学外の有識者 2人
- (5) その他委員長が特に必要と認めた者

2 学長が必要と認めるときは、前項第1号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第5条の2に定める副委員長とすることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号から第5号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(副委員長)

第5条の2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者として、その職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じて開催する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会は、第2条に掲げる事項について調査・検討を行う必要がある場合は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(アドバイザーボード)

第9条 委員会の専門的アドバイザー機関として、利益相反マネジメントアドバイザーボード(以下「アドバイザーボード」という。)を置く。

(アドバイザーボードの役割)

第10条 アドバイザーボードは、第2条に掲げる利益相反に関する事項のうち、委員会から付託された事項について、専門的見地からアドバイスを行う。

2 前項に定めるもののほか、アドバイザーボードは、役職員等の利益相反問題に対する相談に応じる。

(アドバイザーボードの構成)

第11条 アドバイザーボードは、委員長が指名する座長及び委員をもって組織する。

2 前項の委員には、学外の有識者を含むことができる。

3 座長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員等の義務)

第12条 委員会委員、専門委員会委員及びアドバイザーボードの構成員は、その任期中及び任期終了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 第7条により委員会に出席する者及び委員会の事務に携わる者は、前項の規定を準用する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年2月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程

平成16年 4月 1日	
改正	
平成17年 4月 1日	平成26年12月24日
平成18年 4月19日	平成27年 3月27日
平成19年 4月 1日	平成28年 3月23日
平成20年 4月 1日	平成28年 6月22日
平成21年 4月 1日	平成28年 7月27日
平成22年 4月20日	平成28年12月27日
平成22年 7月21日	平成29年 1月26日
平成23年 4月26日	平成29年 2月28日
平成23年 7月20日	平成29年 9月28日
平成25年 3月22日	平成30年 3月30日
平成25年 6月27日	平成30年10月29日
平成25年12月25日	平成31年 3月18日
平成26年 2月26日	平成31年 3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 国立大学法人電気通信大学就業規則（以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）における安全衛生の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学における職員の安全衛生管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他関係法令の定めのある場合のほか、この規程に定めるところによる。

(安全、衛生及び健康の確保増進に関する措置)

第2条 大学は、職員の心身の健康確保増進と危険防止のために必要な措置をとるものとする。

(協力義務)

第3条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、安衛法及びその他の関係法令を守るとともに、大学が行う安全、衛生及び健康確保に関する措置に協力しなければならない。

(事業場)

第4条 事業場及び事業場内の組織は、別表1のとおりとする。

第2章 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理責任者)

第5条 大学に総括安全衛生管理責任者を置く。

2 総括安全衛生管理責任者は、本学の専任の理事又は職員から学長が指名する。

3 総括安全衛生管理責任者は、大学において安全衛生に関する業務を管理する者を指揮し、その業務が適切かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じてその実施状況を総括管理する。

4 総括安全衛生管理責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(安全衛生管理責任者)

第6条 安全衛生管理責任者は、別表2に定める職にある者をもって充てる。

2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。

一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか労働災害を防止するため必要な業務

(安全衛生管理者)

第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。

2 安全衛生管理者は、別表2に定める職にある者をもって充てる。

3 安全衛生管理者は、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、別表3に定める業務を管理する。

4 安全衛生管理者は、適宜作業場等を巡視し、建築物、設備、機械、作業環境又は作業方法等に危険のおそれがあるときは、ただちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者)

第8条 大学は、法令で定める数の衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令で定める資格を有する者のうちから学長が選任又は解任する。

3 衛生管理者は、衛生管理担当者を指揮し、別表3に定める業務のうち衛生に関する業務を管理する。

4 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態が有害となるおそれがあるときは、ただちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(安全管理担当者及び衛生管理担当者)

第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表2に定める。

2 安全管理担当者は、安全衛生管理者の安全に関する事務を補助し、衛生管理担当者は、安全衛生管理者の衛生に関する事務及び衛生管理者の事務を補助する。

(産業医)

第10条 大学は、法令で定める数の産業医を置く。

2 産業医は、法令で定める要件を備えた者のうちから学長が選任又は解任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする業務を行う。

一 健康診断、面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置

に関すること。

二 心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに当該検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であって、当該検査を行った医師が面接指導を受ける必要があると認めた職員への面接指導の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

三 作業環境の維持管理に関すること。

四 有害作業の管理、保護具等の管理及び作業条件の管理に関すること。

五 職員の健康管理に関すること。

六 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

七 衛生教育に関すること。

八 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

4 産業医は、前項各号に掲げる事項について、学長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

5 産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態が有害となるおそれがあるときは、ただちに、職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(作業主任者)

第11条 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）

第6条で定める作業を行う作業場にあつては、当該作業の区分に応じて作業主任者を置く。

2 作業主任者は、法令で定める資格を有する者のうちから学長が選任又は解任する。

3 作業主任者は、安全衛生管理者の指示を受け、法令で定める職務を行うものとする。

(安全・衛生委員会)

第12条 大学に、安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、安全衛生管理に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して学長に対し意見を述べることができる。

3 委員会の組織及び運営については、別に定める「電気通信大学安全・衛生委員会規程」による。

(安全衛生管理者等に対する教育等)

第13条 学長は、安全衛生の水準の向上を図るため、安全衛生管理者、衛生管理者、その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

(指示又は勧告)

第14条 学長は、安全衛生に関して法令等の定め違反する事実があると認めるとき、又は安全衛生管理上必要があると認めるときは、総括安全衛生管理責任者に対し必要な指示又は勧告をすることができる。

2 総括安全衛生管理責任者は、前項の指示又は勧告を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を学長に報告しなければならない。

第3章 安全衛生対策

第1節 危険又は健康障害の防止

(危険防止措置)

第15条 学長は、次の各号に掲げる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険
- 四 荷役等の業務における作業方法から生じる危険
- 五 職員が墜落するおそれのある場所等に係る危険

(健康障害防止措置)

第16条 学長は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、電磁波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(環境保全措置)

第17条 学長は、建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他職員の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(異常時の措置)

第18条 職員は、勤務中に負傷し、又は発病したときは、ただちに医師の診断を受け、その結果を学長に報告しなければならない。

- 2 職員は、事故又は災害の発生もしくは発生するおそれのある事態を発見したときは、適切な措置をとるとともに、ただちに学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けたときはただちに作業を中止させ、職員を作業場から退避させる等必要な指示をするとともに、原因の調査と再発防止のための措置を講じなければならない。

(機械、施設の一時使用者に対する通知)

第19条 大学が、大学以外の者に施設等を一時使用させる場合に、学長は、その安全な使用に関し、使用者に必要な事項を通知するものとする。

(その他必要な措置)

第20条 学長は、職員の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第2節 機械器具等検査

(定期自主検査)

第21条 学長は、機械等で、施行令第15条で定めるものについては、法令により定期的に自主検査を実施し、その結果を記録しておかなければならない。

(自主検査)

第22条 機械等を使用する職員は、その作業前後に点検を行わなければならない。

- 2 前項の点検の結果、異常を認めるときは、ただちに、是正しなければならない。ただし、是正の困難な場合は、使用禁止又は立入禁止等の応急措置を講じ、速やかに総括安全衛生管理責任者に報告しなければならない。

第3節 就業にあたっての措置

(安全衛生教育)

第23条 学長は、職員を採用し、又は職員の作業内容を変更したときは、当該職員に対し、法令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 2 学長は、危険又は有害な業務で、法令で定めるものに職員を就業させるときは、法令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

(危害のおそれの多い業務の就業制限)

第24条 学長は、安衛法第61条第1項及び施行令第20条で定める就業制限業務については、その定める免許、資格等を有する職員でなければ就業させてはならない。

(妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限)

第25条 学長は、妊産婦及び年少職員を法令で定める危険有害業務に就業させてはならない。

(中高年齢職員等についての配慮)

第26条 学長は、中高年齢職員、障害を有する職員その他労働災害の防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする職員については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行うよう努めなければならない。

第4節 健康の保持

(作業環境測定)

第27条 学長は、施行令第21条で定める有害業務を行う屋内作業場その他の作業場について、法令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しなければならない。

- 2 学長は、前項の結果の評価を行い記録するとともに、職員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令で定めるところにより、施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない。

(健康診断)

第28条 学長は、職員に対し法令で定めるところにより次の各号に掲げる医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 一般健康診断
 - イ 採用時の健康診断
 - ロ 定期健康診断
 - ハ 法令で定める特定業務従事者の健康診断

ニ 海外派遣職員の健康診断

二 特殊健康診断

イ 政令で定める有害業務に従事する職員の健康診断(政令で定める有害業務に従事したことがある職員で現に大学に勤務する者を含む。)

ロ 政令で定める有害業務に従事する職員の歯科医師による健康診断

- 2 学長は、前項の健康診断のほか、必要と認める場合には、産業医その他専門の医師の意見を聴いて全部又は一部の職員に対し、臨時に健康診断を行うことができる。
- 3 職員は、前各項に規定する健康診断を受診しなければならない。ただし、他の医師によるこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受診し、その結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。
- 4 学長は、前3項の健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成し、これを5年間保存しなければならない。
- 5 健康診断の実施事務に従事した者は、その業務上知り得た職員の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(総合的な健康診査)

第29条 学長は、職員が請求した場合には、大学又は国家公務員共済組合が実施する総合的な健康診査(以下「総合健診」という。)を受けるために勤務しないことを承認することができる。

- 2 前項の規定により勤務しないことを承認することができる時間は、学長が必要と認める時間とする。
- 3 学長は、職員が前条の健康診断の実施時期に近接した時期に総合健診を受ける場合において、当該健康診断の検査の項目について当該総合健診の検査を利用することができることを認めるときは、その検査をもって当該健康診断における検査に代えることができる。

(健康診断実施後の措置)

第30条 学長は、第28条第1項第1号により行う一般健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

- 2 学長は、健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を産業医に提示し、別表4の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受けるものとする。
- 3 学長は、前項の職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合には、所要の資料を産業医に提示し、当該職員の指導区分の変更を受けるものとする。

(事後措置等)

第31条 学長は、職員が伝染性の疾病、又は心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のために病勢が憎悪するおそれがあると認めるときは、産業医その他専門の医師の意見を聴いて就業の禁止等必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表4の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置をとらなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第31条の2 学長は、職員に対し法令で定めるところにより心理的な負担の程度を把握するための検査を実施しなければならない。

2 学長は、前項に定める検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であって、面接指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めた職員が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、医師による面接指導を行わなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、心理的な負担の程度を把握するための検査の実施について必要な事項は別に定める。

(妊娠中の女性職員の深夜勤務等の制限)

第32条 学長は、妊娠中の又は出産後1年を経過しない女性職員が請求した場合には、深夜勤務又は正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないものとする。

(妊娠中の女性職員の業務転換)

第33条 学長は、妊娠中の女性職員が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければならない。

第4章 雑則

(職員以外の者への準用)

第34条 この規程は、職員以外の者で大学の業務等に従事する者に準用する。

(細部事項の定め)

第35条 この規程に定めるもののほか、安全衛生管理の業務の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月27日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 情報理工学部及び大学院情報システム学研究所における安全衛生管理体制等この規程に定める事項については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

事業場	組織
調 布	情報理工学域 大学院情報理工学研究科 総合コミュニケーション科学推進室 レーザー新世代研究センター 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 宇宙・電磁環境研究センター 脳・医工学研究センター i-パワーエネルギー・システム研究センター 量子科学研究センター 人工知能先端研究センター ナノトライボロジー研究センター 先端領域教育研究センター 燃料電池イノベーション研究センター スーパー連携大学院推進室 グローバル化教育機構 附属図書館 保健管理センター 大学教育センター 学生支援センター アドミッションセンター 産学官連携センター UECアライアンスセンター 情報基盤センター eラーニングセンター 実験実習支援センター ものづくりセンター 国際教育センター 研究設備センター 社会連携センター 広報センター UEC ASEAN教育研究支援センター UEC中国教育研究支援センター UECコミュニケーションミュージアム 評価室 内部監査室 安全・環境保全室 事務局 教育研究技師部 国際交流会館 創立80周年記念会館

別表2（第6条、第7条、第9条関係）

組 織		安全衛生管理 責任者	安全衛生 管理者	安全管理 担当者	衛生管理 担当者
情報理工学 域	I類（情報系）	情報理工学域 長	各類・課程長 及び共通教育 部長		
	II類（融合系）				
	III類（理工系）				
	先端工学基礎課程				
	共通教育部				
大学院情報 理工学研究 科	情報学専攻	大学院情報理 工学研究科長	各専攻長、共 通教育部長及 び連携教育部 長		
	情報・ネットワー ク工学専攻				
	機械知能システム 学専攻				
	基盤理工学専攻				
	共同サステイナビ リティ研究専攻				
	共通教育部				
	連携教育部				
附属図書館		附属図書館長	学術情報課長		
保健管理センター		センター長	センター長		
総合コミュニケーション科学推進室		室長	室長		
レーザー新世代研究センター		センター長	センター長		
先端ワイヤレス・コミュニケー ション研究センター		センター長	センター長		
宇宙・電磁環境研究センター		センター長	センター長		
脳・医工学研究センター		センター長	センター長		
i-パワーエネルギー・シス テム研究センター		センター長	センター長	施設課施設 企画係長	人事労務課 労務安全係 長
量子科学研究センター		センター長	センター長		
人工知能先端研究センター		センター長	センター長		
ナノトライボロジー研究センター		センター長	センター長		
先端領域教育研究センター		センター長	センター長		
燃料電池イノベーション研究セ ンター		センター長	センター長		
スーパー連携大学院推進室		室長	室長		
グローバル化教育機構		機構長	機構長		
大学教育センター		センター長	センター長		
学生支援センター		センター長	センター長		
アドミッションセンター		センター長	センター長		
産学官連携センター		センター長	センター長		
UECアライアンスセンター		センター長	センター長		

情報基盤センター	センター長	センター長
eラーニングセンター	センター長	センター長
実験実習支援センター	センター長	センター長
ものづくりセンター	センター長	センター長
国際教育センター	センター長	センター長
研究設備センター	センター長	センター長
社会連携センター	センター長	センター長
広報センター	センター長	センター長
UEC ASEAN教育研究支援センター	センター長	センター長
UEC中国教育研究支援センター	センター長	センター長
UECコミュニケーションミュージアム	館長	館長
評価室	室長	室長
内部監査室	室長	室長
安全・環境保全室	室長	室長
事務局	事務局長	人事労務課長 施設課長
教育研究技師部	部長	部長
国際交流会館	館長	主事
創立80周年記念会館	館長	主事

別表3（第7条、第8条関係）

安全に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 安全管理活動計画の企画・立案及び実施 二 安全装置、保護具、消化設備、その他危険防止施設の性能の定期的点検及び整備 三 安全作業に関する教育及び訓練 四 就業制限業務有資格者の管理 五 発生した事故、災害原因の調査及び対策 六 ヒヤリ事故報告の分析及び改善対策 七 安全に関する補助者の指揮監督 八 安全に関する統計の作成、重要事項の記録及び保存 九 その他安全に関する事項
衛生に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> 一 衛生管理実施計画の立案と実施 二 作業環境、設備、機械、材料等の衛生上の改善 三 衛生用保護具、救急用具等の点検整備 四 衛生教育・訓練及び健康相談 五 健康診断の実施と事後措置 六 衛生日誌の記載等職務上の記録の整備 七 私傷病統計の作成その他衛生管理に関する必要な事項

別表4（第30条、第31条関係）

指 導 区 分		事後措置の基準	
区 分	内 容		
生 活 規 正 の 面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、時間外勤務及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ正常に行ってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の斡旋により適正な治療をうけさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発のため必要な指導等を行う。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

国立大学法人電気通信大学倫理規程

平成16年 4月 1日

改正

平成24年 3月27日

平成31年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「大学」という。）の役員及び職員（以下「職員等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって大学業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

第2条 この規程において、「事業者等」とは法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 この規程の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規程において、「利害関係者」とは、職員等が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 物品購入等又は共同研究及び受託研究その他の契約に係る事務

これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

二 入学の決定に係る事務

大学への入学を志願する者及びその関係者

三 学生等の懲戒処分決定に係る事務

当該懲戒処分の対象となる学生等

四 職員として採用する者の決定に係る事務

大学に職員として採用を希望する者及びその関係者

五 その他上記に類する許可等に係る事務

これらの許可等の申請をしている事業者等及びこれらの許可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等

2 職員等に異動があった場合において、当該職員等の利害関係者であった者が、後任の職員等の利害関係者であるときは、異動の日から起算して3年間（当該期間内に、利害関係者であった者が利害関係者でなくなったときは、その日までの間。）は、利害関係者である者とみなす。

3 他の職員等の利害関係者が、職員等をしてその役職に基づく影響力を他の職員等に行使させることにより自己の利益を図るためその職員等と接触していることが明らかな場

合においては、その職員等の利害関係者でもあるものとみなす。

(倫理行動基準)

第4条 職員等は、大学の職員等としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として、行動しなければならない。

- 一 職員等は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- 二 職員等は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を私的利益のために用いてはならないこと。
- 三 職員等は、法令及び大学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の行為をしてはならないこと。
- 四 職員等は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- 五 職員等は、勤務時間外においても、自らの行動が大学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(倫理監督者)

第5条 職員等の職務に係る倫理の保持を図るため、大学に倫理監督者を置き、学長をもってあてる。

(倫理監督者への相談)

第6条 職員等は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第9条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、倫理監督者に相談するものとする。

(倫理監督者の責務等)

第7条 倫理監督者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 贈与等報告書の受理、審査及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員等の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。
- 二 職員等がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- 三 職員等がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知したことを理由として、当該通知をした職員等が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。
- 四 職員等からの第10条第2項又は第6条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- 五 職員等からの第13条の申請を適当と認めた場合に、許可又は承認を行うこと。
- 六 研修その他の施策により、職員等の倫理観の醸成及び保持に努めること。
- 七 職員等が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員等の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(倫理監督者補佐)

第8条 倫理監督者は、倫理監督者補佐を指名し、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。

(禁止行為)

第9条 職員等は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。
- 二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。）第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
- 六 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七 利害関係者と共に飲食をすること。
- 八 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 九 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、次に掲げる行為を行うことができる。

- 一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であつて広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
- 二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であつて立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。
- 三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- 四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
- 五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。
- 七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。
- 八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督者が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑

や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

- 3 第1項の規定の適用については、職員等が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われたときにおける時価よりも著しく低いときは、当該職員等は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第10条 職員等は、私的な関係（職員等としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

- 2 職員等は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

- 3 職員等は、同じ部署等で勤務した関係又は大学が行った研修若しくは大学から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第1項第七号の規定にかかわらず、これを行うことができる。

(利害関係者以外の者等との間における禁止行為)

第11条 職員等は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

- 2 職員等は、自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(行政機関等との接触についての準用)

第12条 職員等が国の行政機関、地方公共団体等の職員と接触する場合については、国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、第9条から前条までの規定を準用する。

(講演等に関する規制)

第13条 職員等は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、講演、討論、講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授、著述、監修、編さん又はラジオ若しくはテレビの放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

- 2 倫理監督者は、利害関係者から受ける前項の報酬に関し、職員等の職務の種類又は内容に応じて、当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は、当該講演等を承認しないものとする。

(飲食の許可又は講演等の承認の申請)

第14条 職員等は、第9条第2項第八号の規定による許可又は前条の規定による承認の申請をしようとするときは、それぞれ様式第1号による飲食許可申請書又は様式第2号による講演等承認申請書を作成し、倫理監督者に提出するものとする。

(贈与等の報告)

第15条 役員及び管理監督の地位にある職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員等の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けたとき又は当該報酬の支払を受けたときにおいて役員及び管理職の地位にある職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき5千円を超える場合に限る。）は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、様式第3号による贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、倫理監督者に提出しなければならない。

(報酬)

第16条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

- 一 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬
 - 二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員等の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演等であつて職員等が行うものであることを明らかにして行うものの報酬
- 2 前項各号の報酬は、教育研究職員が自己の教育研究成果に基づいて行う講演等に係る報酬を除く。

(報告書の保存及び閲覧)

第17条 第15条の規定により提出された贈与等報告書は、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も倫理監督者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき2万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。
- 3 前項に規定する贈与等報告書の閲覧は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日以後、倫理監督者が指定する場所で行うことができる。

(職員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第18条 倫理監督者は、職員等がこの規程に違反する行為を行った疑いがあるときは、直ちに調査を行う。

- 2 倫理監督者は、前項の調査の結果、当該職員等がこの規程に違反する行為があつたと認められる場合は、必要な措置を厳正に行うものとする。

(雑則)

第19条 倫理監督者は、この規程の実施に関し必要な事項を別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(元号) 年 月 日

飲 食 許 可 申 請 書

所 属
役 職
氏 名 ⑩

国立大学法人電気通信大学倫理規程第 9 条第 2 項第八号ただし書の規定に基づき、下記のとおり飲食の許可を申請します。

記

- 1 飲食の目的及び必要性
- 2 飲食の日時及び場所
- 3 とともに飲食する利害関係者の所属、氏名、役職及び人数
- 4 同席する利害関係者以外の者の所属、氏名、役職及び人数
- 5 自己の負担する費用
- 6 その他必要な事項

(元号) 年 月 日

講演等承認申請書

所 属
役 職
氏 名

印

国立大学法人電気通信大学倫理規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり講演等の承認を申請します

記

- 1 講演等の目的及び必要性
- 2 講演等の日時及び場所
- 3 講演等の内容及び相手方
- 4 依頼を受けた利害関係者の所属、氏名及び役職
- 5 報酬の額
- 6 その他必要な事項

贈 与 等 報 告 書

電気通信大学長 殿

所 属
役 職
氏 名

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業（多数の者が居合わせた立食パーティー等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数。）	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
第2条第2項の規定により事業者等とみなされる者が贈与等を行った場合にあっては、その役職は又は地位及び氏名（複数であるときは、代表する役職又は地位及び氏名。）	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員等の職務との関係	

(注)

- 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員等が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員等が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員等が提供した人的役務の内容並びに職員等が当該役務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者等への販売価額の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計した根拠を記載する。
- 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

国立大学法人電気通信大学安全保障輸出管理規程

平成22年12月21日

改正

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)の安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の基本方針を定め、適切な輸出管理体制を構築・整備することにより、輸出管理の確実な実施を図ることを目的とする。

2 この規程に定めるもののほか、本学における輸出管理については、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。)及びその他関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の役職員等が行うすべて技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職員等 本学の役員、職員、研究員その他本学に雇用されるすべての者いう。
- (2) 外為法等 外為法及びこれに基づく政令、省令、通達等をいう。
- (3) 非居住者 外国人にあつては外国に居住する者、本邦に入国して6ヶ月未満の者(本邦にある事務所等に勤務する者を除く。)、外交官、国際機関の職員等をいい、日本人にあつては外国にある事務所等に勤務する目的で出国し外国に滞在する者等をいい、外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵国第4672号)6-5-1及び6に掲げる者をいう。
- (4) 輸出等 非居住者への技術の提供及び貨物の輸出(輸出を前提とする国内取引を含む。)をいう。
- (5) 技術等 技術及び貨物をいう。
- (6) 規制技術等 国際的な平和及び安全の維持の観点から外為法等により規制されている技術及び貨物をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに該当する技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表1の1の項から15の項に該当する貨物をいう。
- (9) リスト規制技術等 「リスト規制技術」と「リスト規制貨物」をあわせていう。
- (10) キャッチオール規制技術等 外為令別表の16の項に該当する技術及び輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をいう。
- (11) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤又は細菌製剤若しくはこれらを散布す

るための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人飛行機をいう。

(12) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

(13) 該非判定 非居住者へ提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術等に該当するか否かを判定することをいう。

(14) 取引審査 該非判定又は用途・需要者を確認する場合において当該判定又は確認の事項に該当するときに、本学として当該取引を行うかどうかを判断することをいう。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規制技術等の輸出等については、外為法等及びこの規程に反する行為は行わない。

(2) 外為法等の遵守及び適切な輸出管理を実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制の整備、充実を行う。

(輸出管理最高責任者)

第5条 前条の基本方針に基づき、本学における輸出管理関連業務を適正かつ円滑に実施するため、輸出管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 輸出管理最高責任者の下で輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、以下の業務を行う。

(1) この規程の制定及び改廃に関する業務

(2) この規程に基づく運用、手続等の策定及び改廃に関する業務

(3) 該非判定及び取引審査の承認並びに記録保存に関する業務

(4) 全学的な輸出管理業務の総括及び全学徹底事項の指示、連絡、要請等に関する業務

(5) 輸出管理業務の監査に関する業務

(6) 輸出管理の教育に関する業務

(7) 輸出管理業務に係る報告等の要求、調査の実施、又は改善措置等の命令に関する業務

(8) 経済産業省への輸出管理業務に係る相談及び許可申請に関する業務

(輸出管理アドバイザー)

第7条 輸出管理統括責任者は、輸出管理統括責任者の業務を補佐する輸出管理アドバイザーを任命することができる。

(管理体制)

第8条 この規程の遵守及び輸出管理業務を適切に実施するため、輸出管理責任者を置く。

2 輸出管理責任者は、本学の職員のうちから輸出管理統括責任者が任命する。

3 輸出管理責任者は、輸出管理責任者の業務を補佐する輸出管理マネージャーを任命することができる。

4 輸出管理責任者は、輸出管理統括責任者の指示の下で、輸出管理に関する次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 輸出管理統括責任者の指示、連絡、要請等の周知徹底に関する業務

- (2) 輸出管理手続に関する業務
- (3) 輸出管理の教育に関する業務
- (4) 輸出管理手続に係る役職員等からの相談に関する業務
- (5) 該非判定に関する業務
(該非判定)

第9条 次の各号の輸出等を行おうとする役職員等（以下「輸出役職員等」という。）は、リスト規制技術等について該非判定を受けなければならない。

- (1) 非居住者に対する研究施設の案内や国内外で技術の提供を行う場合
- (2) 本邦へ入国後6ヶ月を経過していない外国人の留学生、研究生又は研究者に対して公知となっていないリスト規制技術の情報等を用いて授業や研究指導等を行う場合
- (3) 国内外で非居住者と打合せ又は会議を行う場合
- (4) 海外の大学、研究機関又は企業と研究協定等を締結する場合
- (5) 国内外の非居住者宛てに電子メールやファクシミリ等に資料、図面、データ、プログラムを記載又は添付して送信する場合
- (6) 国内外の非居住者に対し仕様書、図面、データ等を送付する場合、又はそれらの情報を記録したUSBメモリー等の記録媒体を送付又は手荷物として国外に持ち出す場合
- (7) 研究等に必要測定機器及び研究材料等を貨物として輸出し、又は手荷物として国外に持ち出す場合
- (8) その他、外為法等の規制に該当するか否かについて不明又は疑義がある場合

2 前項の該非判定は、次の方法により行うものとする。

- (1) 貨物の輸出又は当該貨物に関連のある技術の提供を行う場合は、輸出役職員等は安全保障輸出管理事前確認表（様式第1号）により確認を行い、該非判定が必要となる可能性が高い場合又は該当するか否かについて不明若しくは疑義ある場合には、輸出管理責任者に連絡又は相談するものとする。
- (2) 輸出管理責任者は、前号の連絡又は相談があった場合には、速やかにその内容を調査し、リスト規制技術等に該当するか否かの判定（「第一次審査」という。）が必要であると認める場合は、当該輸出役職員等に該非判定書（様式第2号）及び提供又は輸出しようとする技術等に関する資料の提出を求めるものとする。
- (3) 輸出管理責任者は、前号の該非判定書及び添付された技術等に関する資料により最新の外為法等に基づいて第一次審査を行う。
- (4) 学外から調達した技術等に係る輸出等について該非判定を行う場合は、当該技術等の調達先から該非判定書を入手する等の方法により、適切に該非判定を行う。ただし、当該調達先から該非判定書等を入手しなくても判定できると認められる場合には、本学の責任において該非判定を行うことができる。
- (5) 前2号の場合において、輸出管理責任者は、該非判定の結果を輸出管理統括責任者に報告する。
- (6) 輸出管理統括責任者は、前号の判定結果の報告があった場合は、その判定内容について審査し、承認の最終決定（以下「第二次審査」という。）を行う。
(用途確認)

第10条 輸出役職員等は、前条の輸出等の実施が予定される場合には、安全保障輸出管理チェックリストにより、当該輸出等の用途が次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

(1) リスト規制技術等については、当該輸出等に係る技術若しくは貨物が大量破壊兵器等の開発等若しくは大量破壊兵器等の開発等以外の軍事用途に用いられ、又はこれらのおそれがあること。

(2) キャッチオール規制技術等については、当該輸出等に係る技術又は貨物が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがあること。

(需要者等確認)

第11条 輸出役職員等は、安全保障輸出管理チェックリスト（様式第3号）により、当該輸出等の相手先、当該需要者等について次の各号に該当するか否かを確認しなければならない。

(1) 経済産業省が作成する外国ユーザーリストに記載されていること。

(2) 大量破壊兵器等の開発等を行う、若しくは行ったことが入手した資料等に記載されていること、又はその情報があること。

(取引審査)

第12条 輸出役職員等は、提供又は輸出の内容が次の各号に該当する場合は、取引審査票（様式第4号）を作成の上、輸出管理統括責任者に取引の審査を申請するものとする。

当該申請に基づき、輸出管理統括責任者は、当該取引を行うか否かの最終判断を行う。

(1) 第9条の該非判定の結果、技術にあっては外為令別表の1の項から15の項まで、貨物にあっては輸出令別表第1の1の項から15の項までに該当する場合

(2) 第10条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合

(3) 前条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合

(4) 経済産業大臣から許可申請をすべき旨通知を受けた場合

(5) 第1号から第3号に該当するか否か不明な場合又は疑義がある場合

2 取引審査票には、取引審査に必要な書類を添付するものとする。

3 審査票を起票するに当たっては、取引の内容を事実即して正確に記入しなければならない。

4 国内取引であっても、輸出等されることが明らかな場合には、第1項と同様の手続を行うものとする。

5 輸出役職員等は、輸出管理統括責任者の承認を得ることなく、当該取引を進めてはならない。

(外為法等に基づく許可の申請等)

第13条 輸出管理統括責任者は、取引審査における承認後、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出等については、学長名により所定の申請書及び添付書類により、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

2 輸出役職員等は、外為法等に基づく許可が必要な輸出等については、経済産業大臣の許可を取得しない限り当該輸出等を行ってはならない。

(契約書等への明示)

第14条 輸出等を行う場合は、原則として契約書等の書面による約定の取交わしを行わな

なければならない。

- 2 契約書等には、日本政府の許可を受けなければならない輸出等については、許可を得るまでは発効しない旨又は許可を得られないものは、本契約の対象から除く旨並びに大量破壊兵器等の開発等に転用しないこと及び許可の条件を遵守することを明示し、約定することを基本とする。

(技術の提供管理)

第15条 技術の提供を行おうとする役職員等は、次に掲げる事項を最終確認した上で、提供を行わなければならない。

- (1) 第9条から第12条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない技術の提供の場合は、当該許可を得ていること。

(貨物の出荷管理)

第16条 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、次に掲げる事項を最終確認した上で、輸出を行わなければならない。

- (1) 第9条から第12条までに定める手続が終了し、内容に変更がないこと。
(2) 外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない貨物の輸出の場合は、当該許可を得ていること。
(3) 出荷される貨物が、出荷書類の記載内容と同一のものであること。

2 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、出荷時に前項の確認ができない場合は、直ちに当該輸出の手続きを取り止め、輸出管理責任者へ報告するものとする。

3 貨物の輸出を行おうとする役職員等又は貨物の出荷の担当者は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに輸出手続きを取り止めて、輸出管理責任者へ報告するものとする。

4 輸出管理責任者は、前項の報告があった場合は、事実関係を把握し、輸出通関停止の指示を含む適切な措置を講じるとともに、輸出管理統括責任者に報告するものとする。

(監査)

第17条 輸出管理統括責任者は、本学の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うものとする。

(教育)

第18条 輸出管理統括責任者及び輸出管理責任者は、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、役職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

2 教員は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為法等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

(文書の保存)

第19条 輸出等手続きに関連する書類は、事実が正確に記載されなければならない。

2 規制技術等の提供等に係る文書(図面及び電磁的記録を含む。)は、当該規制技術等が輸出等された日から起算して、少なくとも5年間保管しなければならない。

(報告)

第20条 役職員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反の事実又は違反のおそれ

あることを知った場合には、その旨を輸出管理統括責任者に速やかに報告しなければならない。

2 輸出管理統括責任者は、前項の報告内容を調査し、外為法等に違反している事実が判明した場合は、輸出管理最高責任者に報告するものとする。

3 輸出管理最高責任者は、前項の報告があった場合は、学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。

(罰則)

第21条 故意又は重大な過失により本規程に違反した者及び関係者は、国立学校法人電気通信大学職員就業規則等の規定に基づき処分の対象とする。

(事務)

第22条 輸出管理に関する事務は、関係部署の協力を得て、学術国際部研究推進課において処理する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(様式第1号)

安全保障貿易管理 事前確認票

分類	チェック項目	手続
海外に向けての貨物 (個人で使用するPC などは除く。)の輸出	・ 輸出貿易管理令別表第1(注1)に該当する規制貨物である。	◎
	・ 輸出貿易管理令別表第1に該当しない貨物の場合	
	・ 輸出国がホワイト国(注2)である。	—
	・ 輸出先が外国ユーザーリスト(注3)に掲載されている機関である。	×
	・ 上記以外の国・機関である。	◎
留学生・研究生等への教育	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 外国為替令別表(注4)に該当する規制技術情報の提供を行う予定はない。	
	・ 規制技術情報の提供を行うが、内容は規制対象除外(基礎科学技術や公知の情報等)(注5)である。	—
	・ 来日後、6か月以上経過している。	
外国人研究者の受入	・ 外国ユーザーリストに掲載されている機関に所属する人物である。	×
	・ 外国ユーザーリストには掲載されていない機関に所属する人物の場合	
	・ 大学又は国内企業等と雇用関係がある。	
	・ 来日後、6か月以上経過している。	—
	・ 研究活動中に規制技術情報の提供を行わない。	
	・ 上記のいずれにも該当しない。	◎
海外からの訪問者の受入	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 規制技術情報の提供を行う予定はない。	—
	・ 来日後、6か月以上経過している。	
セミナー等での発表 (学会発表等情報、 公知の情報を除く。)	・ 次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 不特定多数の参加が可能なセミナー等である。	
	・ 発表内容は基礎科学技術の分野(注4)である。	—
	・ 発表内容には規制技術情報は含まれない。	
海外との共同研究・ 受託研究の実施	・ 相手機関は、外国ユーザーリストに掲載されている機関又は懸念国(注5)の機関である。	×
	・ 上記機関以外の機関の場合で次のいずれにも該当しない。	◎
	・ 共同研究等実施に伴って規制技術情報の提供を行わない。	
	・ 規制技術情報の提供を行うが、内容は規制対象除外(基礎科学技術や公知の情報等)である。	—

◎は該非判定が必要な可能性が高い場合ですので、輸出管理責任者(事務担当: 研究推進課(TEL5017))にご連絡ください。また、×は原則として輸出(提供)不可の場合ですので、輸出管理責任者に確認いただくか、又は取引を中止してください。その他、不明な点や疑義がある場合は、ご相談ください。

*(注)については、裏面参照

(様式第2号)

該 非 判 定 書

		申請日	(元号)	年	月	日
申請者		所 属		連絡先		

区分、分類	<input type="checkbox"/> 技術情報 = <input type="checkbox"/> 設計技術 <input type="checkbox"/> 製造技術 <input type="checkbox"/> 仕様技術 <input type="checkbox"/> プログラム <input type="checkbox"/> 貨 物
提供技術又は輸出貨物の 名称(品番・型番等)	
提供技術又は輸出貨物の 仕様等(明細添付可)	

※以下記入不要

第 一 次 審 査	判 定 結 果 ＜技術＞ 外為令別表 第1から第15までの項 ＜貨物＞ 輸出令別表 第1から第15までの項	＜技術の提供＞ 外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号) ＜貨物の輸出＞ 輸出令別表1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該 当 <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号)
	判 定 理 由	
	該 非 判 定	上記のように判定する。 (元号) 年 月 日 輸出管理責任者 印

第 二 次 審 査	第一次該非判定結果の 最終確認	<input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 条件付きで承認する。 <input type="checkbox"/> 不承認
	承認の条件又は不承認 の理由	
	該非判定の最終判定	上記のように決定する。 (元号) 年 月 日 輸出管理統括責任者 印

(様式第3号)

安全保障輸出管理チェックリスト

		チェック日	
申請者		所属	連絡先

1. 用途要件

以下の用途に用いられていることを知るに至ったか確認し、チェックしてください。

核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
別表	
① 核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
② 核融合に関する研究	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
③ 原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
④ 重水の製造	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
⑤ 核燃料物質の加工	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
⑥ 核燃料物質の再処理	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
⑦ 以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの a. 化学物質の開発又は製造 b. 微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 c. ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 d. 宇宙に関する研究	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>

※ 「はい」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

2. 需要者要件

(1) 外国ユーザーリスト

需用者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
-------------------------	---

(2) 需用者要件

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて確認し、チェックしてください。

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>
300km以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/>

※ (1)が「はい」の場合、又は(2)で「はい」が一つでもあった場合は、3.のチェックを行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

3. 明らかガイドライン

以下の各項目について、確認してください。なお、取引の形態等からみて問に当てはまらない場合には「－」欄にチェックしてください。

貨物等の用途・仕様	①輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	②需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	④当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑤当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処理が要求されていない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑦異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑧通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
表示・船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑨輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑩製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑪輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑫当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑬通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑭据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
	⑮最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>
その他	⑯その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して、需要者から明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい <input type="checkbox"/> ・いいえ <input type="checkbox"/> ・－ <input type="checkbox"/>

※ 「いいえ」が一つでもあった場合は、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、取引審査票及びチェックリストを輸出管理責任者に提出してください。

(様式第4号)

取引審査票

		申請年月日 (元号) 年 月 日
申請者	所属	連絡先
仕向国(国名)		取引経路(→ →)
提供技術又は貨物名		
相手先	名称(英字)	
(需要者)	所在地	
提供区分	<input type="checkbox"/> 技術資料提供 <input type="checkbox"/> ソフトウェア提供 <input type="checkbox"/> 共同研究・受託研究実施 <input type="checkbox"/> 留学生・研究者受入れ <input type="checkbox"/> 機器・装置等提供 <input type="checkbox"/> サンプル・試料等提供 <input type="checkbox"/> その他()	
該否判定結果	<技術の提供> 外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当、 <input type="checkbox"/> 非該当、 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号) <貨物の提供> 輸出別表1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当、 <input type="checkbox"/> 非該当、 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 (貨物等省令 条 項 号)	
用途	(内容) <input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連、 <input type="checkbox"/> 軍事関連、 <input type="checkbox"/> その他 参考(添付)資料: <input type="checkbox"/> 有()、 <input type="checkbox"/> 無	
用途・需要チェック	安全保障輸出管理チェックリストの ①用途要件に「はい」が一つでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②外国ユーザーリストに掲載されているか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③需要者要件に「はい」が一つでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 上記②又は③で「はい」がある場合 ④明らかガイドラインシートに「いいえ」がひとつでもあるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤上記①～④の確認に不明点又は疑義があるか。 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
経済産業大臣からの通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
提供・輸出予定日	年 月 日 (契約予定日: 年 月 日)	

※以下記入不要

第一次 審査 判定	審査判定結果 <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 <input type="checkbox"/> 条件付取引承認 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ個別許可申請 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ相談 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当
	判定理由 (取引承認条件)
	上記のように判定する。 (元号) 年 月 日 輸出管理責任者 印

第二次 審査 判定	審査判定結果 <input type="checkbox"/> 承認する。 <input type="checkbox"/> 承認しない。 <input type="checkbox"/> 条件付取引承認 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ個別許可申請 <input type="checkbox"/> 経済産業省へ相談 <input type="checkbox"/> 規制対象外 <input type="checkbox"/> 非該当
	判定理由 (取引承認条件)
	上記のように判定する。 (元号) 年 月 日 輸出管理統括責任者 印

電気通信大学放射線障害予防規程

昭和49年 1月 9日

改正

平成13年 4月 1日

平成16年 4月 1日

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成22年 7月21日

平成25年 7月23日

令和元年 7月10日

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織及び職務（第5条－第12条）
- 第3章 管理区域等（第13条－第17条）
- 第4章 使用施設の維持管理（第18条・第19条）
- 第5章 放射性同位元素の使用（第20条・第21条）
- 第6章 放射性同位元素の保管、運搬、払出及び廃棄（第22条－第24条）
- 第7章 測定（第25条－第29条）
- 第8章 教育及び訓練（第30条）
- 第9章 健康診断等（第31条・第32条）
- 第10章 危険時の措置（第33条－第36条）
- 第11章 盗難防止措置（第37条－第40条）
- 第12章 記帳及び記録の保存（第41条）
- 第13章 報告等（第42条－第44条）
- 第14章 雑則（第45条・第46条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）における放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、併せて公共の安全を確保することを目的とする。

（他の規程との関連）

第2条 放射性同位元素の取扱いに係る保安については、この規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規則の定めるところによる。

- (1) 国立大学法人電気通信大学危機管理規程
 - (2) 国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程
 - (3) 電気通信大学防火・防災管理規程
- (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素 放射線障害防止法第2条第2項に定めるものをいう。
- (2) 放射性同位元素装備機器 放射性同位元素を装備している機器をいう。
- (3) 放射線施設 放射線障害防止法第3条第2項に定める使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。
- (4) 管理区域 法施行規則第1条第1号に定めるものをいう。
- (5) 放射線業務 放射線施設内での作業及び放射性同位元素の取扱いをいう。
- (6) 放射線業務従事者 放射線業務に従事するものとして登録されている者をいう。
- (7) 実効線量限度 法施行規則第1条第10号に定めるものをいう。
- (8) 等価線量限度 法施行規則第1条第11号に定めるものをいう。

(規程等の遵守)

第4条 この規程は、本学の放射線施設に立ち入る全ての者に適用する。

- 2 本学において、放射線施設に立ち入る者は、この規程を遵守し、本学が行う保安のための指示に従わなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第5条 本学における放射性同位元素の取扱いに従事する者及びその取扱いの安全管理に従事する者に関する組織は、別図1のとおりとする。

(学長)

第6条 学長は、本学における放射性同位元素の取扱い及び放射線障害の防止に必要な措置の実施について総括する。

- 2 学長は、この規程及びそれに基づく取組みが、法令に適合するものであるよう、適宜、点検・評価及び検証を行うものとする。
- 3 学長は、第7条及び第8条に定める放射線安全管理委員会及び放射線取扱主任者がこの規程に基づいて行う指示及び勧告を尊重しなければならない。

(放射線安全管理委員会)

第7条 本学における放射性同位元素の取扱い及び放射線障害の防止に関する必要事項を審議するため、放射線安全管理委員会（以下「安全管理委員会」という。）を置く。

- 2 安全管理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 放射線障害の防止に関する規則の制定・改廃
 - (2) 使用施設等管理責任者の選任に際しての審査
 - (3) 放射線施設の新設、拡充、保全、改廃及び放射性同位元素の使用、種類、数量の変更に関すること。
 - (4) 管理区域の指定又は変更に関すること。

- (5) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (6) 教育訓練に関すること。
- (7) 異常、事故及び放射線障害に対する調査及び処置並びに対策に関すること。
- (8) その他放射線障害の防止に必要な事項に関すること。

3 安全管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者)

第8条 学長は、本学における放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線障害防止法第34条に規定する放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。

2 主任者を選任又は解任したときは、それぞれ行った日から30日以内に原子力規制委員会へ届け出なければならない。

3 主任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 放射線障害防止に関する規則の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の予備審査
- (4) 法令に基づく検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学長に対する意見の具申
- (7) 放射性同位元素の使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 安全管理委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害の防止に関する必要事項

4 学長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合に、その職務を代理させるため、放射線障害防止法第34条に規定する主任者に必要な免状の所有者の中から、主任者の代理者を選任しなければならない。

5 学長は、前項の期間が30日以上となる場合は、代理者を選任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届け出なければならない。

6 代理者は、主任者がその職務を行うことができない期間中、第3項に規定する主任者の職務を代行しなければならない。

7 学長は、第4項の期間が終了したときは、代理者を解任する。なお、第5項により選任の届け出を行ったときは、解任した日から30日以内に原子力規制委員会へ届け出なければならない。

8 主任者の資質向上のため、学長は、選任した主任者に対し、法令等に定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(放射線施設等管理責任者)

第9条 学長は、安全管理委員会の意見に基づき、従事者及び放射線施設に一時的に立入る者（以下「従事者等」という。）に係る放射線の管理、放射性同位元素の管理等を行わせるため、放射線施設ごとに放射線施設等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、次条に規定する従事者として、登録しなければならない。

3 管理責任者は、主任者の監督のもとに、担当する放射線施設において、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 主任者の職務の補助
- (2) 放射線施設及びその周辺における放射線及び放射能の監視
- (3) 従事者等の被ばくにより受ける線量の監視
- (4) 放射線施設への出入管理
- (5) 放射性同位元素の受入れ、貯蔵、使用、払出、廃棄等に関する管理
- (6) 放射線業務従事者等に対する保安のために必要な指導・助言
- (7) 放射線施設の設備、放射線測定機器の保守管理
- (8) 日常点検、月例点検その他放射線障害の防止に関する業務
(放射線業務従事者)

第10条 本学において、放射線業務に従事する者は、放射線業務従事者として登録しなければならない。

- 2 管理責任者は、放射線業務に従事させようとする者がいるときは、別に定める書式により、主任者に申請するものとする。
- 3 管理責任者は、前項に規定する申請を行うにあたり、当該者に健康診断を受診させ、その結果及び過去の被ばく歴、教育訓練に関する報告書、その他必要事項を申請書に添付し、主任者に提出するものとする。
- 4 主任者は、確認の結果が良好と判定された者に限り、従事者として登録するものとする。
- 5 従事者としての登録は、登録日の属する年度内に限り有効とし、登録を継続しようとする場合は、登録更新の手続をしなければならない。
(登録の取消し等)

第11条 管理責任者は、従事者がこの規程に反し、又は放射線業務の従事能力に欠けるため安全管理に支障があると認めるときは、前条に規定する登録を取消し、又は、一時停止する等必要な措置をとらなければならない。
(協力等)

第12条 学長、安全管理委員会、主任者、管理責任者及び従事者は、放射線施設の円滑な運営を確保し、放射線障害を確実に防止するため、相互の連絡を密にし、協力するものとする。

第3章 管理区域等

(放射線施設の設置及び変更)

第13条 放射線施設を設置又は変更しようとする者は、別に定める書式により学長に申請し、許可を得なければならない。

- 2 学長は、前項の申請については、安全管理委員会の議に基づき許可するものとする。
(管理区域の指定)

第14条 学長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 管理区域は、別表第1に掲げる区域とする。

3 学長は、管理区域の範囲を周知するために、所定の位置に標識を掲示する等必要な措置を講じなければならない。

4 管理区域に立ち入る全ての者は、管理責任者の指示及び掲示された注意事項に従わなければならない。

(管理区域への立入制限)

第15条 管理責任者は、従事者等以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

2 管理責任者は、見学者等で一時的に立入る者として管理責任者が認めた者（以下「一時立入者」という。）を管理区域に立入らせる時は、保安のために必要な指導を行い、原則として従事者を付き添わせるものとする。

3 管理責任者は、一時立入者を管理区域に立入らせようとする時は、過去の被ばく歴を確認するとともに、必要に応じて、あらかじめ本人についての健康診断の結果及び被ばく歴等を主任者に提出し意見を求めるものとする。

(管理区域に関する遵守事項)

第16条 管理責任者は、管理区域の入口の目に付きやすい場所に、次の各号に掲げる注意事項を掲示し、これを管理区域等に立入る者に遵守させる。

(1) あらかじめ定められた出入口から出入りすること。

(2) 個人被ばく線量計を着用すること。

(3) 管理責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(4) 業務上必要でない物品を持込まないこと。

(5) その他保安上必要な事項

(6) 管理責任者の職名及び氏名

(実効線量限度及び等価線量限度)

第17条 管理区域に立ち入る者の実効線量限度及び等価線量限度は、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年科学技術庁告示第5号）の規定に基づき、別表第2に定める。

2 管理責任者は、従事者等の実効線量及び等価線量が前項に掲げる限度を超えないように作業時間の制限、しゃへい物の配置、線源との距離の増大等の被ばく管理上の適切な措置を講じる。

第4章 使用施設の維持管理

(定期点検)

第18条 管理責任者は、放射線施設の構造及び機能の適正を確保するため、月例点検、6ヶ月点検及び地震、火災等の災害時点検を実施しなければならない。

2 前項に規定する点検の内容及び実施時期等については、別表第3に定める。

(点検結果の報告等)

第19条 管理責任者は、前条の点検の結果を記録し、主任者に報告し、その監督を受けなければならない。

2 主任者は、6ヶ月点検ごとに、その結果及び月例点検の結果を並びに災害時の点検ごとに、その結果をとりまとめ、安全管理委員会に報告しなければならない。

- 3 管理責任者は、第1項に規定する点検の結果、異常が認められたときは、速やかに、その旨を主任者及び安全管理委員会に報告するとともに、修理等必要な措置を講じるものとする。
- 4 管理責任者は、放射線施設の修理等の措置を終えたときは、改めて点検を行い、主任者及び安全管理委員会に報告するものとする。

第5章 放射性同位元素の使用

(使用の手続)

第20条 放射性同位元素を使用しようとする者は、所定の手続により、学長の許可を得なければならない。

- 2 管理責任者は、放射性同位元素を受入れる場合には、主任者の監督のもと、行わなければならない。

(使用)

第21条 本学で使用できる放射性同位元素は、密封されたもの（以下「密封線源」という。）に限るものとし、次に掲げる事項に従い使用するものとする。

- (1) 使用できる密封線源は、前条の許可を受けたものに限る。
- (2) 使用施設として定められた場所以外の場所で使用してはならない。
- (3) 密封線源の使用を開始する前に、その使用に関わる場所、設備、機器等を点検し、異常のないことを確認する。
- (4) 使用している機器の種類、密封線源の種類、使用数量、装備年月日、所有者の名称等必要な事項を当該場所に明示する。
- (5) 使用に際し、次に掲げる事項を確認する。
 - ア 立入を禁止している区域に人がいないか
 - イ 従事者以外が使用していないか
 - ウ 密封線源は、機器の定められた位置に装着されているか
 - エ 線量を低減するための措置（遮へい体、距離、時間）は適切か
 - オ 作業場所は整理整頓しているか
 - カ 必要以上の物品を持ち込んでいないか
 - キ 飲食、喫煙、化粧等をしていないか
 - ク 作業場所の汚染検査は適切か
- (6) 密封線源の使用後は、定められた場所に保管するとともに、その使用に関わる場所、設備、機器等を点検し、異常のないことを確認する。
- (7) 実験方法については十分に準備研究し、放射線障害の発生のおそれが最も少ない方法で行うこと。

第6章 放射性同位元素の保管、運搬、払出及び廃棄

(保管)

第22条 管理責任者は、密封線源を保管するときは、貯蔵施設（耐火性の構造の容器に入れて保管する場合にあっては、当該貯蔵容器をいう。以下同じ。）に保管するものとする。

- 2 管理責任者は、第20条の規定により許可を受けた量以上の密封線源を貯蔵施設に保管してはならない。
- 3 管理責任者は、保管する密封線源の種類、保管量、注意事項、その他保安上必要な事項を貯蔵施設に明示する。
- 4 従事者は、密封線源を貯蔵施設から搬出する時は、所定の手続により管理責任者の承認を得る。
- 5 従事者は、作業が終了した時は、密封線源を必ず貯蔵庫に保管する。
- 6 管理責任者は、密封線源の保管個数を定期的に確認する。

(運搬)

第23条 管理責任者は、密封線源を運搬する必要があるときは、主任者の確認を受け、次の基準に従って行う。

- (1) 密封線源を容器に封入し、運搬基準に適合した包装をする。
- (2) 密封線源を本学外において運搬する場合は、前号に規定する措置のほか、放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令(昭和56年5月16日総理府令第30号)及び放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年11月17日運輸省令第33号)で定める技術上の基準に従って必要な措置を講ずる。

(払出、廃棄)

第24条 管理責任者は、密封線源を払出す場合は、主任者の監督のもと、行うものとする。

- 2 管理責任者は、密封線源を廃棄する場合は、主任者の監督のもと、廃棄業者に引渡すものとする。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

第25条 管理責任者は、安全管理にかかる放射線測定機器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第26条 管理責任者は、次の基準に従い、原則として1センチメートル線量当量について、放射線測定機器を用いて放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を記録し、保存しなければならない。

- (1) 測定場所は、放射線施設入口付近、管理区域入口付近、業務従事者が常時立ち入る管理区域中央、外側鉛しゃへい箱表面、貯蔵箱表面、事業所の境界その他管理責任者が必要と認めた場所とする。
 - (2) 測定時期は、密封線源の使用開始前1回、使用開始後にあつては、6ヵ月を超えない期間ごとに1回とする。
 - (3) 放射線施設に新たに密封線源を受入れた場合は、その都度測定する。
- 2 前項に規定する測定結果の記録は、次の各号に掲げる項目について行うものとする。
- (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定をした者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び形式

(5) 測定方法

(6) 測定結果

3 管理責任者は、前項の測定結果に係る記録について、主任者に報告し、その監督を受けなければならない。

4 主任者は、測定の結果をとりまとめ、安全管理委員会に報告しなければならない。

5 測定結果は、年度毎のファイルに調製し、5年間保存する。

(測定により異常を認めた場合の措置)

第27条 管理責任者は、前条に定める測定の結果に異常を認めた時は、直ちに、立入制限を行い、主任者及び安全管理委員会に報告するとともに、原因の調査、原因の除去等の措置を講じるものとする。

2 管理責任者は、原因の除去等の措置を講じた後、改めて前条に定める測定を行い、当該措置の結果を確認し、主任者及び安全管理委員会に報告するものとする。

(個人被ばく線量の測定及び評価)

第28条 管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な用具を着用させ次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定用具を用いて測定することが著しく困難な場合は放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によってこれらの値を算出する。

(1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行う。

(2) 測定は胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行う。

(3) 前号のほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部（女子にあつては腹部及び大たい部）から成る部分以外の部分である場合は、当該部分についても測定を行う。

(4) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部、大たい部以外である場合にあっては、第2号及び第3号のほか、当該部位について測定を行う。

(5) 測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行なうこと。

(6) 次の項目について測定の結果を記録する。

ア 測定対象者の氏名

イ 測定をした者の氏名

ウ 放射線測定用具又は放射線測定器の種類及び形式

エ 測定方法

オ 測定部位及び測定結果

(7) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間及び女子にあつては、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し記録する。

(8) 第6号の測定結果から、実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録する。

- ア 算定年月日
- イ 対象者の氏名
- ウ 算定した者の氏名
- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

(9) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間及び女子にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに行い記録する。

(10) 管理責任者は、記録の都度、その写しを対象者に交付するものとする。

(11) 第6号から第9号までの記録は、永久に保存する。ただし、当該記録を5年間保存した後に原子力規制委員会が指定する機関に引渡す場合は、この限りではない。

2 管理責任者は、前項の個人の外部被ばくによる実効線量及び等価線量を用い、別表第2に定める実効線量限度及び等価線量限度を考慮し評価を行うものとする。

3 管理責任者は、前項の評価の結果、実効線量及び等価線量が著しく異常な場合にあつては、放射線測定用具の取扱方法、作業方法等について緊急に検討するとともに、適切な措置を講じなければならない。

4 管理責任者は、前項の措置を講じた場合は、主任者及び安全管理委員会に報告するものとする。

(被ばく原因の調査)

第29条 管理責任者は、業務従事者の実効線量及び等価線量が別表第2に定める限度を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、主任者及び安全管理委員会に報告するとともに、被ばくの原因を調査し、被ばく防止のための必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、前項の調査の結果及び講じた措置について、主任者及び安全管理委員会に報告するものとする。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第30条 主任者は、従事者に対し、次の各号により放射線障害の防止のために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

ア 従事者として登録する前

イ 管理区域に立ち入った後又は放射線業務開始後にあつては、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内

(2) 実施項目は、前号アについては、次に掲げる項目及び時間数、イについては、次に掲げる項目とする。

ア 放射線の人体に与える影響（30分以上）

イ 放射線同位元素等の安全取扱（1時間以上）

ウ 放射線障害防止関連法令及び放射線障害予防規程（30分以上）

エ その他放射線障害防止に関して必要な事項

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定める実施項目に関し十分な知識及び技能を有していると安全管理委員会が認める者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 3 第1項に規定する教育及び訓練（以下「本教育及び訓練」という。）と同等の内容の講習又は研修を受講した者については、受講証明書等の根拠書類が提出され、安全管理委員会が認めた場合に限り、本教育及び訓練に代えることができるものとする。
- 4 管理責任者は、第15条に規定する一時立入者に対し、放射線障害の発生を防止するために必要な教育を実施するものとする。
- 5 本教育及び訓練の項目又は時間数を変更するときは、安全管理委員会の議を経なければならない。

第9章 健康診断等

（健康診断）

第31条 主任者は、従事者に対し、次の各号に定めるところにより健康診断を実施する。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

ア 従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

イ 管理区域に立ち入った後にあつては、6ヶ月を超えない期間ごと

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、放射線の被ばく歴及びその状況について行う。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただしアからウまでの部位又は項目（初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつてはウの部位を除く。）については、産業医が必要と認める場合に限り行うこととする。

ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマクリット値、赤血球数及び白血球数及び白血球百分率

イ 皮膚

ウ 眼

エ その他原子力規制委員会が定める部位及び項目

2 主任者は、前各号の規定にかかわらず、従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行う。

3 管理責任者は、次の各号に従い、健康診断の結果を記録する。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断をした医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、本学以外の施設等において第1項第4号に掲げる実施項目に関し同等の健康診断を受けており、これを証明できる書類を提出した者に対しては健康診断を省略することができる。

- 5 管理責任者は、実施のつど健康診断の結果を対象者に交付する。
- 6 健康診断の結果の記録は、永久に保存する。ただし当該記録を5年間保存した後に原子力規制委員会が指定する機関に引渡す場合は、この限りではない。
(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第32条 管理責任者は、従事者が放射線障害を受けた、又は受けたおそれのある場合には、主任者及び産業医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入禁止等健康の保持等に必要な措置を講じ、安全管理委員会に報告する。

- 2 安全管理委員会は前項の報告があった場合には、その原因を調査し、適切な措置を講じる。

第10章 危険時の措置

(事故及び危険時の措置)

第33条 主任者、管理責任者、従事者は放射線施設等に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害の恐れがある場合、又は放射線障害が発生した場合（以下「災害等」という。）には、人命優先を第一とし、直ちに延焼防止、学長及び総括安全衛生管理責任者への通報、避難警告等応急の措置を講じなければならない。

(外部機関に対する連絡及び協力の要請)

第34条 学長は、前条の通報を受けた時は、直ちに警察署及び消防署に通報し必要な協力を要請するとともに、遅滞なく、原子力規制委員会へ届け出なければならない。

(情報提供)

第35条 学長は、第33条の事態が生じた場合は危機対策本部を設置し、次の各号に掲げる事項について、地域住民、報道機関等に情報提供しなければならない。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染の状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量
- (4) 応急の措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策
- (7) 外部からの問い合わせに対応する窓口
- (8) その他、事故に関する情報

(事故等の事後処理)

第36条 主任者は、災害等の応急措置及び災害等の経過について、速やかに学長に報告書を提出しなければならない。

- 2 災害等が発生した場合（地震にあつては、震度4以上の地震が発生した場合とする。）は、管理責任者は、別表第3に定める全ての項目について、主任者の監督のもと、改めて点検を行い、その結果を安全管理委員会に報告し、放射性施設の使用の再開等について確認を受けるものとする。

第11章 盗難防止措置

(盗難防止措置)

第37条 管理責任者又は従事者は、密封線源の盗難防止のため、放射線施設を退出する時は、必ず貯蔵施設のある室の出入口に施錠しなければならない。

2 従事者は、密封線源を使用する場合は、放射線施設に施錠をする等、従事者等以外の者が立ち入らないよう措置を講じるものとする。

(学内の警備)

第38条 学長は、学内の定期的な巡視その他必要な警備上の措置を警備員に行わせるものとする。

(通報)

第39条 放射線施設内及び管理区域周辺で、挙動不審の者又は侵入者を発見した者は、管理責任者又は警備員に速やかに通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた管理責任者又は警備員は、速やかに関係者に連絡し、必要があると認める時は、警察署に通報するものとする。

(応急措置)

第40条 前条の規定により異常事態を発見し、または通報を受けた者は、身体の危険のない範囲で、挙動不審者又は侵入者の排除及び付近にいる者の避難等のために必要な措置を講じるものとする。

第12章 記帳及び記録の保存

(記帳)

第41条 主任者は、放射線施設ごとに使用、保管、運搬、受入、払出、廃棄、放射線施設等の点検結果並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え管理責任者に記帳させるものとする。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 使用

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 保管

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所

ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(3) 運搬

ア 放射性同位元素の種類及び数量

イ 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日及び方法

ウ 荷受け人又は荷送り人、運搬を委託された者及び運搬に従事する者の氏名

(4) 受入

ア 放射性同位元素の種類及び数量と購入の年月日

イ 放射性同位元素の購入先

(5) 払出

- ア 放射性同位元素の種類及び数量と払出の年月日
- イ 放射性同位元素の払出先
- (6) 廃棄
 - ア 放射性同位元素の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
- (7) 放射線施設等の点検
 - ア 点検の実施年月日
 - イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
 - ウ 点検を行った者の氏名
- (8) 第30条の教育及び訓練
 - ア 教育及び訓練の実施年月日、項目及び各項目の時間数（第30条第1項第1号アに規定する従事者として登録する前の教育及び訓練に限る）
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- 3 管理責任者は、前項に定める帳簿を毎年3月31日又は放射性同位元素の使用が終了し、管轄する放射線施設が廃止となった日に閉鎖し、主任者の確認を受けなければならない。
- 4 帳簿は、5年間保存する。

第13章 報告

(事故の報告)

第42条 放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故を発見した者は、直ちに管理責任者及び主任者に報告しなければならない。

(原子力規制委員会等への報告)

第43条 学長は、次の各号に掲げる事態が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の盗取、または所在不明が生じた場合
- (2) 地震、火災、その他の災害により放射線障害が発生又は発生のおそれのある場合
- (3) 使用施設内の人が常時立ち入る場所及び事業所等の境界において、線量限度を超える又は超えるおそれのある場合
- (4) 放射性同位元素の使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が従事者にあつては5ミリシーベルト、それ以外の者にあつては0.5ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれがある場合
- (5) 従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあった場合
- 2 学長は、前項の報告後、10日以内にその状況及び事態発生後講じた措置を書面により、原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 3 学長は、放射線施設を廃止したときは、30日以内に放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を書面により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(定期報告)

第44条 管理責任者は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、主任者及び安全管理委員会の確認をうけ、学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の報告書を当該期間の経過後3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

第14章 雑則

(X線装置の取扱)

第45条 X線装置の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第46条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の予防に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和49年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

別表第1（第14条関係）管理区域等

管理区域等	事業所
東6号館937室	大学院情報理工学研究科（東6号館）

別表第2（第17条関係）従事者等の実効線量限度及び等価線量限度

実効線量限度	女子 妊娠中の女子で本人の申出等により管理責任者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間	100 mSv/5年 ^{*1} 50 mSv/年 ^{*2} 5 mSv/3月 ^{*3} 1 mSv/妊娠期間
等価線量限度	眼の水晶体 皮膚 妊娠中の女子の腹部表面における本人の申出等により管理責任者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間	150 mSv/年 ^{*2} 500 mSv/年 ^{*2} 2 mSv/妊娠期間

別表第3（第18条関係）定期点検項目

月例点検

点検項目	点検事項
1 使用施設	① 床、壁、天井、出入口の扉等に異常はないか。 ② 放射線しゃへいの構造、材料、寸法が許可内容に合致しているか。 ③ しゃへい物の破損、欠落はないか。 ④ 放射性同位元素に破損等の異常はないか。 ⑥ 消火設備に異常はないか。 ⑦ 出入口の扉に標識はあるか。
2 線量率及び汚染状況の測定	① 放射線測定器に異常はないか。 ② 測定箇所及び測定方法は適切か。 ③ 測定結果に異常はないか。
3 個人被ばく線量の測定	① 線量限度を超えた被ばくはなかったか。
4 記録	① 所定の記録が確実に実施されているか。

6ヶ月点検

月例点検の項目に加えて下記の点検を行う。

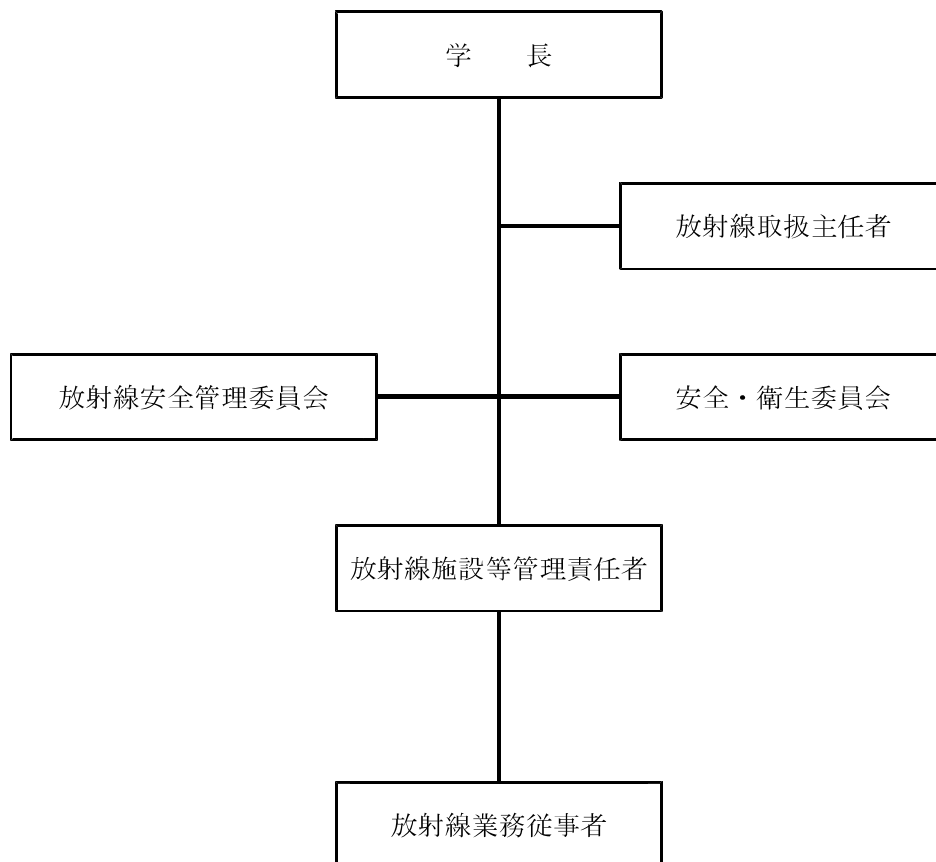
1 建物の位置	① 地崩れ及び浸水のおそれがないか。
2 主要構造部	① 改修又は補修工事が行われた場合、主要構造部等は耐火構造又は不燃材料造りとなっているか。
3 標識	① 標識は、放射線施設の出入口又はその近辺に付けられているか。 ② 管理区域等における注意事項等は、目の付きやす

	い場所に掲示されているか。 ③ 標識等の脱落、破損又は色あせ等はないか。
4 境界	① 管理区域境界の実効線量は1.3mSv/3月を超えてはいないか。 ② 事業所境界の実効線量は250 μ Sv/3月を超えてはいないか。 ③ 管理区域境界の壁、扉等に異常はないか。
5 放射性同位元素の取扱い	① 許可を受けた、使用目的・方法で使用しているか。 ② 許可を受けた方法で貯蔵しているか。
6 記録	① 記録簿の保管方法は適切か。

注) 点検結果の記録及び報告

- (1) 地震、火災等の災害時点検は、発生した都度行う。
- (2) 月例、6ヶ月点検及び地震、火災等の災害時点検の記録簿の様式は、別に定める。
- (3) 管理責任者は、月例点検、6ヶ月点検及び地震、火災等の災害時点検の結果を評価し、異常がない場合は記録簿に押印する。
- (4) 管理責任者は、月例点検、6ヶ月点検及び地震、火災等の災害時点検の記録簿により、主任者に報告し、その監督を受けなければならない。
- (5) 主任者は、6ヶ月ごとに点検結果をとりまとめ、安全管理委員会に報告しなければならない。

別図1 (第5条関係) 放射線安全管理組織等図



電気通信大学
研究活動に関する外部評価報告書

令和元年 9 月

目次

外部評価委員会構成.....	1
I. 外部評価委員会報告.....	2
1. 「分析項目Ⅰ 研究活動の状況」について.....	3
2. 「分析項目Ⅱ 研究成果の状況」について.....	4
3. 自己点検・評価の手法について.....	5
4. その他.....	5
II. 外部評価委員会実施概要.....	6
1. 外部評価の手法・観点.....	7
2. 外部評価委員会の日程.....	7
3. 配付資料一覧.....	7
4. 外部評価委員会 大学側出席者名簿.....	9

外部評価委員会構成

委員長	喜連川 優	大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立情報学研究所所長 東京大学生産技術研究所教授
委員	榎並 和雅	国立大学法人 東京工業大学監事
委員	黒田 和男	国立大学法人 宇都宮大学オペティクス教育研究センター特任教授
委員	武田 晴夫	株式会社日立製作所技師長
委員	野間口 有	三菱電機株式会社特別顧問

(委員長以外は五十音順)

I . 外部評価委員会報告

外部評価委員会報告（評価・提言）

電気通信大学は、大正7年（1918年）に創設された「無線電信講習所」をルーツにもち、昭和24年（1949年）の電気通信大学の設立、平成16年（2004年）の国立大学法人化を経て平成30年（2018年）に創立100周年を迎えた。

同大学は、万人のための先端科学技術の教育研究、自ら情報発信する国際的研究者・技術者の育成、時代を切り拓く科学技術に関する創造活動・社会との連携の理念を掲げ、人類の持続的発展に貢献する知と技の創造と実践を目指している。

この理念のもと、同大学の強みである光科学分野における高い研究水準の維持・向上を図るとともに、情報学基礎、通信・ネットワーク工学、計算機科学、ロボティクスなど、より一層の特色ある研究力の強化のための諸活動に取り組んでいる。

外部評価委員会では、同大学が第3期中期目標・中期計画で提示した目標の実現に向けて研究活動が推進されているか等について検証するのみならず、グローバルな競争が激化する状況の中で日本の科学技術の発展のために同大学に期待する役割など、広範で多様な観点から評価を行なった。これらを踏まえ、外部評価報告書としてとりまとめたので、研究力強化に取り組む同大学の今後の更なる発展のため、以下のとおり評価・提言する。

1. 「分析項目Ⅰ 研究活動の状況」について

電気通信大学における研究活動は、第3期中期目標・中期計画で提示した目標の実現に向けて順調に進捗している。

学長の戦略立案・遂行を支える全学的な研究推進体制を構築し、これらの組織的・戦略的な支援によって、質の高い研究成果を多数創出しており、学術論文、学会発表等を通じて国内外に積極的に公表している。特に、国際共著論文比率は世界でトップレベルであり、グローバルな研究活動を積極的に展開していることを裏付けている。

ただし、下記のような取組みを実施することによって、更なる研究活動の充実を期待する。

- (1) 電気通信大学だけでなく日本の大学全体の問題であるが、今後大学が産学連携を積極的に進めていくためには、知財管理をどう進めていくかが重要になる。特に、知的財産のオープン・クローズ戦略はアカデミアにおいても重要な時代となっている。これらの問題について、電気通信大学がリーダーシップをとり他大学と連携しながら推し進めていくことを期待する。
- (2) 学長のリーダーシップにより、AI分野の研究者の迅速な組織化を行ない、国立大学初のAI分野の研究センターを設置した。他の国立大学に先駆けて設置したことから、企業の関心も大きく、そのため企業との連携が円滑に進み外部資金獲得に繋がるなど、早期設置を決断した経営陣の先見性と行動力を評価する。今後は、この方法論を他の分野にも展開し、更なる企業連携につなげ、ひいては外部資金

獲得増につなげることを期待する。

- (3) インフラ、電子機器など産業全体の観点からナノトライボロジーは重要な分野である。国内でも類を見ないナノトライボロジー分野の研究センターを設置したことは、大学の個性の伸長に資する取組であり、日本における同分野の研究拠点となることを期待する。
- (4) AI 分野やナノトライボロジー分野のセンターの設置など、研究と運営が戦略的にうまく融合されており、今後もこのような方向を維持していくことが、電気通信大学の研究力強化に資するものと期待する。
- (5) 多くの女性研究者や外国人研究者が研究に従事しており、多様な研究者が包摂された豊かな研究環境が生み出されている。この状況を維持・向上していくことを期待する。

2. 「分析項目Ⅱ 研究成果の状況」について

電気通信大学における研究成果は、第3期中期目標・中期計画で提示した目標の実現に向けて順調に進捗している。

インパクト・ファクター値の高い学術論文誌への掲載や被引用数の高い世界トップレベルの論文を多数生産したほか、特許の認可や社会実装などに繋がる優れた研究成果を多く創出しており、学術的意義のみならず社会的・文化的にも卓越した研究成果をあげている。特に、光コムやトライボロジーなど非常にユニークなオンリーワンの研究を行っている研究者が大学の特性を活かした研究成果を多数生み出しており、高く評価できる。

加えて、光分野の女性研究者が少ない日本の現状において、電気通信大学では4名の女性教授・准教授が活躍している。これは、日本におけるトップの研究レベルと併せて特筆すべき点である。

ただし、以下の点を留意することによって、更なる研究成果を生むことを期待する。

- (1) 現在、情報システム系の研究を行なっている研究者は世界的に減少している。この分野は大変重要であることから、長年情報通信分野で多くの人材を輩出してきた電気通信大学には、この分野で日本をリードする存在となることを期待する。
- (2) 研究業績説明書に記載された研究成果は素晴らしいものばかりである。しかしながら、それに見合った外部資金を十分獲得できているとは言い難い。運営費交付金が削減されている中で外部資金獲得増は大学経営にとって最優先課題の一つである。これらの研究成果を、学長を中心とした執行部が率先して企業等へ情報発信することによって、外部資金獲得増につなげることを期待する。
- (3) 原子光学、セラミックレーザーなどの分野は、かつてユニークな研究を行なっており、電気通信大学のブランドの一つと言えることから、更なる進展を期待する。

3. 自己点検・評価の手法について

自己点検・評価においては、論文実績だけでなく、研究の実施体制、研究資金、国際的な連携による研究活動など多様な観点から精緻な定性的・定量的評価が行なわれ、かつ、外部の者にもわかりやすく説明がなされている。

ただし、以下の点を充実させることによって、より複眼的・多角的な視点による自己点検・評価となるのではないかと考える。

- (1) 平成 28 年度に、それまでの 2 研究科（情報理工学研究科及び情報システム学研究科）を 1 研究科に改組し、新たに情報理工学研究科を設置した。改組によってどんな変化がありどのように改善されたのか説明がほしかった。
- (2) 中期目標で掲げている目標、教育であれば「イノベーティブなグローバル人材を養成」、研究であれば「総合コミュニケーション科学の世界的拠点」について、その進捗に関する活動状況を説明できればよかった。

4. その他

- (1) 第 3 期中期目標で掲げている総合コミュニケーション科学の定義について、更なる定義の明確化など検討が必要ではないかと考える。

令和元年 9 月 10 日

電気通信大学長

福 田 喬 殿

外部評価委員会委員長 喜 連 川 優

Ⅱ. 外部評価委員会実施概要

1. 外部評価の手法・観点

- (1) 電気通信大学が実施する研究活動に関する自己点検・評価（平成28～30年度）等を参考に、第3期中期目標・中期計画で提示した目標の実現に向けて研究活動が推進されているか等について検証を行ない、外部評価報告書として意見を取りまとめる。
- (2) 報告書は、大学ウェブサイト等を通じて学外に公表する。

2. 外部評価委員会の日程

- (1) 日時 令和元年7月12日（金）
- (2) 場所 電気通信大学本館4F 特別会議室
- (3) 日程
- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 10:00 | ～ | 12:00 | 会議（大学側による説明及び質疑応答） |
| 12:00 | ～ | 12:50 | 昼食 |
| 12:50 | ～ | 14:30 | 学内視察 |
| | | | ・人工知能先端研究センター |
| | | | ・ラーニング・コモンズ“ Ambient Intelligence Agora ” |
| | | | ・美濃島研究室 |
| 14:30 | ～ | 15:30 | 会議（外部評価委員による協議） |
| 15:30 | ～ | 16:00 | 会議（講評） |

3. 配付資料一覧

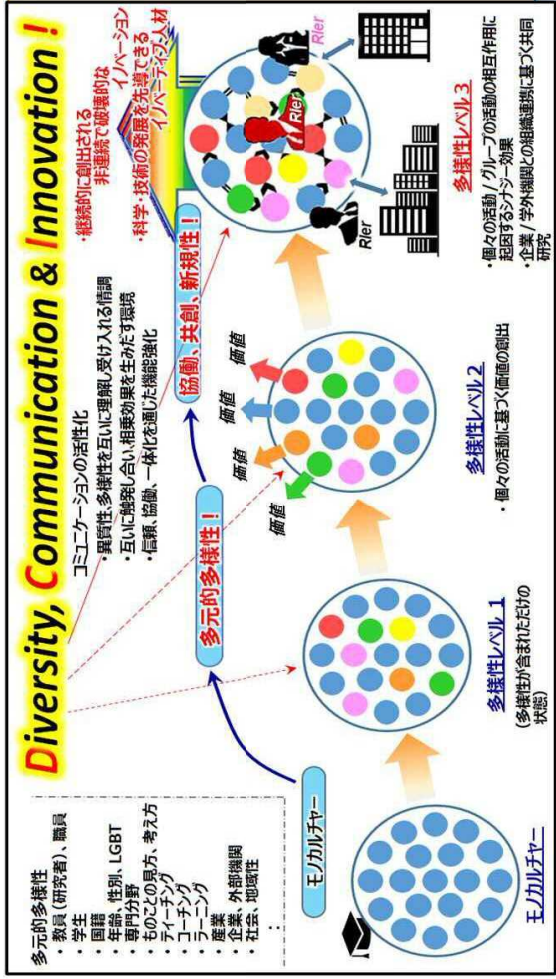
- (1) 評価関係資料
- ①外部評価委員名簿
 - ②学内出席者名簿
 - ③研究活動に関する外部評価委員会について（外部評価の趣旨説明）
 - ④-1 研究活動に関する自己点検・評価報告書（平成28～30年度）
 - ④-2 研究活動に関する自己点検・評価報告書（平成28～30年度）別添資料
 - ⑤-1 電気通信大学における研究活動について（説明用プレゼン資料）
 - ⑤-2 「DC&I.戦略」について
 - ⑤-3 JST超スマート社会プロジェクト
 - ⑤-4 男女共同参画・ダイバーシティ推進
- (2) 参考資料
- ①UFCアライアンスセンター パンフレット
 - ②URA共創プラットフォーム（CoPURA）開催報告

- ③UEC中国教育研究支援センター トップページ
- ④「研究大学強化促進事業」中間評価 進捗状況概要（文部科学省資料）
- ⑤「研究大学強化促進事業」中間評価結果の公表について
- ⑥2019年度研究活性化支援システム公募要領
- ⑦2019年度第2回UECポスドク研究員募集
- ⑧オープンラボの使用者募集について
- ⑨平成30年度科学研究費助成事業の配分について（文部科学省資料抜粋）
- ⑩【報告】さばえものづくり博覧会2018に出展
- ⑪Industry-UCB UEC Workshop（2018）実施報告
- ⑫電気通信大学創立100周年記念事業国際シンポジウム“Future Earth”実施報告
- ⑬国際会議 The Irago Conference（2018）実施報告
- ⑭UEC e-Bulletin Vol. 22（2019. 6）
- ⑮電気通信大学創立100周年記念事業 電通大展 in たづくりポスター
- ⑯CPAL RING ダイジェスト版
- ⑰男女共同参画・ダイバーシティ戦略室ニュースレター Vol. 4（2018. 12）
- ⑱電気通信大学概要（2019-2020）
- ⑲平成26年度電気通信大学外部評価報告書（前回）
- ⑳統合イノベーション戦略概要（内閣府資料）
- ㉑2040年に向けた高等教育のグランドデザイン概要及び要旨（文部科学省資料）

4. 外部評価委員会 大学側出席者名簿

職 名	氏 名
電気通信大学長	福 田 喬
理事（研究・国際戦略担当）	中 野 和 司
理事（教育戦略担当）	田 中 勝 己
副学長（研究担当）	由 良 憲 二
大学院情報理工学研究科長	田 野 俊 一
情報理工学域長	新 誠 一

「D.C.&I.」戦略



D. = Diversity (pluralistic diversity) 多元的多様性
 教員、研究者、職員、学生、国籍、年齢、性別、LGBT、専門分野、もの見方、捉え方、考え方、teaching、coaching、learning、産業、企業、機関、社会、地域性、...

C. = Communication (deep communication to lead inspiration mutually) 触発し合うコミュニケーション
 異質性、多様性を互いに理解し受け入れる、互いに触発し合い、相乗効果を生み出す、信頼、協働、一体感を基盤とした機能強化へ。

I. = Innovation (disruptive innovation invented continuously) 継続的に引き起こされる破壊的イノベーション

- 本学は、知のパラダイムシフトは、先鋭化したさまざまな叡智と確固たる知の基盤が、多元的な多様性『D』を尊重する情調の下、ポードアレスに相互触発することによって、もたらされると考える。
- そのためには、多様性を形づくる知や要素がただ混在しているだけでは意をなさず、それらが、**深い相互理解・相互触発を生み出す土壌と相まって、連携、協働、共創へと自発発火しなければならぬ**。そして、そのような土壌を生み出すものこそ、**コミュニケーション『C』**に他ならない。
- 本学は、これら『D』と『C』それぞれ**その重要性と不可分性の認識に基づいて、調和的情調の醸成に努め、協働・共創行動を活性化させ、教育、研究、社会貢献という互いに関連し合う大学の機能がスパイラルアップし、非連続で破壊的なイノベーション『I』を継続的に創出する大学ガバナンスの確立を目指す**。

【様式】研究活動状況に関する資料(工学系)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
専任教員数		287	276	273	270
著書数	日本語	43	67	35	50
	英語	31	22	28	20
論文数	日本語	249 (145)	245 (144)	203 (117)	217 (140)
	英語	1,256 (1,211)	1,148 (1,081)	1,208 (1,165)	1,146 (1,089)
作品等の数		2	3	7	7
その他	学会発表	2,267	2,345	2,062	1,999
	知的財産権	108	106	71	53
	受賞	153	173	182	151

*1 「専任教員数」については、各年度の5月1日現在の当該学部・研究科等に所属する研究活動を行っている専任教員(教授、准教授、講師、助教)の人としてください。2019年度の専任教員数は、学部・研究科等ごとの「研究業績説明書」で求められる専任教員数と一致することになります。

*2 論文数については、内数として「査読付き論文」の数を記載してください。

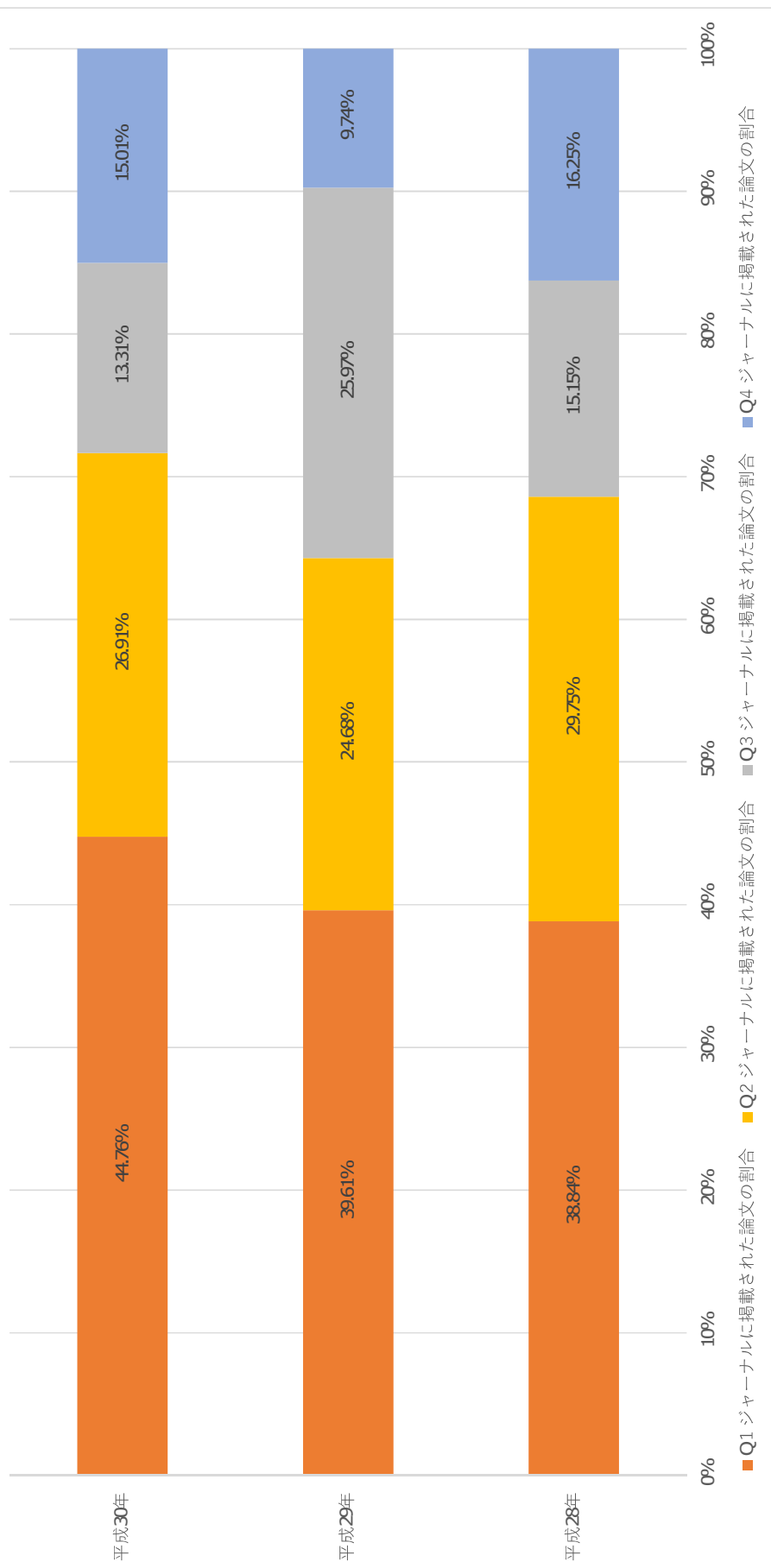
*2 学会発表などについては、「その他」としてカウントしてください。

国際学術論文誌掲載論文数の推移（平成27～31年）



出典：Clarivate Analytics Web of Scienceを元に作成

本学研究者による論文のうちQ1～Q4ジャーナル*に掲載された論文の割合



*Q1～Q4ジャーナル

あるジャーナルのインパクトファクターがそのジャーナルの属する分野の中でどの位置にあるかを四分位法によって分類

(Q1 = 上位25%、Q2 = 上位26～50%、Q3 = 上位51～75%、Q4 = 上位76～100%)

出典：Clarivate Analytics Web of Scienceを元に作成

国立大学の国際共著率順位（平成31年、上位20大学）

別添資料 3101-i3-4

大学名	国内順位	世界順位	大学名	国内順位	世界順位
総合研究大学院大学	1	38	静岡大学	11	312
電気通信大学	2	113	埼玉大学	12	342
信州大学	3	155	名古屋大学	13	361
東京大学	4	156	愛媛大学	14	404
筑波大学	5	180	九州大学	15	429
東京工業大学	6	183	琉球大学	16	473
高知大学	7	206	富山大学	17	489
東北大学	8	217	岡山大学	18	495
京都大学	9	275	北海道大学	19	506
九州工業大学	10	306	大阪大学	20	543

（“U.S.News Best Global Universities 2020”をもとに作成）

4. 個別実績

(5) 民間企業との共同研究に伴う1件
当たりの研究費受入額 (単位: 千円)

No.	機関名	1件あたり 受入額	件数	前年度 No.
1	藤田医科大学	12,963	19	7
2	聖マリアンナ医科大学	10,526	19	5
3	国際医療福祉大学	8,595	20	-
4	大阪大学	6,015	1,243	3
5	順天堂大学	5,667	120	4
6	慶應義塾大学	4,552	652	12
7	京都大学	4,357	1,098	6
8	名古屋大学	4,318	666	8
9	奈良県立医科大学	4,037	36	-
10	東京大学	4,017	1,797	11
11	旭川医科大学	3,957	27	-
12	筑波大学	3,822	449	-
13	東京工業大学	3,741	679	17
14	東京都市大学	3,660	74	24
15	千葉工業大学	3,518	59	13
16	東京医科歯科大学	3,438	167	14
17	東北大学	3,426	1,201	16
18	豊田工業大学	3,258	32	27
19	岐阜工業高等専門学校	3,071	10	-
20	福島県立医科大学	3,042	28	-
21	福岡大学	3,040	61	-
22	新潟薬科大学	2,995	12	19
23	北海道大学	2,974	644	-
24	情報・システム研究機構	2,898	76	-
25	横浜市立大学	2,828	93	21
26	関西医科大学	2,821	20	1
27	東北工業大学	2,820	11	-
28	弘前大学	2,812	125	-
29	九州大学	2,810	739	20
30	広島工業大学	2,769	35	-

※件数が10件未満の機関は除く。

(6) 民間企業との共同研究に伴う研究者
1人当たりの研究費受入額 (単位: 千円)

No.	機関名	1人あたり 受入額	前年度 No.
1	光産業創成大学院大学	2,857	1
2	東京工業大学	1,899	4
3	名古屋工業大学	1,631	2
4	豊橋技術科学大学	1,627	3
5	長岡技術科学大学	1,607	8
6	大阪大学	1,532	6
7	九州工業大学	1,402	12
8	豊田工業大学	1,337	5
9	慶應義塾大学	1,137	20
10	東京農工大学	1,116	7
11	東京大学	1,059	9
12	東北大学	1,033	14
13	名古屋大学	960	13
14	京都大学	914	11
15	北陸先端科学技術大学院大学	904	16
16	横浜国立大学	863	21
17	電気通信大学	846	23
18	岐阜薬科大学	814	22
19	奈良先端科学技術大学院大学	779	18
20	東京都市大学	738	-
21	筑波大学	714	-
22	芝浦工業大学	701	19
23	石川県立大学	701	-
24	北海道大学	693	-
25	東京海洋大学	686	-
26	ものづくり大学	681	15
27	東京理科大学	668	25
28	金沢工業大学	641	26
29	聖路加国際大学	640	-
30	山形大学	635	17

※研究者とは、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されており、かつ「科学研究費助成事業(科研費)への応募資格を有する研究者」を指す。ただし、e-Radに登録が無い研究機関は、研究機関が把握している研究者とした。

21

(5) 研究者1人当たりの特許権実施等
収入額（単位：千円）

No.	機関名	1人あたり 受入額	前年度 No.
1	東京工業大学	165	1
2	東京大学	162	3
3	名古屋工業大学	130	21
4	信州大学	129	7
5	京都大学	118	2
6	横浜市立大学	109	-
7	三重大学	106	-
8	名古屋大学	103	20
9	大阪大学	80	22
10	九州工業大学	64	17
11	関東学院大学	56	5
12	北里大学	55	-
13	日本獣医生命科学大学	48	8
14	電気通信大学	36	19
15	豊橋技術科学大学	35	14
16	九州大学	35	11
17	関西学院大学	34	-
18	岩手大学	31	15
19	和歌山大学	30	6
20	徳島大学	30	13
21	香川大学	29	27
22	石川県立大学	27	-
23	東北大学	25	9
24	北海道大学	24	-
25	高知大学	23	23
26	北陸先端科学技術大学院大学	22	29
27	愛媛大学	22	24
28	名古屋市立大学	20	-
29	岡山大学	20	-
30	久留米大学	19	-

※研究者とは、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」に登録されており、かつ「科学研究費助成事業(科研費)への応募資格を有する研究者」を指す。ただし、e-Radに登録が無い研究機関は、研究機関が把握している研究者とした。

教員あたりの国際会議プロシーディングス採録数 (平成28-31年実績、上位10大学)

別添資料
3101-i3-7

順位	大学名	採録数	教員数	採録数/ 教員数
1位	総合研究大学院大学	280	25	11.20
2位	電気通信大学	1219	303	4.02
3位	北陸先端科学技術大学院大学	599	156	3.84
4位	奈良先端科学技術大学院大学	710	230	3.09
5位	豊橋技術科学大学	560	211	2.65
6位	九州工業大学	821	352	2.33
7位	東京工業大学	2255	1054	2.14
8位	名古屋工業大学	736	354	2.08
9位	長岡技術科学大学	375	202	1.86
10位	京都工芸繊維大学	467	285	1.64

出典：採録数 Clarivate Analytics Web of Science (2016-2019実績のproceedings paperを抽出)
教員数 大学改革支援・学位授与機構「大学基本情報」(平成31年度)

教員あたりの国際会議プロシーディングス被引用数 (平成28-31年実績、上位10大学)

順位	大学名	被引用数	教員数	被引用数/ 教員数
1位	総合研究大学院大学	416	25	16.64
2位	奈良先端科学技術大学院大学	854	230	3.71
3位	北陸先端科学技術大学院大学	552	156	3.54
4位	電気通信大学	1070	303	3.53
5位	東京工業大学	2705	1054	2.57
6位	九州工業大学	753	352	2.14
7位	豊橋技術科学大学	405	211	1.92
8位	名古屋工業大学	482	354	1.36
9位	東京大学	5207	3869	1.35
10位	長岡技術科学大学	251	202	1.24

出典：被引用数 Clarivate Analytics Web of Science (2016-2019実績のproceedings paperを抽出)
教員数 大学改革支援・学位授与機構「大学基本情報」(平成31年度)

中区別採択件数上位10機関(過去2年間の新規採択の累計数)

20.機械力学、ロボティクスおよびその関連分野

順位	機関種別名	機関名	新規採択累計数(件)	配分額(直接経費)(千円)	応募件数累計数(件)
1	国立大学	東京工業大学	20.0	164,800	38.0
2	国立大学	東京大学	17.0	58,500	49.0
3	国立大学	名古屋大学	12.0	43,400	37.0
3	国立大学	大阪大学	12.0	71,100	44.0
5	国立大学	東北大学	11.0	56,300	29.0
5	国立大学	電気通信大学	11.0	34,600	19.0
7	私立大学	早稲田大学	9.0	45,800	34.0
8	私立大学	立命館大学	8.0	26,500	29.0
9	国立大学	岡山大学	7.0	15,100	13.0
10	国立大学	弘前大学	6.0	17,800	8.0
10	国立大学	信州大学	6.0	11,100	13.0
10	国立大学	豊橋技術科学大学	6.0	20,600	13.0

60.情報科学、情報工学およびその関連分野

順位	機関種別名	機関名	新規採択累計数(件)	配分額(直接経費)(千円)	応募件数累計数(件)
1	国立大学	東京大学	45.0	115,300	126.0
2	国立大学	京都大学	37.0	87,100	67.0
3	国立大学	大阪大学	35.0	196,300	94.0
4	国立大学	筑波大学	28.0	52,200	85.0
5	国立大学	東京工業大学	26.0	59,000	72.0
5	国立大学	九州大学	26.0	73,900	68.0
7	国立大学	東北大学	24.0	63,000	88.0
8	私立大学	早稲田大学	23.0	77,500	69.0
9	国立大学	電気通信大学	22.0	72,400	47.0
10	大学共同利用機関法人	国立情報学研究所	21.0	76,500	58.0

61.人間情報学およびその関連分野

順位	機関種別名	機関名	新規採択累計数(件)	配分額(直接経費)(千円)	応募件数累計数(件)
1	国立大学	東京大学	76.7	294,883	183.8
2	国立大学	大阪大学	35.3	205,383	120.0
3	国立大学	筑波大学	28.7	83,250	80.7
3	国立大学	京都大学	28.7	132,800	82.8
5	特殊法人・独立行政法人等	国立研究開発法人産学技術総合研究所	26.8	68,817	74.2
6	私立大学	早稲田大学	23.0	70,050	81.8
7	国立大学	東北大学	22.7	95,417	85.0
8	私立大学	立命館大学	22.0	60,000	84.7
9	国立大学	電気通信大学	21.0	51,800	49.0
10	国立大学	東京工業大学	20.0	69,650	61.8

62.応用情報学およびその関連分野

順位	機関種別名	機関名	新規採択累計数(件)	配分額(直接経費)(千円)	応募件数累計数(件)
1	国立大学	東京大学	33.0	139,100	81.5
2	国立大学	筑波大学	14.0	28,600	49.0
3	国立大学	京都大学	13.5	31,900	46.5
4	国立大学	名古屋大学	13.0	33,950	36.5
5	国立大学	九州大学	12.5	37,300	44.5
6	国立大学	東北大学	12.0	29,750	41.0
7	国立大学	電気通信大学	11.0	62,400	20.0
8	国立大学	大阪大学	9.5	34,200	44.0
9	国立大学	東京工業大学	9.0	15,000	27.0
10	国立大学	北海道大学	8.0	22,500	22.0
10	私立大学	早稲田大学	8.0	26,900	28.0

(注1)「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「計画研究及び公募研究」、「基盤研究」(特設分野研究を除く)、「挑戦的研究」(特設審査領域を除く)、「若手研究」及び「国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))」について分類。

(注2)「特別推進研究」及び「基盤研究(S)」は、最も関連の深い中区分に分類。

(注3)「新学術領域(研究領域提案型)」、「計画研究及び公募研究」は、<関連のある小区分>を基に分類。

(注4)対応する中区分が複数ある小区分については、件数、配分額を按分して集計。

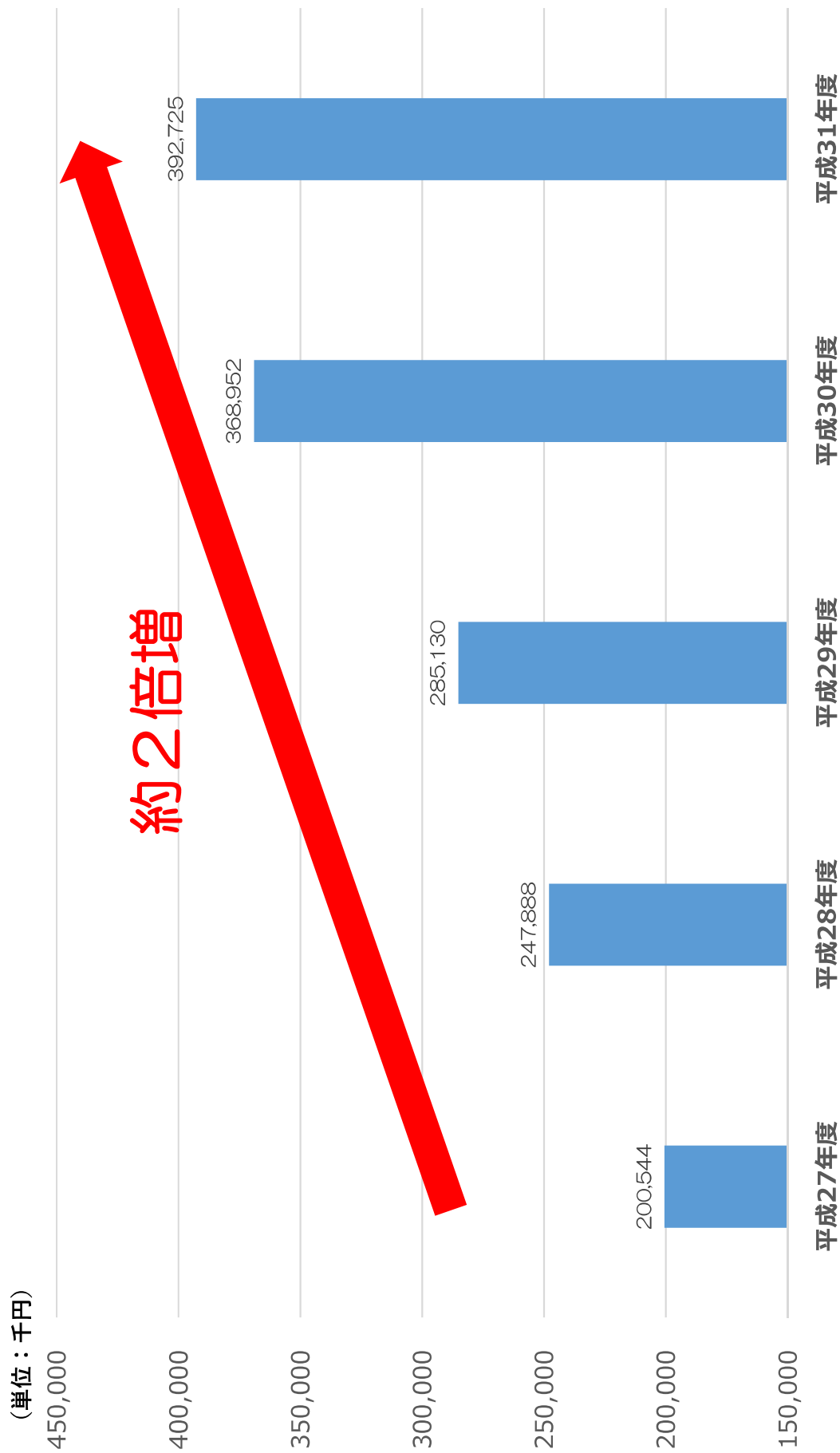
(注5)研究代表者が所属する研究機関により整理。採択累計数が同数の場合は機関番号順に掲載。

(注6)機関種別「国立研究開発法人、独立行政法人、特殊法人等」は、「特殊法人・独立行政法人等」と機関種別名を省略。

出典：令和元年度科学研究費助成事業の配分について

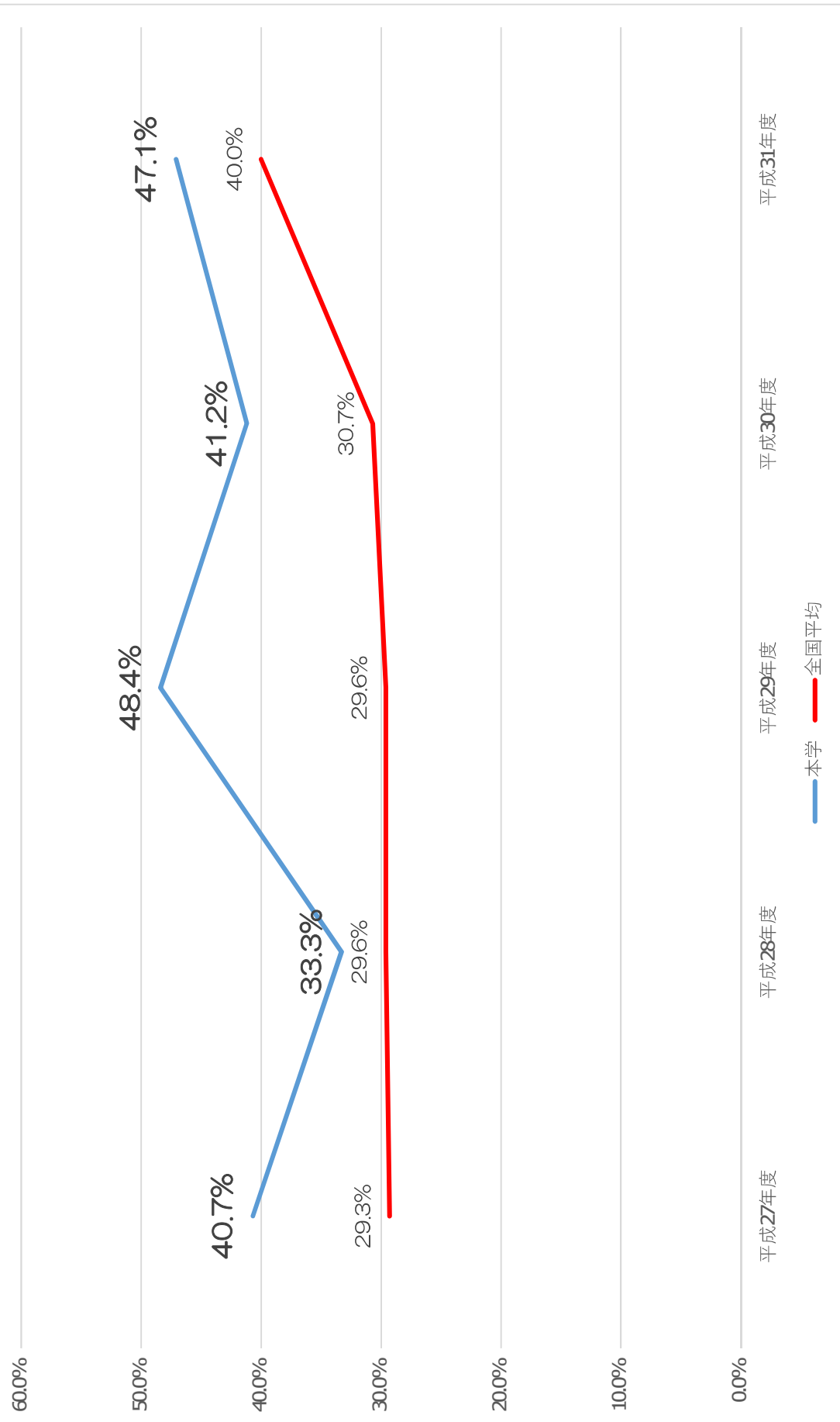
(令和2年3月27日改訂版 文部科学省研究振興局) を元を作成

本学における共同研究獲得額推移（平成27～31年度）



大学の科研費（若手研究）の新規採択率について

別添資料 3101-i4-2



電気通信大学発ベンチャー一覧(令和2年3月現在)

起業等名	認定年度
株式会社キャンパスクリエイト	平成19年度
株式会社ナノテコ	平成19年度
株式会社ワイヤレスコミュニケーション研究所	平成19年度
株式会社インフォクラフト	平成19年度
マルチポート研究所有限責任事業組合	平成19年度
株式会社ハートビーツ	平成21年度
株式会社Photonic System Solutions	平成22年度
株式会社早川地震電磁気研究所	平成23年度
株式会社MNU	平成23年度
株式会社メルティンMMI	平成24年度
プラスワッチ株式会社	平成24年度
株式会社対話型メディア技術研究所	平成26年度
株式会社MTMシステムズ	平成26年度
株式会社CodeNext	平成27年度
群青デザインシステムズ合同会社	平成27年度
株式会社スマートエーイー	平成27年度
株式会社インターメディア研究所	平成27年度
ACH2テクノロジーズ株式会社	平成28年度
レッドインパルス株式会社	平成28年度
株式会社ChiCaRo	平成29年度
TCC Media Lab株式会社	平成29年度
株式会社voiceware	平成29年度
株式会社B-STORM	平成29年度
感性AI株式会社	平成30年度
株式会社Mu-BORG	平成30年度
特定非営利活動法人uecサポート	平成30年度
株式会社Dream Seed Connect	平成30年度
Umee Technologies株式会社	平成31年度
株式会社deltafiber.jp	平成31年度

お知らせ



【報告】国際会議The Irago Conference 2019を開催

2019年12月03日

令和元年10月29日に本学、豊橋技術科学大学および東海大学の共催により、国際会議The Irago Conference 2019 (Irago : Interdisciplinary Research And Global Outlook) を開催しました。本会議は、広範な科学分野の専門家の相互理解のもと、異分野融合プラットフォームの構築を目的とし、若手研究者が本会議に参加することを通じて、国際的に著名な科学者・技術者、企業家やオピニオンリーダーと直接対話し、21世紀の科学・技術に係る主要な問題に直接触れる場として、2011年から毎年開催されています。

第9回目の開催となる今回は、「Insights into the sustainable development goals - What About The Earth's Resources -」をテーマとして、招待講演5件、ミニセミナー講演4件に加えて、ポスター発表87件の論文発表が行われました。スペインやイタリアからの招待講演者を含め、約150名による発表と討議が活発に行われました。

また、高大連携の促進に寄与する試みとして、過去2回スーパーサイエンスハイスクール指定校である聖光学院高等学校や豊島岡女子学園の生徒によるポスター発表が実施されています。今回は同2校に加え、東京都立立川高等学校、熊本県立宇土中学校・宇土高等学校の4校から計6枚のポスター発表がありました。新進気鋭な高校生による発表に、大学院生や研究者が熱心に耳を傾ける姿が見受けられました。

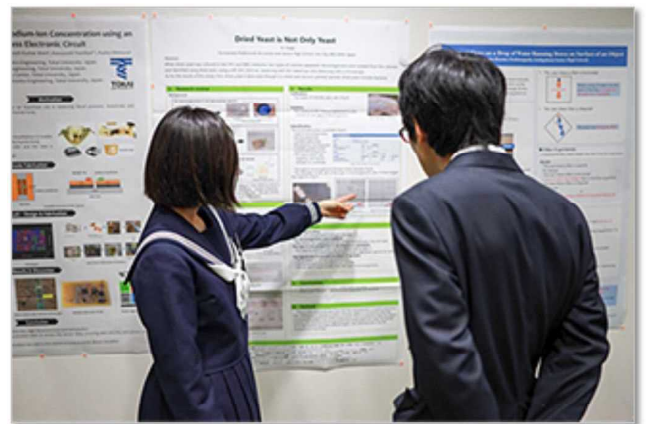
また、会議終了後には、「The Irago Conference 2019 Evening Session」を開催し、福田学長の開催挨拶の後、招待講演者と参加者の活発な交流が行われました。また本学の饗庭絵里子准教授（機械知能システム学専攻）および学域2年生によるピアノと琴の演奏、高校生によるジャズのピアノ演奏も飛び入りで行われ、盛況なEvening Sessionが実現しました。



10月29日の参加者集合写真



"Evening Session"開会挨拶をする福田喬学長



熊本県立宇土中学校・宇土高等学校の生徒によるポスターセッション

お知らせ

【報告】IUUKWS 2019の開催について

2019年12月26日

本学は、令和元年12月10日、11日の両日にわたり、慶應義塾大学において、大学間交流協定校の米国カリフォルニア大学バークレー校(UCB)と共に、Industry-UCB-UEC-Keio Workshop 2019 (IUUKWS 2019)を開催しました。

本ワークショップは、本学とUCBが2017年に始めたもので、両大学による協創構築、および社会実装視点から社会イノベーション・プラットフォーム（システム）の構築を目指している企業との産学連携が不可欠との認識に立ち、企業-大学が連携した「超スマート社会」実現に向けたサービス基盤技術／プラットフォームの協創構築を目的として開催しております。今回より、慶應義塾大学理工学部が参加したことにより、一層の発展を得ました。

ワークショップの内容は、本学の福田学長による開会の挨拶、中野理事のWelcome Speechに始まり、(1) Control Systems、(2) Bio Engineering、(3) Quantum Information、(4) Materials Science 1、(5) Materials Science 2の5セッション、慶応大および本学の学生によるポスターセッション、グーグル合同会社Peter Fitzgerald日本法人代表のPlenary Lecture、日立金属株式会社 佐藤光司 代表執行役 執行役社長のClosing Sessionで構成されました。研究者のみならず多くの学生も参加し、本ワークショップは盛会のうちに幕を閉じました。

次回IUUKWSは2020年にUC Berkeleyで開催を計画しており、更なる国際研究協力、産学連携を目指します。



集合写真



福田学長による開会の挨拶

女性による共同研究獲得額推移（平成27～31年度）

